

厚生労働省

平成27年度障害者総合福祉推進事業

補装具費支給制度における貸与方式導入に向けた
体制のあり方の検証等に関する研究事業
報 告 書

平成 28 年 3 月

公益財団法人テクノエイド協会

は じ め に

補装具は、障害者・障害児の失われた身体機能を補完又は代替する用具であり、身体障害者の職業その他日常生活の維持向上を図ることを目的として、また、身体障害児については、将来社会人として自立生活するための素地を育成助長することを目的として使用されている。

平成２０年度に当協会が取り纏めた「補装具費支給制度等における貸与方式導入に関する調査研究事業（厚生労働省平成２０年度障害者保健福祉推進事業）」においては、貸与になじむ種目の概要を明らかにし、平成２５年度に実施した「補装具費支給制度の施策検討に向けた実態把握に関する調査研究事業（厚生労働省平成２５年度障害者総合福祉推進事業）」においては、補装具の貸与方式導入に関して多く関心が寄せられたところである。

更に、平成２６年度は現行の補装具費支給制度の中において、貸与方式導入に向けての諸課題を整理するとともに、具体化するための方策を検討し、実際に補装具の貸与を実現する運用モデルの在り方について取り纏めた。

本調査研究の実施にあたっては、当協会内に検討委員会（委員長：伊藤利之 横浜市総合リハビリテーションセンター 顧問）を設置し、補装具に係る専門家、医師、行政、事業者等それぞれの立場の方々に委員をお願いし、ご指導とご助言を頂きながら検討を進めることとした。

本報告書については、補装具貸与費支給モデル事業の実施を通じてご協力を頂いた世田谷区及び横浜市、千葉市をはじめ、実際の利用者及び更生相談所、関係事業者等へのアンケート調査やヒアリング調査、並びに、検討委員会におけるご意見を踏まえて、事務局の責において取り纏めたものであり、検討委員をはじめ本事業に多大なるご協力を頂いた多くの方々に深く感謝する次第である。

本調査結果が、平成３０年度の改正を控えている「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法」の検討材料の一助となれば幸いである。

なお、本事業は、厚生労働省から「平成２７年度障害者総合福祉推進事業」から交付を受けて実施したものである。

平成２８年３月

公益財団法人テクノエイド協会

補装具費支給制度における貸与方式導入に向けた
体制のあり方の検証等に関する研究事業報告書 目次

第1部 本編

I. 事業概要	1
1. 事業の目的	1
2. 事業の内容	1
(1) 検討委員会の設置	1
(2) 実施機関の選定と関係機関等の連携構築	1
(3) 貸与種目の選定と基本価格の決定	1
(4) モデル事業を通じた効果検証と課題の抽出・検討	2
(5) 調査研究報告書の作成	2
3. 検討委員	2
4. 実施スケジュール	3
5. 委員会の開催状況	4
II. 実施機関の選定と関係機関等の連携構築	5
1. 実施地域の選定	5
(1) 実施地域の要件	5
(2) 選定した実施地域	5
2. 関係機関等との連携構築	6
(1) 関係機関等との連携の構築	6
(2) モデル事業説明会	6
III. 貸与品目の選定と基本価格の決定	7
1. 貸与品目の選定	7
2. 貸与価格の設定	8
IV. モデル事業を通じた効果検証と課題の抽出・検討	9
1. モデル事業の実施フロー	9
2. 各地区における実施方法	11
3. 補装具貸与費支給モデル事業における事例のイメージと実際の流れ	12
4. 補装具貸与費支給モデル事業実施に伴う関係書類の流れ	13
(1) 第1次連絡	13
(2) 第2次連絡	13
5. 補装具貸与費支給モデル事業実施における各種規定類	13
(1) 補装具貸与費支給モデル事業実施要綱	13
(2) 補装具貸与費支給モデル事業 個人情報保護方針	13
(3) 補装具貸与の利用効果の検証に関する調査協力同意書	14

6. 貸与実施結果	14
(1) 貸与実施結果概要	14
(2) 申請者の疾患と申請理由等	14
7. 利用者・事業者アンケート調査	16
(1) 実施目的	16
(2) アンケート調査概要	16
(3) アンケート調査結果	16
8. 利用者・事業者ヒアリング調査	18
(1) 実施目的	18
(2) ヒアリング調査概要	18
(3) ヒアリング調査結果（主なご意見）	19
9. 各地域における主な課題	21
10. 実施機関ヒアリング	23
(1) 実施目的	23
(2) ヒアリング調査概要	23
(3) ヒアリング調査結果（主なご意見）	24
11. 貸与品の消毒について	25
12. 貸与方式導入に向けた論点の整理	26
(1) 貸与物品の調達と確保について	26
(2) 貸与物品の安全性の確保について	34
(3) 貸与対象者の要件について	37
(4) 貸与結果の評価と活用について	40
(5) 貸与物品の基準額について	43
(6) 修理時における貸与について	47
V. 調査のまとめと今後の方向性	49
1. 本調査のまとめ	49
2. 今後の方向性	50
(1) 医療との連携に関する施策	50
(2) 補装具貸与に係る必要性の判断基準の明確化	50
(3) 貸与物品の確保と基準額の設定について	50
(4) 障害児の支給決定の実態に関する調査	51
(5) 指定事業者制導入に向けた検討	51

第2部 資料編

資料 1	補装具貸与費支給モデル事業実施要綱	53
資料 2	補装具貸与費支給モデル事業 個人情報保護方針	67
資料 3	補装具貸与の利用効果の検証に関する調査協力同意書	70
資料 4	貸与機器一覧	71
資料 5	補装具貸与モデル事業アンケート調査票	73
資料 6	補装具貸与モデル事業アンケート結果	76

資料 7	補装具貸与モデル事業ヒアリング調査票.....	8 2
資料 8	補装具貸与モデル事業ヒアリング調査結果	8 6
資料 9	補装具貸与費支給モデル事業におけるヒアリング調査シート	9 7
資料 10	実施機関ヒアリング結果.....	9 8
資料 11	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（抜粋） ...	1 0 7
資料 12	安全な福祉用具貸与のための消毒ハンドブック（引用：抜粋）	1 1 2
資料 13	児童用歩行器の種類と特徴（参考例）	1 1 7
資料 14	社会保障審議会障害者部会報告書（抜粋）	1 2 6

第 1 部 本 編

I. 事業概要

1. 事業の目的

補装具は、障害者（「障害児」を含む。）の身体機能の一部を補完し、自立や社会参加を支える極めて重要な役割を果たすものであり、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」においては、補装具製作に係る費用を支給することにより、個々の障害に応じた補装具が給付される仕組みとなっている。

一方、補装具費支給制度のあり方については、かねてより補装具の適切かつ効率的な利用と限りある財源を有効に活用する観点から、一部の種目について、貸与方式を導入すべきとする意見が多くの関係者から寄せられているところである。

こうした背景のもと、昨年度の調査研究では、現行制度を踏まえて、貸与の目的及びその対象者を明確化するとともに、貸与可能な種目及び価格、実施方法等のあり方について検討を行い、「補装具貸与費支給モデル事業実施要綱（案）」を策定したところである。

本事業は、昨年度の研究結果に基づき、一部の市町村及び更生相談所、補装具製作事業者、リハビリテーションセンター等の協力を得て、より実践的な「補装具貸与費支給モデル事業」を行うものであり、もって実際の運用を通じた効果の検証と個別具体的な課題の抽出を行い、実際の制度化に向けた方策について調査研究を行うことを目的とした。

2. 事業の内容

（１）検討委員会の設置

本事業を適切かつ円滑に実施するため、補装具に係る専門家及び医師、行政、関係団体等から構成する検討委員会を当協会に設置した。

（２）実施機関の選定と関係機関等の連携構築

地域の実情や更生相談所等の協力体制を踏まえて、本モデル事業の実施主体にあたる自治体の選定を行うこととした。もって地域が一体となってモデル事業に取り組む体制を構築した。

実施機関（自治体）は、世田谷区、横浜市、千葉市の３か所を選定した。

（３）貸与種目の選定と基本価格の決定

昨年度の調査結果等を踏まえて、本モデル事業で貸与費支給の対象とする具体的な種目を指定するとともに、その貸与価格を決定した。

特に利用効果が高いと考えられる「義肢」、「装具」、「意思伝達装置」、「起立保持具」の４種目とし、今回は具体的な機種まで選定しないこととした。

また、貸与価格は、希望小売価格に一定の調整率を乗じ、かつ当該製品の耐用年数、搬入出費やフィッティング料等を加味し、１ヶ月と３ヶ月の場合の２種類の貸与価格を設定した。

(4) モデル事業を通じた効果検証と課題の抽出・検討

上記(2)及び(3)の検討結果を踏まえて、本モデル事業を実施した。もって貸与方式導入の効果について、検証やヒアリング調査を実施するとともに、個別具体的な課題の抽出から制度化に向けた論点の整理とその対応案の検討を行い、実際の制度として運用可能な体制・仕組みを検討した。

(5) 調査研究報告書の作成

本事業による調査結果を報告書に取り纏めた。

3. 検討委員

補装具費支給制度における貸与方式導入に向けた 体制のあり方の検証等に関する研究事業 検討委員名簿

(委員)

(敬称略・五十音順)

氏 名	所 属
◎ 伊藤 利之	横浜市総合リハビリテーションセンター
井村 保	中部学院大学 看護リハビリテーション学部
檜本 修	宮城県リハビリテーション支援センター
川畑 善智	一般社団法人 日本車椅子シーティング協会 (有限会社パムック)
高木 憲司	和洋女子大学 生活科学系 家政福祉学研究室
永田有紀恵	武蔵野市障害福祉センター
羽佐田和之	パシフィックサプライ株式会社 事業開発本部
久富ひろみ	多摩市役所健康福祉部 障害福祉課
松本 芳樹	一般社団法人 日本義肢協会 (株式会社松本義肢製作所)

◎印：委員長

(オブザーバー)

氏 名	所 属
加藤 晴喜	厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 企画課 自立支援振興室 福祉用具専門官
杉渕 英俊	厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 企画課 自立支援振興室 社会参加支援係長

4. 実施スケジュール

本事業は、下記のスケジュールにて実施した。

検討項目等	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1. 委員会の設置・開催		★					★	★
2. 実施機関の選定と関係機関等の連携構築								
3. 貸与品目の選定と基本価格の決定								
4. モデル事業説明会の実施								
5. モデル事業効果検証プログラムの検討								
6. モデル事業による補装具貸与の実施								
7. アンケート調査・ヒアリング調査の実施								
8. モデル事業における検討課題・論点の整理								
9. 実際の制度化に向けた方策等の検討								
10. 実際の制度化に向けた提言								
11. 報告書の作成								

5. 委員会の開催状況

(1) 第1回委員会（平成27年9月4日）

（報告事項）

- 本事業の実施概要について

（検討事項）

- 本調査事業の骨子について
- 補装具貸与費支給モデル事業実施要綱（案）について
- 事業実施に伴う個人情報保護方針（案）
- 貸与費支給モデル事業の実施フロー例
- アンケート及びヒアリング調査の実施について
- 今後のスケジュール

(2) 第2回委員会（平成28年2月17日）

（報告事項）

- 本事業の実施状況（概要）について
- 各地域における実施方法の整理と主な課題
- 利用者・事業者アンケート調査結果の概要
- 利用者ヒアリング調査結果の概要

（検討事項）

- 貸与方式導入に向けた課題・論点について
- ヒアリング結果及び検討委員会等を踏まえた論点整理（案）
- 今後のスケジュール

(3) 第3回委員会（平成28年3月16日）

（報告事項）

- ヒアリング調査の報告

（検討事項）

- 報告書（案）について

II. 実施機関の選定と関係機関等の連携構築

1. 実施地域の選定

(1) 実施地域の要件

実施地域の選定要件として、下記2点を定めた。

- 一定の調査数を確保するとともに、本モデル事業を適切かつ円滑に執り行うため、ある程度の人口規模があり、かつ人員体制等の基盤がしっかりしていること
- 本事業の意義と目的について、地域の関係機関や補装具製作事業者等にご理解いただける地域

(2) 選定した実施地域

上記要件を満たす実施地域として、下記3地域に協力頂くこととした。

	地域	人口	特徴等
1	世田谷区 障害施策 推進課	88万人	東京都心身障害者福祉センター（以下「センター」）と連携のうえ、区内5支所にて実施。 ・世田谷総合支所、北沢総合支所、玉川総合支所、砧総合支所、烏山総合支所
2	横浜市 障害福祉課	372万人	横浜市については、実質的に各区（全18区）へ支給申請する前の段階で、横浜市総合リハビリテーションセンター及び更生相談所において補装具の適宜判断・処方が行われていることから、本事業では、横浜市（本庁）と横浜市更生相談所及び、横浜市総合リハビリテーションセンターが連携して実施することとした。（従って、本事業では、横浜市（本庁）が直接貸与を決定することとした。）
3	千葉市 障害者自立支 援課	97万人	千葉市障害者相談センター（以下「センター」）と連携のうえ、市内6区にて実施。 現行の判定の流れに沿って、各種目、以下の内容で対応することとする。 ◆義肢 ① センターにおいて、判定実績が多く、意見交換が十分にできる業者2～3社の協力により実施。 ② 判定に基づいて、部品の選択は業者が行う。部品を選択するためにデモが必要な場合は、業者から試す部品を確認し、センターで貸与の必要性を判断。 ③ 試した結果について、業者から報告を受けて、部品を決定。 ◆装具（PSB） ① 区で相談を受けた段階で、センターに連絡をもらい、センターで対応。貸与について助言。 ② 使用状況を確認し、必要に応じて申請につなげる。 ◆意思伝達装置 ① 申請前に利用者又は家族等が、業者を選択し、機器の導入にあたっての相談やスイッチなどをデモ機により試してもらう。 ② デモを継続できそうな場合、業者からの連絡により貸与の実施について判断。 ◆起立保持具 ① 医師意見書により、区で判断。

2. 関係機関等との連携構築

(1) 関係機関等との連携の構築

補装具貸与モデル事業の実施にあたっては、市区、更生相談所、事業所、利用者等複数の関係機関との連携が必要になる。モデル事業においては、支給決定を行う市区の協力なくして実施が困難であることから、まずは市区に対して説明及び協力依頼の後、更生相談所及び事業者、関係機関等の複数回の打合せを経て、地域の実情を踏まえた事業の体制構築を実施した。(詳細は「IV-2. 各地区における実施方法」を参照。)

更生相談所とは、市区と一緒に何度か打ち合わせを重ねることで、無理のないモデル事業の実施体制を構築することができた。

(2) モデル事業説明会

各関係者への理解の醸成と事業利用の周知を図るため、下記日程でモデル事業説明会を実施した。

地域	日時	会場	参加者数
千葉会場	10月19日(月) 14:00～	千葉市ハーモニープラザ 障害者福祉センター 会議室 (千葉市中央区千葉寺町1208-2) http://www.chp.or.jp/access.html	15名
横浜会場	10月21日(水) 14:30～	横浜市総合リハビリテーションセンター 横浜市障害者更生相談所 (神奈川県横浜市港北区鳥山町1770) http://www.yokohama-rf.jp/	35名
世田谷会場	10月27日(火) 9:30～	世田谷区役所 第2庁舎内1階集合 (東京都世田谷区世田谷4-21-27) http://www.city.setagaya.lg.jp/shisetsu/1201/1231/d00006140.html	16名

Ⅲ. 貸与品目の選定と基本価格の決定

1. 貸与品目の選定

補装具費貸与モデル事業の実施にあたっては、①義肢、②装具、③起立保持具、④意思伝達装置の4種目を貸与品目として選定した。

具体的な機種は定めないこととした。

①義肢

目的	補装具判定の処方、適合の精度向上
貸与の必要性 判断・意義	市町村への申請、更生相談所への判定依頼を経て、更生相談所等が貸与の必要性を判断する。 貸与をすることで更生相談所側が必要性の判断や機種の選定、必要な機能の製品、部品を処方することに資する。
効果測定	判定時の部品選択に有用だったかの更生相談所の意見 など
想定される 貸与期間	数個の製品比較のために1製品1週間程度。 ※本モデル事業では、1カ月とする。
貸与費の支給	※本モデル事業では、協会から補装具製作事業者へ支払い、利用者負担は無しとする。

②装具、③起立保持具、④意思伝達装置（本体、入カスイッチを含む。）

目的	進行性の疾患や成長期の児童の補装具の適宜利用
貸与の必要性 判断・意義	市町村が医師意見書や中間ユーザーからの意見を参考に貸与の必要性を判断する。使用までの時間短縮が得られ、試用効果を確認してから判定依頼をあげることができる。
効果測定	対象者に試用製品が届くまでの期間。 試用の結果、必要性が無い事例がどのくらいあったか など
想定される 貸与期間	1カ月・3カ月 必要に応じて延長。
貸与費の支給	原因疾患によっては貸与を延長しながら経過をみることもあり得る。その場合は3カ月単位で貸与費を支給決定する。 ※本モデル事業では、協会から補装具製作事業者へ支払い、利用者負担は無しとする。

なお、本事業では、最初から特例補装具費の支給判断を行うものではないことに留意しつつ、現行の基準額の範囲では利用が困難な起立保持具については弾力的に取扱いができることとした。

2. 貸与価格の設定

本事業において検討する補装具貸与の仕組みは、あくまで本補装具を製作するためのプロセスに位置付けるものであり、介護保険のように貸与システムが独立して収益を上げる仕組みを検討するものではない。

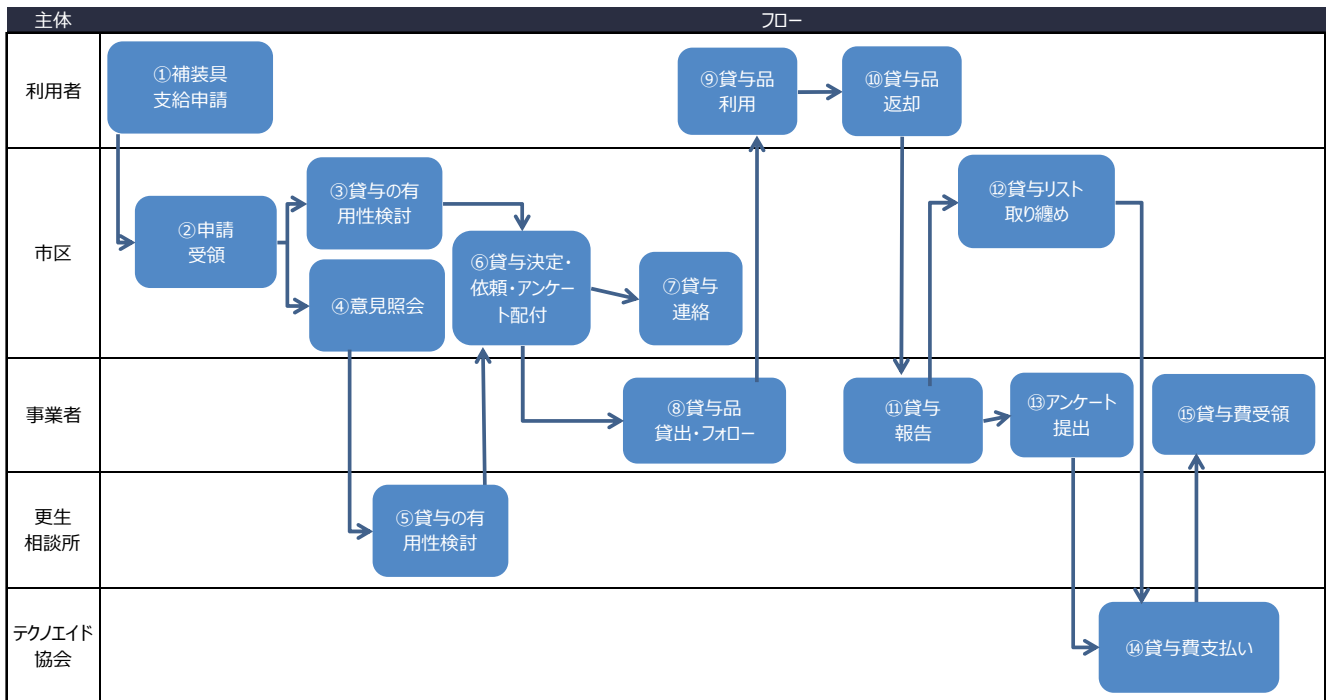
従って、貸与価格の設定にあたっては、送料及びフィッティング・メンテナンス等、必要最低限に留めることとし、貸与価格は下表の通りに設定した。

種目	製造事業者	型番・名称	要件	貸与費
義肢	個別の機器は指定せず、参考機種を例示することとする。 従って貸与を希望する商品や部品を選定しても、最寄りの事業者では取り扱っていない場合もあることに留意すること。		「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく補装具費の支給対象者であり、かつ貸与をすることで、補装具判定の処方・適合の精度向上に資するものである場合。	1ヶ月 20,000円
装具			「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく補装具費の支給対象者であり、かつ貸与をすることで、進行性の疾患や成長期の児童の補装具の適宜利用に資するものである場合。	1ヶ月 11,000円
起立保持具				1ヶ月 15,000円
意思伝達装置				1ヶ月 12,000円 3ヶ月 20,000円

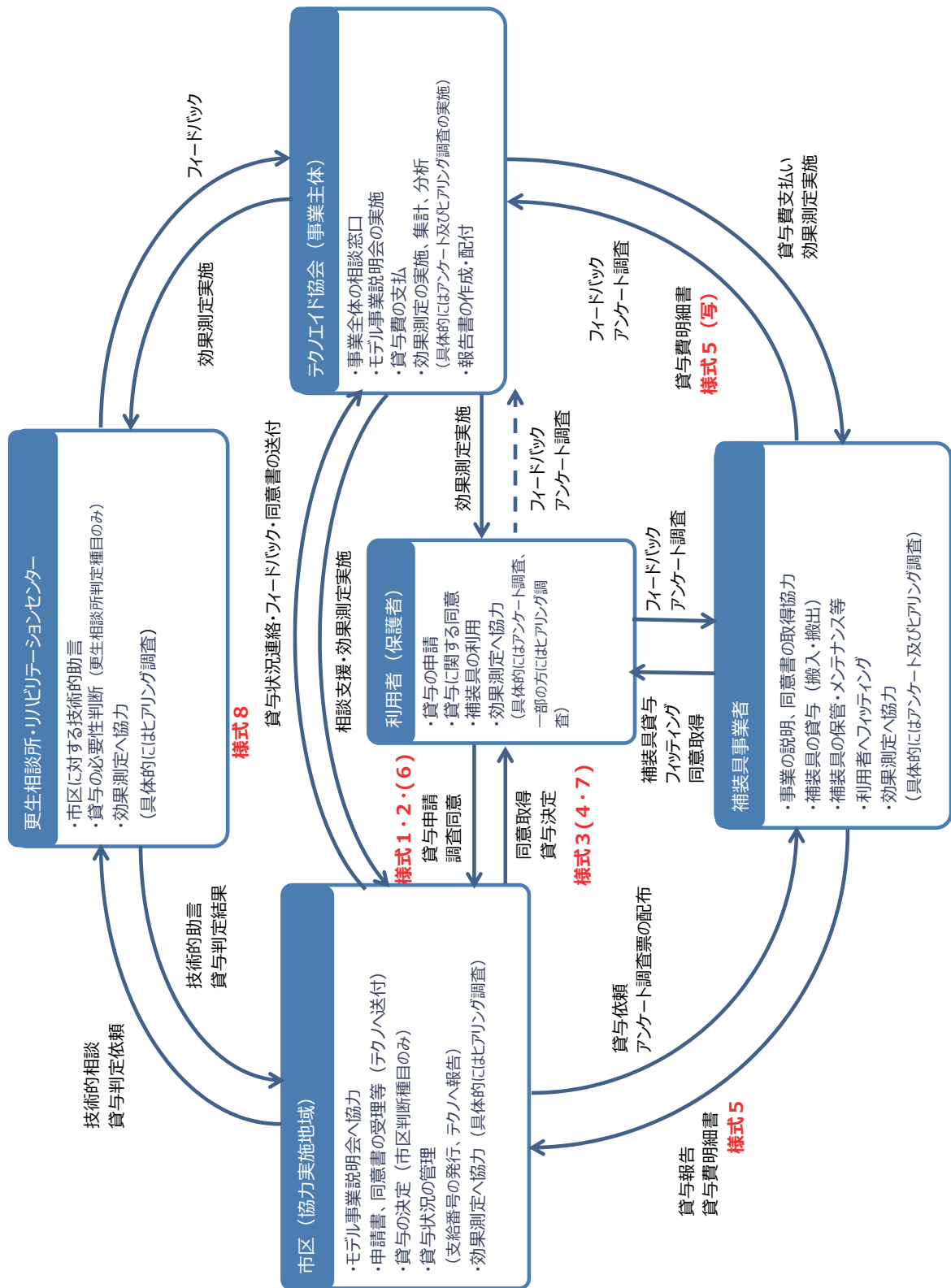
Ⅳ. モデル事業を通じた効果検証と課題の抽出・検討

1. モデル事業の実施フロー

モデル事業の実施フローは、概ね下図を基本的な流れとした。



NO	主体	フロー
①	利用者	利用者は、補装具貸与の申請を行う（合わせて同意書も提出）※同意を得るための説明については、事業者又は市区にご協力頂く（状況に応じて協会からご説明）
②	市区	市区は、利用者からの補装具貸与申請を受領する ※支給番号の割当、随時テクノエイド協会へメール報告
③	市区	（市区判断の場合）市区は、申請品が貸与品目に該当する場合、貸与の有用性を加味して貸与を行うか判断する
④	市区	（更生相談所判断の場合）市区は、申請品が貸与品目に該当する場合、更生相談所に貸与実施について意見照会を行う
⑤	更生相談所	更生相談所は、貸与の有用性を加味して貸与を行うか判断し、市区に報告する
⑥	市区	市区は貸与の決定を行い、事業者に貸与の依頼を行うとともに、事業者及び利用者アンケート調査を配付する
⑦	市区	市区は、協会に貸与実施の旨、連絡する ※協会は給付管理を行う
⑧	事業者	事業者は市区からの依頼を受け、利用者に貸与品の貸出し・フィッティング等を行う
⑨	利用者	利用者は、事業者から貸与品を受領し、貸与期間中補装具を利用する
⑩	利用者	利用者は、事業者に貸与品を返却する。その際、利用にあたってのコメントなどを事業者へフィードバックする ※アンケート調査の実施・回収
⑪	事業者	事業者は、市区に対して貸与明細書を送付し協会へ貸与明細書（写）を送付する
⑫	市区	市区は貸与リストを貸与管理台帳に取り纏め、事業期間終了後に協会へ報告する
⑬	事業者	事業者は、協会にアンケートを提出する ※利用アンケートも合わせて送付する
⑭	テクノエイド協会	協会は、市区からの貸与明細書を受領し、貸与終了後、各事業者に貸与費を随時又は一括して支払う
⑮	事業者	事業者は、協会から貸与費を受領する



2. 各地区における実施方法

補装具貸与モデル事業の実施方法は各市区の意向を踏まえて、下記の方法とした。

項目		世田谷	横浜	千葉
貸与の 必要性の 判断	義肢	・更生相談所が、判定の際に実施 ・判定書とマスターカードを区に合わせ て送付※新規のみ、成人のみとする	・判定医が来所判定のためのクリニック で診察時に実施	・障害者相談センターが判定の 際に実施
	装具	・利用者が本補装具支給の相談に来た 際、各支所の障害支援担当者が実施	・リハセンターによる総合評価訪問時 に、リハセンター所有のデモ機等で適応 があると判断された場合に貸与のため の評価訪問に判定医が同行し、実施 ※起立保持具は今回、貸与の対象としな い	・障害者相談センターが調査の 上実施
	意思伝達装置			
	起立保持具			
利用者に 対する 貸与説明	義肢	・更生相談所からマスターカードを受領 後、各支所の障害支援担当者が実施	・更生相談所が実施	・障害者相談センター職員又は 業者が実施
	装具	・利用者が本補装具支給の相談に来た際 に、各支所の障害支援担当者が実施	※起立保持具は貸与の対象としない	
	意思伝達装置			
	起立保持具			
対象機器の取り扱い		・モデル事業では、既製品４品目に限定 する（レッツチャット・伝の心・話想・ ANAVI-7 T）	・装具は、PSBに限定する ・総合評価訪問に関わったリハセンター スタッフの意見を聞いた上で判定医が 選定	・意思伝達装置に関しては、障 害者相談センター職員が調査を 行い、業者と相談の上判断
貸与事業者の選定		・最初に利用者が申請した補装具製作事 業者とするが、不可の場合は区と相談 ・区と事業者が連携して作成	・本人、家族の希望を踏まえ、リハセン ターと更生相談所とで調整の上選定 ・判定医が作成、貸与事業者がサイン	・貸与モデル事業では、市が事 前に指定した事業者に限定 ・障害者相談センターと貸与事 業者が連携して作成
貸与意見書の作成				
備考		・利用者との窓口は、各支所の障害支援 担当者が実施し、取り纏めは区障害施策 推進課が実施	・PSB、意思伝達装置は貸与期間終了 に併せて医師が評価訪問を行い、レンタ ル終了（継続）の要否、必要に応じて本 補装具の判定を行う	

3. 補装具貸与費支給モデル事業における事例のイメージと実際の流れ

種目	市区における申請理由 (例の理由は重複もあり得る)	事例のイメージ	ニーズの整理	対応	実際の流れ
義肢 (完成用部 品：膝継手・ 足部等)	例1：ソケットの不適合（ゆ るい、きつい、痛み、傷があ る など）による申請	・断端の変化により医療保険 で作製した義足のソケットが ゆるいなど合わなくなった新 規申請事例 ・断端に痛みや傷が生じた再 申請事例	①ソケットの交換以外に 継手や足部などパーツの 変更希望がある、試してみ たい ②パーツは同じ物を希望	①貸与を勧めてみる ②ソケット交換等の修 理	①仮・本ソケット作製に併せて数種 類の完成用部品を試用 *貸与開始前に仮・本ソケット作製 が必要となるのでどのタイミングで 更生相談所に相談するかは適宜判断
	例2：完成用部品の破損によ る申請（業者が事前に相談を 受けていることが多い）	・ソケットは適合しているが、 継手、足部などが破損してい る	①継手や足部などパーツ の変更希望がある、別のも のを試してみたい ②パーツは同じ物を希望	①貸与を勧めてみる ②完成用部品の交換等 の修理	①ソケットはそのまま数種類の完 成用部品を試用 *区・市レベルで対応するか、更生 相談所に相談するかは適宜判断
	例3：完成用部品の変更を希 望しての申請	・生活スタイルが変化し、今 の義足では物足りない	継手や足部などより高機 能なパーツを試してみたい	貸与を勧めてみる	①数種類の完成用部品を試用 *区・市レベルで対応するか、更生 相談所に相談するかは適宜判断
装具 (BFO)	例1：医療機関等でBFOの 試用経験がある方からの申請	・医療機関等でBFO効果が 確認されている	BFOを早期に支給して 欲しい	貸与を勧めてみる	本支給に至るまで貸与でつなぐか、 待てるなら貸与なしで本支給 試用効果を確認してから支給の可否 を決定する
	例2：使える可能性も検討を 要する試用経験がない方から の申請	・医療機関等でBFOを勧め られたが試した経験がない	BFOが役立つなら使い たい	貸与を勧めてみる	試用効果を確認してから支給の可否 を決定する
起立保持具	例1：療育機関等で起立保持 具の試用経験がある方からの 申請	・療育機関等の訓練場面で試 用し、補装具申請を勧められ た	同じもの、類似のものが欲 しい	訓練場面だけでなく、生 活・就学場面で使えるの か貸与を勧めてみる	試用効果を確認してから支給の可否 を決定する
	例2：使える可能性も検討を 要する試用経験がない方から の申請	・自分のこどもにも使えるの ではと期待している	どんな機種がよいか分か らない	生活・就学場面で使える のか貸与を勧めてみる	試用効果を確認してから支給の可否 を決定する
意思伝達 装置	例1：医療機関等で意思伝達 装置の試用経験がある方から の申請	・医療機関等の備品などです でに意思伝達装置の使用訓練 が行われ、退院に合わせて支 給を希望している	同じ本体・入カススイッチを 希望している	貸与を勧めてみる	本支給に至るまで貸与でつなぐか、 待てるなら貸与なしで本支給
	例2：使える可能性も検討を 要する試用経験がない方から の申請	・保健師等の勧めで意思伝達 装置を検討しているが、何が 相応しいか決まっていない	意思伝達装置のイメージ から導入が必要	貸与を勧めてみる	試用効果を確認してから支給の可否 を決定

4. 補装具貸与費支給モデル事業実施に伴う関係書類の流れ

モデル事業の実施機関と当協会において、関係書類は1次連絡と2次連絡の2回に分けて行うことで、適時・適切に情報が共有できる体制とした。

(1) 第1次連絡

補装具貸与決定通知書（様式3）又は却下決定通書（様式4）を通知した時

①補装具貸与申請書（様式1）

②補装具貸与に係る意見書（様式2）

③補装具貸与の利用効果の検証に関する調査協力同意書（別紙）

④補装具貸与決定通知書（様式3）又は、却下決定通書（様式4）

⑤身体障害者手帳を申請中の場合

→ 身体障害者手帳申請時の診断書の写し

⑥難病等の方

→ 特定疾患医療受給者証の写し、または、難病患者等であることを証する医師の診断書等（既存のものの写しでも可）

市 区：関係書類一式をPDFにして下記へ送付頂く

決定時に事業者へ利用者及び事業者のアンケート用紙を配付

事務局：申請件数の管理及び調整

(2) 第2次連絡

補装具等貸与明細書（様式5）を貸与事業者から受理した時

⑦補装具等貸与明細書（様式5）

⑧補装具等貸与台帳（様式8）

市 区：関係書類一式をPDFして下記へ送付

事務局：決定通知（様式3）と明細書（様式5）及び台帳（様式8）を確認し、貸与事業者へアンケート調査の提出を確認するとともに、貸与費の支払を行う

5. 補装具貸与費支給モデル事業実施における各種規定類

(1) 補装具貸与費支給モデル事業実施要綱

モデル事業の実施にあたっては、「補装具費支給制度における貸与方式導入に向けた体制構築の在り方等に関する研究事業報告書（平成27年3月）」における「補装具貸与費支給モデル事業の実施要綱（案）」を本モデル事業用に一部修正し、実効性の高い運用モデルを構築した。

（資料編 **資料1**「補装具貸与費支給モデル事業実施要綱」参照）

(2) 補装具貸与費支給モデル事業 個人情報保護方針

モデル事業では個人情報を取得する必要があるため、「補装具貸与費支給モデル事業個人情報保護方針」を定め、個人情報の保護や漏えいを防止した。

（資料編 **資料2**「補装具貸与費支給モデル事業 個人情報保護方針」参照）

(3) 補装具貸与の利用効果の検証に関する調査協力同意書

モデル事業に協力頂く利用者からは同意書に記名頂いた上で、アンケート調査・ヒアリング調査の対象とした。但し、どうしても申請者の希望により調査に協力できない場合はこの限りで無いこととした。

(資料編 資料3 「補装具貸与の利用効果の検証に関する調査協力同意書」 参照)

6. 貸与実施結果

(1) 貸与実施結果概要

モデル事業における貸与実施結果は下表の通りであった。

実施結果一覧

種目	合計			
		世田谷区	横浜市	千葉市
義肢	—	—	—	—
装具	3 件	1 件	2 件	0 件
起立保持具	0 件	0 件	0 件	0 件
意思伝達装置	6 件	3 件	2 件	1 件

(2) 申請者の疾患と申請理由等

① 装具

貸与した補装具	PSB(ハニー・インターナショナル)
年齢・性別	75歳・女性
障害名	筋萎縮性側索硬化症
補装具貸与の目的及び理由	・ 上肢の筋力低下を認めADLの自立度向上のためPSBが必要かつ有効 ・ 症状の変動があり、長期間の試用評価が必要(医師・製作事業者)

貸与した補装具	ゲイトソリューション(パシフィックサプライ)
年齢・性別	63歳・男性
障害名	脳出血による上肢及び下肢機能障害 左上肢・左下肢機能全廃
補装具貸与の目的及び理由	・ 現在、医療で支給されているタマラック装具よりもゲイトソリューションの方が本人の下肢状況に合っていると考えられる ・ 病院での短時間装着だけでなく、より長期的に利用し、有効性を確かめたい(支所・製作事業者)

② 意思伝達装置

貸与した補装具	伝の心(日立ケーイーシステムズ)
年齢・性別	84歳・男性
障害名	・筋萎縮性側索硬化症による上肢機能障害「両上肢機能の著しい障害」 ・筋萎縮性側索硬化症による体幹機能障害「座位不能」
補装具貸与の目的及び理由	・申請者は、筋萎縮性側索硬化症の進行により、言語によるコミュニケーションが困難になっている。家族や介護者等とのコミュニケーションのため、補装具として意思伝達装置の導入を検討しており、本人の障害状況に適した装置の見極めや試用を行うため貸与を行う。(市区・製作事業者)

貸与した補装具	伝の心(日立ケーイーシステムズ)、話想(企業組合S.R.D)
年齢・性別	27歳・男性
障害名	・多発性硬化症による疾患による四肢体幹機能障害1級 ・言語機能障害4級
補装具貸与の目的及び理由	・平成19年9月に意思伝達装置(パソパルマルチ)を交付し使用していたが、故障し修理不可能となったため、2年程前より新機種を探してきた。 ・機種やスイッチ操作できる機種が見つからず今日まで至る ・「伝の心」と「話想」の2種類の貸与を受け、意思伝達装置の判定を受けたい。

貸与した補装具	伝の心(日立ケーイーシステムズ)
年齢・性別	74歳・男性
障害名	事故による両上肢の機能の全廃、両下肢の機能の全廃
補装具貸与の目的及び理由	・脊髄損傷、人工呼吸器装着、肘屈曲は可能。スイッチの選定及び操作能力の確認のため。(更生相談所・製作事業者)

貸与した補装具	伝の心(日立ケーイーシステムズ)
年齢・性別	44歳・女性
障害名	四肢体幹機能障害1級
補装具貸与の目的及び理由	・発声不能な状態にあり、四肢体幹の筋力低下も顕著なため、コミュニケーションの代替手段として重度障害者用意思伝達装置が必要。 ・症状の変動があり、長期間の試用評価が必要。(医師・補装具製作事業者)

貸与した補装具	伝の心(日立ケーイーシステムズ)
年齢・性別	48歳・男性
障害名	筋萎縮性側索硬化症による両上肢の機能の著しい障害・2級
補装具貸与の目的及び理由	・日常生活における有用性の確認のため。 ・スイッチの適合確認のため。(医師・更生相談所)

(資料編 **資料4**「貸与機器一覧」参照)

7. 利用者・事業者アンケート調査

(1) 実施目的

貸与方式導入の効果について、実際の利用を踏まえた意見を収集し、個別具体的な課題の抽出から制度化に向けた論点の整理とその対応案の検討を行うことを目的としてアンケート調査を行った。

(2) アンケート調査概要

① 調査対象

補装具貸与モデル事業を利用した全ての「利用者」及び「補装具製作事業者」

② 調査方法

補装具貸与時にアンケート調査票を配布し、回収はメール又はFAXとした。
利用者アンケートの実施及び回収は、可能な限り事業者にご協力頂いた。

③ 調査期間及び回答時期

調査期間は、貸与決定日から平成28年3月10日とした。
調査票の回収については、貸与終了後、1週間以内に回答頂くこととした。

④ 主な調査内容

- ・ 申請から貸与品が届くまでの日数
 - ・ 補装具貸与の満足度、目的達成度、貸与期間の適正性
 - ・ 貸与の良かった点・改善点や課題
 - ・ その他、制度化に向けての課題、要望等
- (資料編 **資料5**「補装具貸与モデル事業アンケート調査票」参照)

(3) アンケート調査結果

アンケートの回収は、利用者6件、事業者4件であった。回収数が多くない為、平均値等での分析は難しいが、主な回答の傾向について下記に記載する。

- ・ 補装具の貸与によって、利用者に必要な補装具は、概ね明確になり、貸与の目的が達成されていた。
- ・ 貸与期間は、利用者は概ね適正との回答が多かった一方、事業者からはあまり適正でないとの回答があった。
- ・ 事業者の負担は、全員が「やや負担があった」と回答した。意思伝達装置の設定にかかる訪問等の負担が一定あったものと想定される。
- ・ その他、利用者・事業者からの主な意見は以下の通り。
 - (「利用者」からの主な意見)
 - 長期間借りられたので、じっくり操作練習ができた。スイッチ適合もじっくりできて良かった。(意思伝達装置)
 - 自費で貸与申込をしても試し履きをしてみたかったので助かった。(装具)
 - パンフレットだけでも世の中にどんなものがあるか、商品名とメーカーリストがあると有り難い。(意思伝達装置)

(「事業者」からの主な意見)

- この単価では赤字になってしまう。
- 弊社は独自のサービスとして有償のレンタルを行ってきている。これを制度として自治体が負担することは、個人の負担が減ることになるので良いと思う。貸与期間を1ヶ月に設定するのであれば、その間に給付決定まで進められるのが望ましい。人的移動に一番コストが掛かるため貸与が終わり、回収に行くタイミングで支給品と交換がベスト。
- 制度化されるのであれば、メーカーの在庫リスクを軽減するために貸与から正式な支給決定までの期間の短縮化が必要だと思われる。貸与期間1ヶ月で固定されれば、製品の入れ替え（貸与品と支給品）をせずに貸与のときから新品を渡すことも可能。そうすれば訪問の回数が減らせるため、コストが下げられると考える。

(資料編 資料6「補装具貸与モデル事業アンケート結果」参照)

8. 利用者・事業者ヒアリング調査

(1) 実施目的

貸与方式導入の効果について、実際の利用を踏まえた、アンケート調査で捉えきれない意見を補完し、個別具体的な課題の抽出から制度化に向けた論点の整理とその対応案の検討を行うことを目的としてヒアリング調査を行った。

(2) ヒアリング調査概要

① 調査対象

補装具貸与モデル事業を利用した「利用者」及び「補装具製作事業者」のうち、ヒアリング調査の実施に同意頂いた方

② 調査方法

「訪問」又は、「電話」によるヒアリングを行った。

③ 調査期間

平成28年2月～3月

④ 主な調査内容

- ・ 申請にあたっての経緯
- ・ 貸与期間中の使用状況、目的の達成度
- ・ 補装具の利用、製作、決定、判定に与えた影響とその効果
- ・ 補装具貸与のメリット、デメリット
- ・ 市区や更生相談所、事業者等へのご意見、要望
- ・ 貸与の必要性の判断と評価の基準・方法、活用
- ・ 貸与することがふさわしい対象者の要件
- ・ どこが貸与物品を保有することが望ましいか
- ・ 製品安全と利用安全の確保
- ・ その他、制度化に向けての課題、要望 等

(資料編 資料7 「補装具貸与モデル事業ヒアリング調査票」参照)

(3) ヒアリング調査結果（主なご意見）

項 目	ヒアリング結果
1. 貸与期間中の使用状況、目的の達成度	・ 日中は殆ど装具を装着しているとのこと。装具のおかげで歩く場面が多くなったと喜んでいました。（貸与事業者） ・ 本人からは合う装具がないため、なるべく早く送ってほしいと言われていた。貸与により装具が無い期間を埋めることができた。（貸与事業者） ・ デモ機を借りた時点ですぐ使うことが出来た。使い勝手はいい。食卓に設置しており、食事をする時に必ず使用する。PSBを使わないと腕が上がらないため食事が不便。（利用者） ・ 使用状況：手でセンサーを鳴らす練習を週2回程度、1回10分程度実施している。（利用者） ・ 貸与を通じて購入の意思決定が出来た。（利用者）
2. 補装具の利用・製作に与えた影響とその効果	・ 貸与がなければ別の補装具になっていた可能性がある。（貸与事業者） ・ 意思伝達装置の導入で、長い文章で言いたいことを書き溜めておくことができるようになった。（利用者） ・ 退院後に利用者の状態が良くなる可能性があるが、病院の回復期リハの期間では把握しきれないことがある。今回貸与をすることで、長期間日常生活で活用ができてうまくいった。（貸与事業者）
3. 補装具貸与のメリット・デメリット	・ どのような機器が本人に合っているか分からなかったため、レンタルが出来ることは非常にありがたい。（利用者） ・ スイッチの練習のためだけの期間があると有難い。（利用者） ・ 利用者がどこまで装具を利用できるか不安があったため、フィッティングは病院で医師・セラピスト・貸与事業者と一緒にいき、説明も十分に行った。転倒する場合の責任にも配慮した。貸与期間中に発生した事故に関する責任の所在は貸与のデメリットと言える。（貸与事業者） ・ 意思伝達装置の利用までに時間をかける必要がある人がいるので、意思を固めるためにも2～3か月間の貸与期間は必要。意思伝達装置を使わないと納得するための期間としても貸与は有効。（貸与事業者） ・ 手続きはケアマネが対応してくれたため負担はなかった。（利用者） ・ 特段デメリットは感じない。（利用者） ・ 前は短期間で機器を選んでうまく使えなかったもので、一定期間貸与をしたうえで機器の選定ができることはメリット。（利用者） ・ 利用方法が理解できるか、ボタンが押せるかと導入にあたっての不安があった。貸与期間にそれらを確認できることは有難い。（利用者） ・ スイッチ単独でレンタルできないところがデメリットとしてある。（利用者）
4. 市区や更生相談所、他事業者等へのご意見・要望	・ 機器があること自体が有難い。（利用者） ・ 市町村の窓口に行かないと、各種支援制度の存在を知ることが出来ない。（利用者）
5. 貸与の必要性の判断と評価の基準・方法、活用	・ FIM（Functional Independence Measure：機能的自立度評価法）などの指標の変化や、補装具の日中利用時間なども評価指標として使える可能性がある。（貸与事業者） ・ 装具：筋電、角度、力等を測定し、歩き方を評価する（貸与事業者） ・ 社会参加の状況を評価するのは難しい。（貸与事業者） ・ 最初の目的を達成した後次の目的をたてている方は、有効な利用に繋がっているのでは。（貸与事業者）

6. 貸与することがふさわしい対象者の要件	・すぐに機器を使いたい方には貸与する必要性が薄いと感じる。(貸与事業者) ・修理期間中の方。(貸与事業者) ・退院後、状態が変化する方。(その場合、医学的な意見が必要と想定)(貸与事業者) ・本補装具の申請中で補装具が無い方。(貸与事業者) ・意思伝達装置を使えるようになるまで時間がかかりそうな方や、自分でどの機器が適しているか分からない方。(貸与事業者)
7. どこが貸与物品を保有することが望ましいか	・事業者自身が保有している物品を貸与する場合、メンテナンスが十分にできるか心配。最低限貸与事業者としての要件が必要。(貸与事業者) ・責任の範囲が明確になるので、事業者が保有した方が良い(貸与事業者) ・結果として貸与用の機器を複数保有している特定の事業所に話がいくことになる為、最初から事業者を選定しておいた方が良いのではないか。(貸与事業者)
8. 製品安全と利用安全の確保	・事業者としても保険を掛ける必要性を感じている。(貸与事業者) ・実際に貸与する場合、消毒・殺菌・メンテナンス・不具合対応をする必要がある。(貸与事業者)
9. その他、制度化に向けての課題、要望	・修理の時は数週間使えなくなるので、レンタルで対応できると有難い。(利用者) ・本貸与モデル事業は赤字案件。金額面での配慮をお願いしたい。(貸与事業者) ・一度貸与で使ってみるのは良いと感じる。(利用者) ・機種バージョンアップを想定した長期レンタルの制度があると良いのでは。(利用者)

(資料編 **資料8** 「補装具貸与モデル事業ヒアリング調査結果」参照)

9. 各地域における主な課題

各市区分及び更生相談所に、モデル事業に関する主な課題を調査した。主な論点は下記の通り。

項目	世田谷区	横浜市	千葉市
主な課題	・ 装具は1ヶ月も必要ない場合が多い、一方、長期間が望ましい場合もある。 ・ 完成用部品は業者が用意するデモ機で対応可 ・ 意思伝達装置は、借り物を本人専用にセットすることは躊躇される。 ・ 補装具貸与後の円滑な決定のためには、地域の医師及びリハビリ職員によって必要性が認められれば、自治体判断での決定が望ましい。	・ 貸与事業者の情報提供が必要である。 ・ レンタルのみという支給形態も含めた制度設計も必要ではないか。 ・ 事業者主導による高機能（いわゆる“よりよい”）機種のレンタル等を防ぐためにも制度化にあたっては、補装具制度の主旨を十分理解されている医師の意見を求められる形がよいのではないか。 ・ レンタル必要性の判断から本支給判定に至るまでの一連のプロセスにおける判定医の関わり方についても整理が必要。	・ 貸与は、利用者からのみではなく、更生相談所からの申請も行えるようになるとよい。 ・ 意思伝達装置について、貸与中にスイッチの種類を変えることがあるため、手続きの簡素化が望ましい。
課題等 ご意見	◆ 更生相談所 ・ 装具については、1ヶ月の貸与期間が有効な方もいるかと思うが、義肢完成用部品は1ヶ月試用することは少なく、日割り計算等の制度が必要。 ・ 義肢の完成用部品は、試歩行の対象者がいたが、モデル事業の申請は希望されず業者が用意するもので実施予定。業者により実施できるめか手続きを希望されない可能性がある。 ・ 重度障害者用意意思伝達装置はレンタル事業を活用、書類判定に結びついた方あり。支給を受ける時期まで連続して使用でき、有用と思う。	・ 貸与適応のケースが生じた際に、その都度協力事業者を探し希望機種の貸与可否や貸与開始時期について調整を要した。制度化にあたっては広く多くの事業者が参画することが望ましい。 ・ 現在の要綱では、レンタル期間は1ヶ月または3ヶ月で延長は1回に限り3ヶ月可能とされているが、進行性疾患の進行度は個人差が大きいためレンタル期間の設定についてはもう少し検証が必要かもしれない（例えば「半年/1年以内で判定医が定めた期間」とするなど）。また、進行性疾患の方は本申請には至らず適宜利用のみで対応可能な場合も想定されるため、本支給の前段としてではなくレンタルのみという支給形態も含めた制度設計をご検討いただけたいと考える。	・ 義肢は、申請者から出た希望ではなく、更生相談所からの提案となるため、申請者が申請書及び同意書を記入する煩雑さから制度の活用に至らなかった。 ・ 申請者にとっては貸与事業を使わなくても、必要な部品のデモは現状可能であり申請には繋がりにくい。 ・ 制度に組み込まれる際には、利用者からのみではなく、更生相談所からの申請も行えるようになると良いが、申請者の金銭的な負担がある場合には実施は困難と思われる。 ・ 意思伝達装置についてはデモ機レンタル料の負担がなくなるため、貸与中にスイッチの種類を变やす。また、貸与中にスイッチの種類を変えることがあるため、手続きの簡素化が望ましい。

項目	世田谷区	横浜市	千葉市
	◆世田谷区 ○訪問リハビリ担当者 ・意思伝達装置については、貸与は本決定ではなく、あくまで借り物なので、設置場所や内 部の設定、入力装置などを本人専用にセッ ティングすることに躊躇してしまう。 ○福祉事務所 ・今回の意思伝達装置の導入では、本人のコミ ュニケーション意欲が高く、機器を使っ ての訪問訓練について、家族や医師、訪問リハ ビリ職員の意見も一致していた。 ・補装具貸与後の円滑な決定のためには、地域 の医師及びリハビリ職員によって必要性が認 められれば、都判定ではなく、自治体判断で の決定が望ましい。 ・意思伝達装置については、スイッチが合わ ずに困っているケースが多いため、スイ ッチのみを試せる制度があれば良い。 ・事業者から、単価が低いため協力ができ ないと断られることがあった。（意思伝達装置） ○利用者 ・貸与期間が1ヵ月だと本支給を受けるま でにブランクが出てしまうため、もう少し長 期間が望ましい。	・現在「補装具貸与に係る意見書」は医師と保 健・医療・福祉関連の職種、貸与事業者のう ち異なる職種の2名以上が記載するとされて いるが、レンタルの必要性やレンタル期間の 判断、レンタル機種選定に医師の関与がない 意見書に対して支給可否の判定・支給決定を 行うことには戸惑いを覚える。事業者主導に よる高機能（いわゆる“よりよい”）機種の レンタル等を防ぐためにも制度化にあたって は補装具制度の主旨を十分理解されている医 師の意見を求められる形にしていなければ と考える。 ・上記を踏まえ、本市では本事業においても本 支給と同様、最終的には医師の判定（意見書） に基づき動く形をとった。ただ装具（PSB） や意思伝達装置の利用希望者は来所が難しく 本人の自宅へ訪問して判定を行わなければな らないケースがほとんどである。そのため① レンタル必要性判断・機種選定のための訪問、 ②レンタル期間終了後の評価（適宜利用の終 了時期判断、あるいは必要に応じて本支給の 判定も含む）のための訪問、と1ケースあた りに医師が訪問する回数が増えてしまうと、 対応できるケース数が制限されてしまうこと も懸念している。レンタル必要性の判断から レンタル延長の要否及びレンタル終了時期の 判断、本支給判定に至るまでの一連のプロセ スにおける判定医の関わり方についても整理 が必要と考える。	

10. 実施機関ヒアリング

(1) 実施目的

モデル事業に参画頂いた各実施機関に対し、ヒアリング調査を行うことで、補装具貸与が制度化された場合の具体的な課題を洗い出すことを目的とした。

(2) ヒアリング調査概要

① 調査対象

実施地区	ヒアリング結果
世田谷区	世田谷区、5支所
横浜市	横浜市、横浜市総合リハビリテーションセンター、横浜市更生相談所
千葉市	千葉市、千葉市更生相談所
東京都	東京都心身障害者福祉センター

② 調査方法

「訪問」にてヒアリングを行った。

③ 調査期間

平成28年3月

④ 主な調査内容

- ・貸与目的の達成度、判定・製作に与えた影響等について
- ・モデル事業を終えて、今回の実施方法に関する課題
- ・貸与の必要性の判断基準と貸与効果の活用方策について
- ・貸与システム導入に向けたご意見、ご要望等について
- ・その他

(資料編 **資料9**「補装具貸与費支給モデル事業におけるヒアリング調査シート」参照)

(3) ヒアリング調査結果（主なご意見）

項 目	ヒアリング結果
1. 貸与目的の達成度、判定・製作に与えた影響等	・ 通常はパンフレットで紹介したり、家族がネットで検索して機種は知っている。本人の身体機能と機種とのマッチングはうまくいっていない部分がある。 ・ 期間が長ければ、症状の進行の中の一時的な利用につながったかもしれない。更に3か月延長といった柔軟な対応があるとよい。 ・ 貸与事業者が中々みつからなかった。 ・ 目的と機種の適合を見ることができたためよかった。 ・ ご家族には今後の方向性が見えた。意思伝達装置を使わない意思決定をするための期間として有用だった。
2. モデル事業を終えて、今回の実施方法に関する課題	・ 仮に貸与件数が増えた場合、実施機関がどこまでできるかが懸念。 ・ 制度に組み込まれた際は、初回の訪問の段階で、貸与実績があれば本支給に移ることができる制度にしたほうが良いと思われる。 ・ 実質2か月では短く、期間は足りなかった。 ・ スイッチと本体のレンタルがないと、どうにもならない。スイッチと本体は別々にレンタルをしていただきたい。 ・ 子供も大人と同じように、医療機関等から適合報告を出させる仕組みとした方が望ましい。
3. 貸与の必要性の判断基準と貸与効果の活用方策	・ 貸与品の保有が更生相談所となった場合、管理の業務量をどの程度見込めばよいのか不安もある。いきなり全ての種目を貸与するよりは、少しずつ種目を増やしてはどうか。 ・ 意思伝達装置、PSBは貸与に向く考える。 ・ 貸与する仕組みはそれで重要だが、使えるかどうかの専門職による指導が同時に供給されないと活用に至らないと思われる。指導・検証する仕組みがあると有り難い。 ・ 貸与開始の時点で、貸与の目的等をはっきりさせておくことが重要。 ・ 区が何に基づいて貸与決定するかの基準がなかった。 ・ 購入したあとのフォローアップにより、予後が違う。フォローアップに関する費用面での配慮などがあると有り難い。
4. 貸与システム導入に向けたご意見、ご要望等	・ 制度に組み込まれる場合は、判定の精度向上か適宜利用かの点が明確になっていると使いやすいと感じる。 ・ 制度を広げるときにプロセスを厳しくしすぎると、活用につながらないと懸念される。一方、簡素すぎるのも困ってしまう。
5. その他	・ 貸与事業者にとっては、貸与額の理由によって、事業者が対応できないケースがあった。 ・ 安全面、衛生面に関しても事業者にとってはハードルになっていると感じる。 ・ 市が補装具を保有して貸与する場合、技術進歩があるため機器を毎年更新する必要がある。地域生活支援事業の枠組みの中でスイッチ等の備品の整備ができるようにするのはいかがか。 市の単独事業は実施が難しいため、国の補助がある前提だと事業運営がしやすい。 ・ 判定時に更生相談所が必要性を認めれば貸与に繋がると思われる。

（資料編 資料10「実施機関ヒアリング結果」参照）

1 1. 貸与品の消毒について

介護保険における福祉用具については、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」において「指定福祉用具貸与事業者は、回収した福祉用具を、その種類、材質等からみて適切な消毒効果を有する方法により速やかに消毒するとともに、既に消毒が行われた福祉用具と消毒が行われていない福祉用具とを区分して保管しなければならない。」と定められており、消毒は義務となっている。一方、具体的な消毒方法まで規定されている訳では無い。

具体的な消毒方法に関しては、「安全な福祉用具貸与のための消毒ハンドブック」に、貸与福祉用具の消毒方法と使用方法が一覧にされている他、消毒する福祉用具の保管方法等具体的な手法について記載がある。

また、一般社団法人シルバーサービス振興会では「福祉用具の消毒工程管理認定制度」を創設し、福祉用具の消毒工程を基準化している。消毒工程が一定基準に適合していると認定されることにより、安心の目印として「消毒工程管理認定シール」を福祉用具に貼り付けることが可能な仕組みとなっている。

補装具を貸与する場合においても、当該仕組みを活用することは可能であると思慮されるところであり、消毒や保管に関して一定以上の基準を満たす事業者に対し、指定事業者制とすることも一案と考えられる。

（資料編 資料 1 1 『介護保険における「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（抜粋）』、資料 1 2 『「安全な福祉用具貸与のための消毒ハンドブック」（抜粋）』 参照）

1 2. 貸与方式導入に向けた論点の整理

モデル事業を踏まえた論点として、下記の7点が抽出された。

論点1:どこが貸与物品を保有することが望ましいのか (P 2 6)

論点2:効果的・効率的な補装具利用に資する貸与システムとするため、先ず貸与効果の高い物品に限定すべきではないか (P 3 1)

論点3:貸与物品を安全・安心に使用するため、製品安全と利用安全をどのように確保するか (P 3 4)

論点4:貸与することが相応しい対象者の要件を設定すべきではないか(論点5と関連) (P 3 7)

論点5:効果的・効率的な補装具利用に資する貸与システムとするため、貸与の必要性の判断と評価の基準・方法、活用について、その方策を検討する必要がある (P 4 0)

論点6:論点1及び論点2に関連することであるが、利用者の負担と製作事業者及びメーカー双方の関係を勘案した基準額を決定する必要がある (P 4 3)

論点7:修理期間中の貸与について (P 4 7)

(1) 貸与物品の調達と確保について

論点1:どこが貸与物品を保有することが望ましいのか

製作所

①メーカーが保有する場合

- ・ 製品の安全面は管理しやすい。
- ・ メーカー単独で全国をカバーするのは、金銭的、人的負担が大きく、現実的とは思えない。
- ・ 全国の処方件数などから参考数値が示されると、対応可否の具体的な判断ができると思われる。

②補装具製作事業者

- ・ 全国の補装具製作事業者の多くが、貸与物品を購入・管理する金銭的・人的余裕はないと思う。
- ・ 事業規模によって、保有内容にばらつきが出てしまい、貸与制度を利用する事業者、メーカーデモ機（無償）を利用する事業者が出てくると思う。
- ・ 保有内容のばらつきや制度利用可否が混在することで、混乱した状況に繋がるリスクがある。

③更生相談所や市町村、テクニカルエイドセンターなど公的機関

- ・ 公平なサービスという観点では適任。
- ・ 全国の判定機関が保有することは、判定機関の知識の標準化にもつながると考える。

工房

- ・ 補装具業者が各社製品を各サイズ複数台揃えるためには初期費用（製品の購入、保管スペースの確保、メンテ洗浄の設備人員など）に対する補助がないと困難。

- ・ 都度メーカーから借りるという方法。この場合メンテ費用や送料をメーカーに対して支払わなければならない。レンタル卸的な役割となるか。もっとも数によってはメーカーの対応が追いつかないことも予想される。
- ・ 自治体、更生相談所、テクニカルエイドセンター的なものなどが保有するのがいいのかもしれない。この場合補装具業者が行う場合と同様に①対象製品（付属部品等とともに各サイズ必要台数ずつ）②保管スペース③メンテ清掃の設備と人員④管理体制等が必要。

製作所

- ・ 判定時の着用を考えると判定機関での所有が当然であるが、一般的な貸与を考えると販売店もしくはメーカーに依存する方が良い。
 - 利用率の低さも考慮する必要がある。
 - コスト面を考慮するとメーカーが管理した方が安い。
 - 機器によっては部品が特殊なものがあり、メーカーでしか対応できない。
 - メーカーと個人の直接貸し出しではなく、メーカーと更生相談所がレンタル契約締結して機器を供給する方法もある。
 - 洗浄・消毒・メンテナンスなどの条件が付くと、事業者の多くは設備投資が必要になるためやりたがらないかもしれない。
 - 修理・メンテナンスに手間とコストが掛かりすぎれば、本支給してしまった方がよい場合も出てくる。
 - テクノエイドセンター構想では、専門家が常駐し、その場で試したり、短期レンタルできると良い。原則は、高齢と障害が縦割りにならず、介護保険とクロスオーバーできるような仕組みが必要である。
- ・ 現状
 - 補装具に関しては主に車いすのオーダーメイドを行っている。
 - デモ機の利用は年間で10～20件程度で、メーカーから機器を借りて行っている。
 - 宮城県や仙台市は前向きにどうすれば利用者がその機器を使えるのかという点を大事にしてくれるので、貸し出し後に支給しなかった例が少ない。
 - 「伝の心」など利用者の機器への依存度や生活への密着度が高いものは、故障対応などのためにデモ機を持って対応している。ただし、コンピュータなので内部で故障が起きるとメーカー対応となる。
 - 当社では納品業務や様々なフォローができる限度は事務所から半径200kmの範囲内と考えている。都心部では渋滞、郊外では移動距離など地域によって活動状況は異なると思う。
- ・ 「伝の心」の貸与を考えた場合について
 - 個人情報保護、保存データの取り扱いはどうするか？その都度消去が必要。
 - パソコン自体の耐用年数、OSや付属品の変化も問題になってくる。
 - 仕入れが高い（利益率が低い）、フィッティングが大変で割に合わない。

製作所

- ・ リハセンター等の判定機関に集中的に揃えておくのが理想的。
- ・ メーカーが判定機関に物品を下して、判定機関から利用者の元に物品を提供することが望ましい。

療育センター

- ・ 保管スペース、保管管理体制（人員と専門性）、質の維持・向上（点検、補修、新情報の収集）の点からみて、現時点で、すぐさま対応できる機関、施設、地域はごく限られたところしかないと思われる。
- ・ 貸与する物品を限定すれば、貸与体制を構築できる機関、施設、地域が広がる可能性があるし、早く現実化しないと事態が動き出さない。
- ・ 保管管理体制、質の維持・向上のために必要な専門性は何か。これに関しても貸与する物品の種類に規定される。管理しやすい、数少ない貸与物品から始めて、徐々に、必要な体制、専門性を検討していくことが現実的ではないか。
- ・ 以上のような前提で、当面は、行政関係機関の関与が妥当ではないか。地域の事情があるので、少しあいまいで柔軟に解釈できる規定にしてはどうか。
- ・ 案１：貸与物品は従来どおり、業者が経費で用意（購入または販売店からレンタル）、保管。
- ・ 案２：更生相談所や各自治体、介護実習普及センター、中核機関などが全機種を揃え、専門職に２週間貸出する。

検討委員

- ・ 費用面がクリアできれば貸与の適否を判断できる更生相談所が保有するのが望ましい。ただし、更生相談所の備品等で保有したとしても新製品の登場とともにすぐに古い機種になってしまうことが懸念される。
- ・ 貸与された製品、完成用部品の劣化、メンテナンスを考えると各メーカーが保有することが望ましい。
- ・ 物品によっても保有に相応しい場所は変わるのではないかと？
 - 高額な膝継手：メーカー保有
 - 意思伝達装置、PSB：更生相談所保有（タイムリーな対応が可能となる）
 - 歩行器：地元の業者またはメーカー保有

検討委員

- ・ 完成用部品は、原則メーカー又は輸入業者
- ・ 意思伝達装置は、原則販売業者＋メーカーの協力
- ・ 指定都市等の一部の更生相談所では、判定のために貸与物品を保有することが可能
- ・ 東京都特別区の場合は各区（あるいは圏域）に更生相談所があってもよく、こども保有すべき

検討委員

- ・ 総論的には、補装具という点を重視すると判定機関・技術的助言機関である更生相

談所、またはそれに代わる機能をもつことが想定されるのであればテクニカルエイドセンターと考える。

- ・ しかしながら、事業者がくみ上げることが必要な義足の完成部品については、メーカーまたはディーラーであっても止むを得ないと思う。
- ・ 意思伝達装置のように継続貸与を含めて考える場合には、タイムリーに再貸し出しを行うため一定の回転率が求められ、これまでの判定件数から考えると、都道府県より広域（例えば、更生相談所所長協議会ブロック単位）での共同リユースシステムの確立や、広域対応できる事業者への業務委託を検討する必要があるといえる。

検討委員

- ・ 現時点では、可能な範囲の中でメーカーに保有してもらえないのではないか。将来的には、人口規模に応じた圏域毎にテクニカルエイドセンターとなるような拠点機関の設置ができればよい。

検討委員

①義肢装具・意思伝達装置など、本体価格に対して

- 発送費用が相対的に低額な物品
- 所有・保有 : 製造元・販売元
- 調達・適合 : 補装具製作事業者

②起立保持具・姿勢保持具など、本体価格に対して

- 発送費用が相対的に高額な物品
- 所有 : 製造元・販売元
- 調達・保有 : 地域のリハビリテーションセンター
更生相談所
検討中のテクニカルエイドセンター
- 適合 : 補装具製作事業者

- ・ ①のモデルでは、製造元・販売元が物品を所有・保有し補装具製作事業者からの依頼に従い、都度物品を発送し、貸与を行う。
- ・ ②のモデルでは、製造元・販売元が物品を所有するが、地域のリハビリテーションセンターなどに物品を有償貸与する。貸与品の運用はセンターが行い、補装具製作事業者はセンターが保有し運用する貸与品についての適合サービスのみをセンターで行う。

検討委員

- ・ 検討されているテクニカルエイドセンターなどの公的機関もしくは民間企業の展示施設。

検討委員

- ・ 比較的長期間使用し、安価な物品の場合は収益性が高いと思うが、作り変えが必要でインフラも整備する必要があるものについてはコストがかかる。このような背景を考慮すると制度が成り立つのか心配である。

検討委員

- ・ 小規模な補装具製作事業者が多く、制度化された場合、大手に有利な制度となるのではないかと懸念される。また、指定基準に満たない企業も出てくるのではないか。
- ・ 卸という存在はどこの事業者も活用しないと１社のみで対応するのは難しいと思われる。

(論点の整理)

- ・ 全ての貸与品を補装具製作事業者やメーカーが確保することは実質的に困難。
- ・ 貸与品の品質や衛生面を確保するためにはメーカーによる協力が必須。
- ・ 貸与の目的・対象・範囲を明確にしたうえで、リハセンターや更生相談所など中立的機関の保有が望ましいのではないか。
(この場合、メーカーと借受契約を締結することにより、貸与品の消毒・メンテナンスを保障する。)
- ・ 一方、貸与品の種類によって、保有先を変えることも考えられる。
 - 高額な膝継手 : メーカー保有
 - 意思伝達装置、P S B : 更生相談所保有 (タイムリーな対応が可能となる)
 - 児童歩行器 : 地元の業者またはメーカー保有

論点2:効果的・効率的な補装具利用に資する貸与システムとするため、先ず貸与効果の高い物品に限定すべきではないか

製作所

- ・ 貸与方式本来の目的から、自ずと物品は高機能な製品、一時利用に適した製品に限定されてくると思われる。
- ・ 資料の意見にも記されているように利用頻度の高い小児用歩行器の導入検討など、品目の整理は必要と考える。

工房

- ・ もとものねらいから対象物品は、①更生相談所による補装具の判定・適合・処方の精度が低いもの、②進行性の疾患や成長が著しい児童に対する補装具で適宜利用できていないもの、に限定されてくるので、①においては更生相談所が、②においては市区町村が機種等を把握していると考えられる。
- ・ 新しい技術や考え方によるものなど、その製品の効果が十分に周知されていないものほど、補装具の判定、適合・処方の精度向上および多様化・複雑化する障害者のニーズに的確に対応するという点において、貸与の効果が高いと思われる。
- ・ 意思伝達装置においては、現状でも比較的長期間（1ヶ月程度）試用しながら機種や付属部品を選択決定しているといわれている。これなどは補装具の判定、適合・処方の精度向上という点において貸与の利用効果が高いと思われる。
- ・ 同じ種目で数種の製品がある場合で選択決定をし難い場合、複数試用することにより、判定、適合・処方の精度向上をはかることができると思われる。
- ・ 通常の車いすや座位保持装置については貸与システムの利用効果は低いと考えられる。
→ 現状、更生相談所によるこれら補装具の判定、適合・処方の精度は高い。また進行性の疾患や成長が著しい児童においては調整や修理が制度上担保されているので、短期間で不適合になり作り変えるという事例はきわめて稀である。

製作所

- ・ 貸与システムに合う品物については貸与可能と思われるが、品質・安全上の問題などの点から困難と思われるものは、支給した方がよい。日常生活用具給付項目の方が貸与になじみやすいと思われる。
 - 貸与する目的や意味合い（純粋な試し使い用や長期利用、故障などの対応用）によって適する機器が変わってくるのではないか。
 - P S Bや起立保持具は比較的貸与しやすいのではないか。

製作所

- ・ 同じカテゴリーで似たような機種をたくさん揃えるのではなく、各カテゴリーの代表各の部品を揃えておけば十分と考えている。
- ・ 国リハで完成用部品の機能分類の検討を行っているが、その仕組みができればどの

機能の部品が多く使用されているか把握することができる。

- ・ 何が良く出るかは地域性もあるので各都道府県単位で決めた方が良いかもしれない。

療育センター

<小児に限定して>

- ・ 論点 1 の困難さを踏まえ、できる限り早く実現することを優先すべきである。
- ・ 当面、モジュール化されたもの、既製品化されたものに限定する。
- ・ 現状で、交付されにくいもの、自治体ごとで交付に関する判断が異なるもの、も視野に入れる。
- ・ このような条件に合致するものとして、車載用座位保持装置、ある種の（モジュール化された）車いす、座位保持装置、歩行器、電動車いすなどがあげられる。直接身体に接触し汚染の可能性や破損の可能性が高いもの、または個別的な調整の必要性が高いものは（座位保持装置などのシート部分など）、別途、貸与ではなく個別交付とする。
- ・ 案：選定レンタルが適応すると考えるもの（個別対応が少ないもの）を優先順に示す
 - 補装具・・・意思伝達装置（ただし周辺機器も含むこと）、自走用車椅子、介助型車椅子（通称バギー）、車載用座位保持いす、歩行器、起立保持具、電動車椅子、座位保持装置（構造フレーム、完成用部品）座位保持いす
 - 日常生活用具・・・体位変換器、移動用リフト、吊り具・入浴補助用具・入浴担架（濡らさないことが条件）、体位変換器
- ※ 優先順位は、姿勢と移動が生活の中心となるため、歩行器、起立保持具などは順位が下がる結果とした。
- ※ 意思伝達装置は、定期訪問をする訪問看護ステーションがレンタルやフォローを担う方法がいいのでは？

検討委員

- ・ 貸与の利用効果とは何か？利用者への効果と判定する側への効果に分かれる。物品によっても異なると思われる。
- ① 実際の支給実績数を調査し、支給実績が多い物品の上位に限って貸与品目とするなど、厚労省が貸与品目を指定するのが望ましい物品。メーカーも何をストックしておくべきか判断できる。例：比較的高額ではない継手、児童歩行器、クッション等。
- ② 支給実績数と関係なく、判定の正確性の担保に利用効果がある物品。例：意思伝達装置、高額膝継手、P S B

検討委員

- ・ 少しずつ始めることはありうるが、対象物品を拡大していく前提が必要。

検討委員

- ・ 今一度、貸与の目的を明確にすべきと考える。
- ・ 単なるデモ機という考え方との違いを重視して、利用できなく（利用しなく）なっ

たら返却するための仕組みとしてとらえることが大切といえる。

- ・ 支給製品を比較するための試用貸与であれば、ある程度の期間の試用比較が必要であるとともに、その結果の判断も必要であるが、医療機関（医療保険）での治療用装具との棲み分けを明確にする必要がある。
- ・ 意思伝達装置のように、判定前の試用が必要かつ判定後も継続的なフォローが必要なものについては積極的に継続貸与を検討すべきである。
- ・ 補装具本来の個別適合性から考えると貸与にはなじまない部分が大きいが、事実上の既製品（モジュール品を含む）の場合で、繰り返し利用に耐えうるか否かから対象を検討すべきといえる。

検討委員

- ・ これまでの判定から特に選択に迷うことが多い物品や高額な物品、稀少性の高い物品などに限定した方がよい。

検討委員

- ・ 利用効果の定義が不明なため、コメントしかねる。

検討委員

- ・ 利用頻度の高い品目であり、繰り返し使用することが可能な製品を選ぶべきである。

検討委員

- ・ 歩行器の場合は判定が複雑になり、訓練としての要素が入ってくる。訓練のための訓練という考え方はどうするか今後の検討課題である。

検討委員

- ・ 貸与に必要な調整やフィッティング等の費用は盛り込まれるのか心配である。

（論点の整理）

- ・ 品質や安全性を確保する観点から、再利用可能な物品に限定すべき。
- ・ 補装具の効果的・効率的な支給の観点から、「意思伝達装置」及び「児童用歩行器」、「P S B」、「クッション」などについて、貸与システムが効果的ではないか。
- ・ 一方、「判定に迷うことが多い物品」や「高額な物品」等についても検討を要す。
 - 例えば、更生相談所とメーカーを対象に調査してはどうか。
- ・ 貸与品毎に目的・対象・範囲を設定する必要があるのではないか。
 - 例えば、製品のバリエーションが多い児童用の歩行器など

(2) 貸与物品の安全性の確保について

論点3:貸与物品を安全・安心に使用するため、製品安全と利用安全をどのように確保するか

製作所

- ・ 大枠は、介護レンタルの責任関係を参考に整理するのが良いと考える。
- ・ 公的機関が保有する場合、将来的には海外のテクノエイドセンターのような専門家、技術者の配属も必要と考える。将来を見据えての人材育成、体制構築も視野に入れていく必要があると考える。

工房

- ・ 医療職（医師、理学療法士、作業療法士等）と業者の連携による機器選定と正しいフィッティングおよび使用方法の説明と利用者の理解が確保されない限り貸し出さないシステムとする。
- ・ 医療従事者や補装具製作事業者に限らず、当事者に関わる関係職種（たとえば学校で使用する物であれば教員など）に介助者も加えたチームで、機器選定や取扱い等の理解を深めることが重要である。（長期に及ぶ場合は定期的の確認のための会議を行う）
- ・ メンテナンスと消毒等を介護保険のレンタルにならうとともに、それが可能な貸与価格とする。

製作所

- ・ もともと貸与を前提に考えられている商品であれば良いが、現行支給しているものをそのまま貸与に転換することができるとは思えない。また、消耗品扱いの品物が増えるだけになる。
 - 例えば、意思伝達装置などは貸与を前提に作られていない。貸与を前提とした作りになれば貸与も利用しやすくなる。

製作所

- ・ どの程度までやるのかは基準しだい。（例：病院で外来に置いてある貸出用の車いすや松葉杖に高い安全はあまり考えられていないと思う。）
- ・ 消耗品の交換など、使用頻度や耐久年数によるところも考えておかなければならない。
- ・ 機器が貸与前提で作られていれば消毒はさほど難しくないかもしれない。クッションなどの軟性部分にはカバーをかけるなどでも対応できる。

療育センター

- ・ 製品の安全に関しては、製造者が責任を負う。
- ・ 利用の安全に関しては、利用者（保護者）と主治医、担当セラピストが責任を負う。
- ・ 保険加入を前提とする。

検討委員

- ・ 貸与の決定をするのは更生相談所、市町村など行政である。指示を受けて実際に貸与契約をするのは地元の業者で行政、業者とも利用者と顔が見える関係にある。逆にメーカーは利用者と全く顔が見えない関係である。利用安全は顔が見える立場のものが行うべきで、製品安全、衛生面はメーカーが担うべきである。

検討委員

- ・ 貸与責任は直接貸与した者とならざるを得ない。
- ・ 利用者も、自分のものではない（リスクはある）ことを理解の上使用する必要がある。（同意書まで取るかどうか）

検討委員

- ・ 安全性を考えると、基本は現行の購入基準にある耐用年数や、J I SやI S Oに定める基準などを超えない範囲が安全な状況であると考えられる。
- ・ しかしその一方、輸送時の衝撃等での破損（劣化）を考えると、引き上げ・再貸し出し期間における点検システムがあることで安心の確保ができる。
- ・ 機構部における破損のような構造的な確認だけでなく、意思伝達装置の場合は、記憶内容の初期化等による原状回復も安心のための作業といえる。

検討委員

- ・ 製品に関する安全性、衛生面については、製品を保有する機関に併せて依頼する方がよいのではないか。利用時の安全確保については、必ず評価と指導が入れるような仕組み（人なり機関なり）を必置すべきと考える。

検討委員

- ・ いずれの品目においても国家資格者、業界認定資格者がそのサービスを行う前提で、
 - ① 物品が補装具完成用部品の認可申請時に要求される、J I S、I S Oなどの構造強度規格基準を満たしていること。
 - ② 貸与品の運用年数は、試験規格が求める繰り返し試験などから算定される年数内とすること。
 - ③ 貸与物品の加工（装具の支柱の曲げ加工、姿勢保持具の穴あけ加工など）を禁ずること。
 - ④ インターフェース部分（装具・姿勢保持具の内張り、意思伝達装置の操作スイッチ部）については貸与物品の対象としないこと。（利用者による都度購入、若しくは貸与と別枠の公的補助対象）
 - ⑤ 貸出の都度、所有・保有主体による消毒を義務付けること。消毒方法などは介護保険における貸与制度との整合性を保つこと。

検討委員

- ・ テクニカルエイドセンターで保有する機器も、民間で保有する機器もすべて洗浄消毒する必要がある。設備を維持し管理することはコストがかかるため、外注やリースなどの仕組みを活用してコストを抑える必要がある。
- ・ ＰＬ保険などは必須で貸与の条件は保険加入とする必要がある。

(論点の整理)

- ・ 製品安全の確保は、基本的にはメーカーがその責任を負うもの。
当該物品にＪＩＳやＩＳＯなど規格化された基準がある場合には、それに準ずること。
規格がない場合には、きちんとしたリスクアセスメントを行い、残存リスクの情報を関係者に共有し、適切な措置を講じたうえで適用する。
- ・ 貸与品の衛生管理は、介護保険法による基準を参考すること。
- ・ 利用安全の確保は、基本的には貸与を行う実施機関が責任を負うもの。一方、関係するセラピストや事業者・メーカー、行政も連携して利用安全を高める方策を講じる必要がある。
- ・ 貸与を民間の事業者が行う場合には、指定制とし、貸与可能な製品情報・価格情報等を開示すること。

(3) 貸与対象者の要件について

論点4:貸与することが相応しい対象者の要件を設定すべきではないか (論点5と関連する事項)

製作所

- ・ 本来の目的を遂行するために、最低限の設定は必要と思われる。

工房

- ・ 既製品の適応であることが大前提
- ・ 貸与の目的が「更生相談所による補装具の判定、適合・処方の精度向上」にある場合は、貸与の必要性は、機器と対象者と更生相談所の三者の特性や関係によって決まるのであって、ひとり対象者の要件だけを設定することはできない。
- ・ 貸与の目的が「進行性の疾患や成長が著しい児童に対する補装具の適宜利用」にある場合はすでに対象者の要件が備わっている。(以下は相応しくないと考えられる場合) しかしながら筋疾患においては、進行という要素のみならず、成長や二次障害の変容などによりある時期にさしかかるとオーダーメイドでなくては対応できなくなる場合が多い。このため一概に進行性の疾患であることを貸与の要件とすると進行性 → 利用期間が短い → 既製品の貸与という固定化した誤った対応におちいる恐れがある。脳性まひ児などの児童においても同じようなことがいえる。

製作所

- ・ 設定すべきではない。障害もしくは年齢、生活環境によって、支給と貸与が同じ商品でわかれることを使用する方に説明することは困難であるから。
 - 等級や疾病は細かく設定せずに対象者が利用しやすいようにした方が良い。
 - ただし、行政窓口は細かく基準を決めないと判断できないという問題もある。

製作所

- ・ ガイドライン等を作るとそれが絶対（支給の線引き）になる場合があるので注意が必要。
- ・ “こういう人は必ず貸与”とするのではなく、選択肢の一つに貸与があるということにするべき。

療育センター

- ・ 主治医（担当セラピスト）による選択を要件とする。資格要件は現状のものと同じとする。
- ・ 補装具の性質上、医師および担当セラピストが補装具の必要を判断する対象者になる。
- ・ すなわち選定前に医師および担当セラピストへの相談を必要とする。

検討委員

- ・ 総じた対象者像は示すことが必要である。それ以外に物品毎に対象者の要件を示した方が、現場は判断しやすくなる。

検討委員

- ・ 利用者、中間ユーザー、業者等からの意見を勘案し、更生相談所が判断。
- ・ 意思伝達装置は、貸与が明らかに必要なので、申し出だけで良いのではないか。

検討委員

- ・ 基本的には、永続して利用できない人が継続貸与の対象であり、永続して利用できるか（あるいは、その機能が不可欠か否か）の見極めの場合が試用貸与と考える。
- ・ 継続貸与の対象者は、成長の著しい小児、病状変化を伴う進行性疾患（難病等）と考える。
- ・ 試用貸与の対象者は、医療保険（治療用装具）での対応範囲とも考えられる。医療保険で対応されていない用具（意思伝達装置等）の場合は、継続貸与だけでなく試用貸与の対象とするように配慮する必要があると考える。

検討委員

- ・ 論点3の利用安全にも関係するが、貸与物品を安全、適切に使用し、また評価する支援（仕組み）がない場合については、貸与制度の対象とするのは難しいと考える。

検討委員

- ・ 症状が固定した治療用装具の保持者、障害者手帳保持者であれば、障害等級に応じた支給品目も定められていることから、改めて要件を設定することは不要と考える。
- ・ 進行性難病など症状が固定せず、変化する者については、医師等の意見書を添え、本人が自治体に申請し、（労災保険、医療保険での療養費支給における保険者による必要性判断と同様に）、市町村がその必要と認めた者に貸与するとすれば良いと考える。
- ・ ただし、必要性の判断基準については国が定め、下記の通り明示すべきと考える。
- ・ 上記プロセスにおける更生相談所の関与については従来同様であると考え。

(論点の整理)

- ・ 貸与対象者の要件設定の有無については、意見が分かれるところである。
- ・ 貸与費の支給決定の際には、何らかの基準が必要である。
- ・ 一方、意思伝達装置の貸与は、明らかにその有効性が認められるものであり、届け出程度で良いのではないか。
- ・ 論点5に係ることであるが、事後において、貸与の評価を行うためには、何らかの要件や基準が必要ではないか。
- ・

- とりわけバリエーションが多い児童用の歩行器については、貸与品毎に要件を設けることが必要ではないか。
- 原則的な考え方は本支給につながる貸与であること。ただし児童も含める場合には、長期間の仮合わせで業者に大きな負担がかかるため、その課題の解消が必要である。

(4) 貸与結果の評価と活用について

論点5:効果的・効率的な補装具利用に資する貸与システムとするため、貸与の必要性の判断と評価の基準・方法、活用について、その方策を検討する必要がある

製作所

- ・ 貸与の必要性の判断
 - 必然的に処方、支給の判定機関が、貸与の必要性の判定をすることになると思う。
 - メーカー、製作事業者に装具製作の処方権、決定権はない。
- ・ 評価の基準・方法・活用
 - 評価の公平性を保つためにも判定機関を中心に基準を設けるべき。
 - 明確な評価指標がない状態で貸与制度を利用しても、最終的には価格で判断する事例が増えそうな印象。

工房

- ・ 最初に既製品の適応であることの確認が必須。オーダーメイドが必要であれば貸与にはそぐわない。
- ・ 利用者が貸与を希望するにいたるまでの道筋がわからない。誰がどのように情報提供を行うのか。
- ・ 貸与の必要性の判断、決定は、補装具費支給の場合と同様に、意見書に従って市区町村が行う。
- ・ 貸与開始の際の適合チェックを医療職（医師、理学療法士、作業療法士等）が行う。
- ・ 貸与（判定、適合・処方の精度向上が目的の場合）終了時の適合チェック＝本補装具支給の要否判断を医療職（医師、理学療法士、作業療法士等）が行う。
- ・ 貸与製品の決定については、職種の異なる2名とあるが、製品特徴などをもっとも把握しているのは事業者である場合が多く、必須かもしれない。または他の職種が相当な製品知識を持っている必要がある。または製品の特徴が十分に明らかにされている必要がある。
- ・ 「成長に伴って短期間で取り替えなければならない障害児の場合など、個々の状態に応じて、貸与の活用も可能とする」とあるが、一定期間を超えると貸与のほうで費用がかさむのでなんらかの対応が必要。また短期間で取り換えなければならない対象者の選別が必要。

製作所

- ・ 判断と評価ができていない機関に依頼しても何もかわらないと思われる。しかし、現在の補装具の判定機関と貸与を前提とする機関の2重の判定機関の存在は無駄と考えられる。
 - 行政窓口では担当者によって支給判定の対応が異なることがよくあるので、貸与の必要性の判断等は更生相談所で行うべき。
 - 行政から更生相談所への相談ができる体制作りが重要。（対応が全国ばらばらなので判定の質の向上も含めてやるべき）

製作所

- ・ 判定機関が総合的にみて決めることも選択肢の一つとして提案できればいい。
- ・ 今回は期間が短かったので出てこなかったかもしれないが、車いすシーティングと義足のひざ継手の需要はとても多いと思う。

療育センター

- ・ 主治医（担当セラピスト）の判断による。
 - ・ 本方式の有効性の判断のための委員会を設立し、期限を限って検証する。
 - ・ 貸与システムスタートは、『簡単で分かりやすいこと』が第1と考える。
- ※障害者・児には、介護保険システムのケアマネの役割が明確にされていないため、現状担当セラピストがその役割を担うことになると思う。

- ・ 選定期間のデモ機レンタルの場合

案1：介護実習・普及センターなどの行政機関から借りる場合

- 無料で行政手続なし。
- ただし担当セラピストが選定評価表に記入。
- 介護実習・普及センターなどでの機器購入またはレンタルは行政支援必須。

案2：業者からレンタルする場合

- 担当セラピストが選定し（例えば）2機種まで期間2ヶ月（場合によって延長あり）など。
- 費用は〇割自己負担し、業者に支払う。
- 業者が選定調整を自宅訪問で行う場合は、出張費1回〇円自己負担（意思伝達装置の場合など特に必要）。

検討委員

- ・ 具体的事例などを示した方が現場は助かると思う。いずれ、貸与システムの効果を検証する必要があると思われ、貸与の必要性判断、評価、活用状況などを統一した様式で記録することが重要である。

検討委員

- ・ 利用者、中間ユーザー、業者等からの意見を勘案し、更生相談所が判断。
- ・ 意思伝達装置は、貸与が明らかに必要なので、申し出だけで良いのではないか。

検討委員

- ・ 論点4の内容をふまえてまとめると、意思伝達装置であっても、進行性疾患（脳性麻痺、頸髄損傷等）でない場合は、永続しての利用が可能であるため、継続貸与としないこと（他の種目との整合性）も検討する必要もある。（論点6の基準額とも合わせての検討）
- ・ 評価のための試用貸与の場合、医学的判断に加えて生活環境等の社会モデルに基づく判断ポイントを定める必要があるといえるが、種目・基準によってさまざまになるといえる（期間、評価項目等）。個別検討が必要。
- ・ あるいは、介護保険の福祉用具のように消耗品でない既製品部分（オプションを除

く本体等)については、原則継続貸与とし、オプション部分で個別適合が必要な箇所のみ支給対象と考えることもできるのではないかな。

- ・ 例えは、意思伝達装置の本体は継続貸与で、スイッチ類は支給、あるいは車椅子の基本構造は継続貸与で、クッションは支給など。(介護保険の福祉用具と特定福祉用具に近い整理と考える。)

検討委員

- ・ 利用者にとって適切な補装具を支給する上でも、本制度を熟知した身体機能を評価できる医療職(医師、理学療法士、作業療法士等)と製品情報に精通した業者(メーカー含む)、日常生活を把握している行政関連職種(CW、計画相談員等)がチームとして対応するのが理想ではないか。そのためにも、関連する人材の育成も必須かと考える。

検討委員

- ・ 制度の公平性の面からも、必要性の判断基準、貸与期間中の評価基準については文書化され、広く国民に周知されるべきである。

検討委員

- ・ 意思伝達装置の場合、成長対応であっても、進行疾患対応であっても、本支給に結びつかない点を考慮しなければならない。安易にお試しの貸与を行っても効果がないこともある。支給範囲となるターゲットの絞り込みが重要である。
利用者が主体的に貸与できるという誤解を招く可能性があるため、利用する側にも支給決定のための貸与という認識を持ってもらわなければならない。

検討委員

- ・ A L Sの場合は更生相談所の判定で意思伝達装置の支給はまだ早いと言われているケースがあるが、その段階から貸与を行うことができ、支給条件がクリアしたところで本支給という流れができれば効果が大きいのではないかな。

(論点の整理)

- ・ 本制度を熟知した「身体機能を評価できる医療職(医師、理学療法士、作業療法士等)」と「製品情報に精通した業者(メーカー含む)」、「日常生活を把握している行政関連職種(CW、計画相談員等)」がチームを組んで対応することが望ましい。
- ・ 一方、貸与の必要性の判断は、後の判定等を考慮した場合、更生相談所が中心に行うべき。
- ・ 制度化する場合には、一部のリハビリテーションセンターや政令市のみで貸与が可能となる仕組みにするのではなく、全県において実施可能な仕組みを構築すること。
- ・ 市町村から更生相談所へ貸与の必要性について、相談ができる体制を整備すること。
- ・ 貸与の必要性判断、評価、活用状況などを統一した様式で記録することが望ましい。

(5) 貸与物品の基準額について

論点6: 論点1及び論点2に関連することであるが、利用者の負担と製作事業者及びメーカー双方の関係を勘案した基準額を決定する必要がある

製作所

- ・ 貸与価格の設定について、送料や移動コストなど、地域差がある点を考慮する必要があると思う。
- ・ メーカー、製作事業者の金銭的負担が、今以上大きくなると、経営圧迫につながり、供給体制が破綻する可能性もあると思う。

工房

- ・ 貸与の目的が「進行性の疾患や成長が著しい児童に対する補装具の適宜利用」にある場合は「本補装具」を製作するためのプロセスではない。完全に独立して収益を上げることができなければならない。
- ・ 貸与の目的が「更生相談所による補装具の判定、適合・処方の精度向上」にある場合、通常の補装具を製作するプロセスとは異なるものとなるので、ここで生じる費用は本補装具製作とは別途に考慮しなければならない。

製作所

- ・ 今回の貸与の考え方は、判定機関側からの見方が強いと思われる。一年間で一回一ヶ月のみ使用する貸与商品を残り11ヶ月寝かせてしまうので、事業は成り立たない。その場合は大変高額なレンタル料金の設定が必要となる。
 - 介護保険のように利用率が高いわけでもなく、判定機関が試したい時に貸し出す仕組みなので、収益は上げられない。収益のない事業を民間事業者が行いたくはないと思う。
 - 機器によってフィッティングの難しさ（内容や回数）が違うので、一律に計算できない。
 - 貸出期間は機器によって変わってくる。1ヶ月も必要ない機器もある。
 - 輸送に必要な時間や利用者の体調（すぐに使えないケースもある）なども考慮して、実際の使用期間（レンタル期間）を設定した方が良い。

製作所

- ・ 現在無償で出しているものに何かしらの補助が出るのはありがたい。
- ・ 本支給に結びついてくれるのであれば大きな収益は必要なく、あまり損をしなければ問題は無いと考える。
- ・ 貸与が独立した制度ではなく、その先に必ず本支給があるのであれば、基準額も設定しやすいしできると思う。
- ・ 論点1の誰が保有するかで基準額は変わってくる。

療育センター

- ・ 負担金は、現行補装具作成に関する負担金と同じ。
- ・ 基準額はメーカー、補装具業者の必要額の見積もりに基づいて厚生労働省などによって決定する。

検討委員

- ・ 一律な価格ではなく、物品の〇%、試用期間による算定などルールを決める必要がある。

検討委員

- ・ 今回のモデル事業で、貸与金額の妥当性まで検証できていないと思われる。
- ・ 原価にプラスして、送料、メンテナンス費用等をどのように設定するか、例えば、介護保険レンタル費はどのように決めているのかを参考にできるか？
- ・ メンテナンス費用はメーカー、製作者双方に配分する必要があるが折半で良いか？

検討委員

- ・ 基本的には、購入基準の月割と回転率、毎回の引き揚げ時に必要なメンテナンス費用から算出するものとする。
- ・ しかし、購入費用（減価償却分）については、支給の代わりに貸与したと考えるのであれば、最初の確保は自治体が行うとしても、その所有権を持つだけで、保管・管理を業者委託する方法も考えると、より安価に抑えることもできる可能性がある。
- ・ 継続貸与で長期利用が見込まれる場合、耐用年数の期間に渡って貸与し続けた場合に、利用者の負担が極端に大きくなることを避けるように検討する必要もある。

検討委員

- ・ 支給事務を行う立場からすれば、「実勢価格」の場合、物品毎に上限額がないと予算編成する上での目安がない。また、支給決定する上では、1ヵ月単位の価格設定であれば、1～6ヵ月の間で必要に応じて任意設定するということも可能かと考える。

検討委員

- ・ 自社で運営している義肢装具、意思伝達装置の有償貸与サービスの経験からコメント。
- ・ 尚、弊社貸与事業は物販事業とは切り離し、貸与事業単独で損益を均衡させるものである。
- ・ 補装具貸与にかかる費用負担を概観すると
 - 弊社 : 物品所有・(保有者)
 - 固定費 : 物品の取得原価(償却費)
 - 外部変動費 : 往復送料
 - 内部変動費 : 貸出-受付、出荷
返却-受付、清拭・消毒・保管にかかる労務費

- ・ 固定費回収の点からは、償却期間中に一定の回転率が保たれない物品は貸与品目としての取り扱いが実質的にできない。(高額な意志伝達装置など、対象者が極めて少なく、かつ、機器の陳腐化が早いものは対象とし得ない。基準額を定めてもはずれ値としてのズレが大きすぎる。)
- ・ 外部変動費は必ず発生するため、往復送料について回収が出来なければ、事業は継続不能。
- ・ 特に大型の姿勢保持具などは送料が数千円と高額である。また、その大きさから利用者が通常の宅配便などで送り返すことも困難。結果、貸与品の返却が滞り回転率が悪化する。論点 1-②で先に示したようにセンターの機能を活かした貸与サービス供給モデルを採らない限り、貸与費用が高額となり、上記同様貸与のメリットが少なくなると考える。
- ・ 補装具製作事業者にかかる費用

固定費	:	発生しない
外部変動費	:	物品借り受け費用・返送費用
内部変動費	:	貸出依頼への対応：申請書類、連絡
貸出準備	:	(組立)、適合
返却	:	回収、発送
- ・ 貸与時の適合及び回収時の訪問交通費などは、来社型事業とするのか訪問型にするのかは、各補装具事業者の経営判断によるので変動費としては勘案しない。
- ・ 基準額の設定については、その前提にもよると考えられるが、外部に支出費用(固定費、変動費)が回収不能であれば、民間事業者としてはその基準額の中で事業を行う理由は見出せないと考えられる。

検討委員

- ・ 事業者としては採算性が取れなければ制度化することは難しい。やはり貸与は貸与で採算が取れる仕組みにするべきではないか。

検討委員

- ・ 最も気になるのはフィッティングに対する価格設定が組み込まれるか。物の価格のみの価格設定では貸与制度を維持することは困難である。

(論点の整理)

- ・ 論点 1 に係ることであるが、補装具製作事業者又はメーカーが貸与品を確保・保有する場合、採算がとれず、供給ができない可能性がある。
- ・ 補装具は個別性が高く、介護保険のように仕入原価や稼働率等から、単純に貸与価格を算出することは困難。
- ・ 貸与に係る業務負荷から生じるコスト(人件費・移動費用等)について、想定しづらく貸与価格の算定が難しい。
- ・ 貸与として独立採算がとれる仕組みにするべきではないか。

- 基準額の設定にあたっては、毎月要する利用料となるため、利用者の費用対効果、負担感等も考慮しながら検討する。
- 貸与を必須とするか、任意とするか、或いは更生相談所による判定によるものとするか等も合わせて検討する。
- 貸与品を限定したうえで、国が必要個数を一括調達し、各都道府県等の公的機関等へ配付することも検討できる。

(6) 修理時における貸与について

論点7 修理期間中の貸与について

製作所

- ・ 貸与方式の目的と異なるため、論点も異なる。
- ・ 本件とは、別の懸案事項として捉えるのが良いと思う。

工房

- ・ 補装具は日常の生活の中で必須のものである。「更生相談所による補装具の判定、適合・処方の精度向上を図るとともに、進行性の疾患や成長が著しい児童に対する補装具の適宜利用」という当初の目的とは異なるが、貸与の体制が整えば修理期間中の貸与も対象にしない手はない。
- ・ 本補装具支給までのつなぎとしての貸与も考えられる。新生児医療の発展にともないNICUからの退院帰宅にともない急遽車いすの使用を希望される場合がある。症状が確定するまでは補装具申請は受け付けられず、本補装具としての供給では間に合わない。このような場合の貸与である。

製作所

- ・ 修理期間中の貸与について、個別注文が多いお客様において貸与で過ごせるとは思えない。支給したものはいつか壊れることを前提にリスクマネジメントを検討することが重要である。
 - 修理中の代替機でもフィッティングが必要。

製作所

- ・ 制度ができればユーザーは喜ぶだろうが、しかしながら今回実施した貸与の枠組みとは区別して検討すべきではないか。

療育センター

- ・ メーカーの責任の修理の場合、無料。
- ・ 経年劣化および保証期間が過ぎた場合は、自己負担〇〇円

検討委員

- ・ 修理期間中の貸与の目的は、修理で預けている間に使用できなくなる不利益の担保である。物品により馴染むものとそうでないものがあり検討を要する。
 - ① 馴染むもの
 - ：意思伝本体、継手単体の修理など
 - ② 馴染まないもの
 - ：PSB（修理項目が無く、全部交換ではないか？）意思伝スイッチ（修理で預かるというよりスイッチ丸ごと交換になる場合）

検討委員

- ・ 認めたいところだが、修理にも様々なものがある。制作業者のミスで修理中の際は対象とならない。

検討委員

- ・ 基本的には、個別適合の上支給している補装具という建前の上では代替貸与に馴染まないと考える。
- ・ もし、本支給が継続貸与であれば、修理期間中の貸与も代替貸与ではなく、故障・破損に伴う代替品との交換である。（故障したものを修理すれば、次の機会（他の利用者）への提供品としてストックされる。）
- ・ そのためには、欧州型テクノエイドセンターのようなリユースシステムの構築を合わせて検討する必要がある。

検討委員

- ・ 修理代替えまで認めてしまうと、全ての補装具が対象となるため、現時点では難しいのではないか。

検討委員

- ・ 論点が判然としないが、
 - 保証期間中の修理代替品については無償で貸与する。
 - 保障期間終了後の修理代替品については、有償貸与機を有償にて貸出している。

検討委員

- ・ 修理期間中の貸与についても認めていただけると助かる。

（論点の整理）

- ・ 修理期間中の貸与の目的は、修理で預けている間に使用できなくなる不利益の担保である。物品により馴染むものとそうでないものがあり別途検討すべき事項である。
 - ◆ 馴染むもの
 - ：意思伝本体、継手単体の修理など
 - ◆ 馴染まないもの
 - ：PSB（修理項目が無く、全部交換ではないか？）意思伝スイッチ（修理で預かるというよりスイッチ丸ごと交換になる場合）
- ・ 補装具の効果的・効率的な支給の観点からみて、外れる論点であり、別途、別事業において検討すべき事項である。

V. 調査のまとめと今後の方向性

1. 本調査のまとめ

- 本事業は、平成26年度の調査研究において作成した「補装具貸与費支給モデル事業実施要項（案）」に基づき、その内容の一部を改変し行ったものである。
- モデル事業の実施にあたっては、世田谷区及び横浜市、千葉市より、多大なるご協力をいただくとともに、地域の更生相談所及び、補装具製作事業者、補装具メーカー、リハビリテーションセンターや病院等により、ご支援とご協力を賜りながら実施することができた。
- 事業の実施確定からモデル事業説明会までに一定の準備期間を要し、平成27年10月の説明会終了から2月末までを補装具貸与の期間として設定した。
- 最終的には、装具の利用が3件、意思伝達装置の利用が6件と、その利用実績は少数に留まったところであるが、その主な理由は、もともと利用者が少数であることに加え、貸与利用に伴う作業負担の増加や貸与物品の調達・確保が困難なこと、基準額の低さなどが挙げられる。
- 一方、実際、貸与を利用された方（利用者）については、ヒアリング調査やアンケート調査の結果から、総じて貸与をして良かったとする評価を頂いた。
本研究は単年度の事業であり、期間的なこともあり、貸与終了後のフォローアップまで実施することはできなかったが、実際、本支給を申請された方、本支給の申請を取りやめた方等に対して、その後も継続して調査を行い、もって貸与の有効性を検証したいところであった。
- 本研究では、モデル事業の実施を通じて、利用者をはじめ、補装具貸与に係わった多くの関係者等から現場の実態を踏まえたご意見をヒアリングすることができ、また、検討委員にあたる有識者や実務者からも専門的な視点から多数ご意見をいただき、その結果を貸与方式導入に向けた論点の整理として取り纏めたところである。
- 平成27年12月、社会保障審議会の障害者部会が取り纏めた報告書においては、

「補装具については、効果的・効率的な支給に向け、実態の把握を行うとともに、購入を基本とする原則を堅持しつつ、成長に伴って短期間で取り替えなければならない障害児の場合など、個々の状態に応じて、貸与の活用も可能とすることや、医療とも連携した相談支援の体制整備等を進めるべきである。」（抜粋）

と記載されたところであり、また、平成28年3月1日には、平成30年度改正に向けて「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福

祉法」の一部改正案が第 190 回通常国会に提出されたところである。

- 今後の補装具費支給制度における貸与方式の導入検討にあたっては、よりよい制度の設計がなされ、全国各地で効果的な運用が図られるよう、制度を支える障害者福祉の実態や課題を踏まえながら継続して検討することが望まれるところであり、本年度の調査研究の結果を踏まえ、今後の検討の方向性について次項に記載することとする。

2. 今後の方向性

(1) 医療との連携に関する施策

- 補装具の効果的な利用と効率的な判定・支給を実現するためには、医療職やリハビリテーション等の専門職と連携することが必要不可欠である。
- 更生相談所によっては、医師等が不在の機関もあるため、地域の医療職等と連携できる更生相談所の体制整備に向けた検討が必要である。
なお、体制づくりには、補装具に関する適切な情報と適用に係る知識を十分に持った人材を育成することも必要である。
- 地域の医療職等がチームを編成し、かかりつけの病院等とも必要に応じて連携しながら、利用者にアプローチすることができる仕組みを現行制度に盛り込むための施策を検討する必要がある。

(2) 補装具貸与に係る必要性の判断基準の明確化

- 今回の研究では、義肢については、更生相談所における「補装具判定の処方、適合の精度向上」を、また、意思伝達装置等については「進行性の疾患や成長期の児童に対する補装具の適宜利用」を目的に貸与を実施したところであるが、貸与が適当とされる者の判断基準について、その適用範囲を明確にすることが極めて重要であり、目的を分けて整理検討する必要がある。
とりわけ意思伝達装置の取扱については、利用開始までのスピード感が要求されるものであり、迅速な貸与が可能となる制度設計が求められている。

(3) 貸与物品の確保と基準額の設定について

- 貸与物品の確保について、貸与になじむ具体的な製品等の絞り込みを行い、例えば高額な機器等については、国立障害者リハビリテーションセンターにおいて一括調達し、管理のうえ、必要に応じて更生相談所等へ貸出することとし、また意思伝達装置や B・F・O（PSB）等については、更生相談所においてメーカー等と契約をして保持できるような施策も検討する余地があるのではないかと。
なお、平成 28 年度の地域生活支援事業より、地域に設置することが可能となる「支援機器活用センター（仮称）」を活用することも検討できる。
しかしながら、その一方で、貸与物品の管理は種目によっては、かなり複雑かつ煩雑であり、一般的には高額な物品を管理することは敬遠されがちである。消毒や管

理さえしっかり行うことができれば、保有場所は卸でも現行の介護保険貸与事業所であっても良いのではないかとする意見もあった。

- また、上記の事項と合わせて、全国各地で運用が可能となるよう、製品毎の基準額の在り方について、検討する必要がある。

（４）障害児の支給決定の実態に関する調査

- 障害者部会による報告書によれば、「成長に伴って短期間で取り替えなければならない障害児の場合など、個々の状態に応じて、貸与の活用も可能とする…」と記載されているところであり、かつ児童に対する補装具の取扱については、市町村のみで判断されていることが多く、貸与方式導入に向けた検討の実施にあたっては、児童の支給実態についても調査の対象とすることが望ましい。

（５）指定事業者制導入に向けた検討

- 補装具製作事業者の取扱について、現行の制度では、事前登録による指定事業者制となっている訳ではないが、貸与制度を導入する場合には、当該製品の衛生管理を一定確保する観点から、指定事業者とすることを検討する余地がある。

第 2 部 資 料 編

補装具貸与費支給モデル事業実施要綱

第1条 目的

補装具貸与費支給モデル事業（以下、本事業）は、障害者及び障害児、難病患者等に対する補装具の貸与を行うことにより、補装具の判定、適合・処方の精度向上を図るとともに、進行性の疾患や成長が著しい児童に対する補装具の適宜利用を図り、もって福祉の増進に資することを目的とする。

なお、本事業は、平成27年度厚生労働省障害者総合福祉推進事業から補助を受けた公益財団法人テクノエイド協会（以下、協会）が事業主体となって実施する。

第2条 定義

この要綱において使用する次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）身体障害者・障害児

身体障害者手帳の交付を受けている者（児）、もしくは身体障害者手帳の交付を申請中である者（児）をいう。

（2）難病患者等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年十一月七日法律第百二十三号）に規定する、治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が、厚生労働大臣が定める程度である者（児）をいう。

（3）補装具

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第23項に定めるとおり、障害者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用されるものその他の厚生労働省令で定める基準に該当するものとして、義肢、装具、車いすその他の厚生労働大臣が定めるものをいう。

但し、本事業における貸与の対象範囲は、協会が定める別表1の製品又は完成用部品とすることとする。

第3条 実施主体

本事業の実施主体は以下の市区（以下、本市区）とする。

- ・世田谷区
- ・横浜市
- ・千葉市

第4条 事業内容

本補装具を製作するまでの期間等において、一定期間に限り補装具の貸与を行い、もってその有効性を検証する。

第5条 関係者の役割

(1) 本市区

申請の受理及び意見書に基づく貸与の決定、補装具貸与費の支給

但し、本事業における補装具貸与費の支給については、本市区から協会に対して貸与決定に関する情報提供を行い、もって協会から当該補装具貸与事業者へ直接支払うこととする。

(2) 更生相談所

補装具貸与に伴う技術的助言

(3) 補装具貸与事業者

補装具の貸与（搬入・搬出を含む）、保管・メンテナンス・クリーニング及び利用者へのフィッティング

第6条 対象者

本事業の対象となる者は、次の各号のすべてを満たす者とする。

- (1) 本市区内在住または本市区が援護を実施していること
- (2) 障害者手帳の交付を受けた者及びそれと同程度の者であること
- (3) 利用しようとする補装具の種目ごとに、別表1に定める要件を満たし、かつ、速やかな補装具の利用が日常生活または就学、就労等に必要であると認められること
- (4) 介護保険法（平成9年法律第123号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の他の制度等により既に同等の福祉用具の貸与、給付等を受けていないこと

第7条 条件

補装具貸与の利用にあたっては、意見書に基づき次の条件のいずれかを満たしているものとする。

- (1) 症状変化が早い難病等を有する難病患者等で、補装具の製作よりも貸与の方が望ましい状態である場合
- (2) 補装具の製作にあたり、一時的に貸与品を利用することで、より適切な補装具製作が可能となると想定される場合
- (3) 上記の他、貸与をするにふさわしいと認められる場合

第8条 対象補装具

補装具の製作中（製作予定）における貸与対象補装具は別表1の通りとする。

第9条 申請

本事業の交付を受けようとする者（その者が18歳未満である場合にはその保護者）は、利用しようとする補装具の種目ごとに、以下の各号に掲げる書類を添えて、補装具貸与申請書（様式1）により市区長に申請する。

製作中（製作予定）における補装具貸与にあたっては、補装具の種目ごとに、1度に3品まで貸与申請をすることができる。

- (1) 補装具貸与に係る意見書（様式2）
- (2) 貸与費の交付を受けようとする者が難病患者等である場合には、特定疾患医療受給者証の写し又は難病患者等であることを証する医師の診断書等
- (3) 貸与費の交付を受けようとする者が身体障害者手帳の交付を申請中である場合には、当該申請時に提出した診断書の写し

但し、本補装具の申請と同時に補装具貸与の申請を行う場合には、重複する項目について、『本補装具費の申請と同じ』と記述し省略できるものとする。

第10条 貸与の決定

市区長は、前条の申請があった場合はその内容の適否について速やかに調査を行い、貸与の有用性があると認める場合は補装具貸与決定通知書（様式3）により、貸与の必要がないと認めたときは補装具貸与却下決定通知書（様式4）により、申請者に通知する。

第11条 貸与対象期間

本事業の対象となる貸与期間（以下、「貸与対象期間」という。）は、貸与決定の日から起算して1か月又は3か月とし、貸与期間は市区長が決定する。

2 前項に関わらず、貸与の決定を受けた者（以下「利用者」という。）から貸与対象期間の延長の申し出があり、かつ市区長が必要と認める場合は、1回に限り3か月延長することができる。この場合における延長の申請、及び決定の手続は、新規の申請の場合に準じる。

なお、本事業は平成27年度の単年度事業であり、貸与期間の最終期日は、平成28年2月29日までとする。

第12条 貸与費の支給

貸与期間内において、貸与の決定を受けた補装具を貸与した場合において、貸与に要した費用は、その全額を補装具製作（修理）時の補装具費に計上できるものとする。補装具貸与後に補装具製作（修理）に係る補装具費支給申請を行わない場合は、別途補装具貸与費の請求ができるものとする。

2 貸与費用の請求の手続は、補装具貸与事業者が補装具貸与明細書（様式5）を添え市区長に請求することにより行う。

なお、本事業における補装具貸与費の請求については、協会に対して行うこととし、協会から当該補装具貸与事業者へ直接支払うこととする。

第13条 他制度の利用の手続き

本事業の対象者は、介護保険法（平成9年法律第123号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等により、補装具貸与費の支給が決定した補装具と同等の福祉用具の貸与、給付等を受ける可能性がある場合は、それらの制度を優先して貸与、給付等の申請の手続きを行うよう努めなければならない。

第14条 変更等の届出

本事業の対象者は、貸与対象期間内において氏名、居住地等に変更があったとき、もしくは前条の手続きにより他の制度等による福祉用具の貸与、給付等を受けるに至った場合は、

速やかに申請内容変更届出書（様式６）により届け出をしなければならない。

第１５条 貸与決定の取り消し

市区長は、本事業の対象が第６条に定める貸与対象者ではなくなったときは、貸与決定の一部又は全部を取り消すことができる。

- ２ 市区長は、前項の規定に基づき助成決定の取消しを行ったときは、貸与決定取消通知書（様式７）により利用者に通知する。

第１６条 損害賠償

本事業の対象者は、善良なる管理者の責任をもって貸与補装具を利用するものとし、故意または過失により補装具を紛失又は損傷させた場合には、その損害を賠償するものとする。

第１７条 台帳

本市区は、本事業の状況を明確にするために補装具貸与台帳（様式８）を整備するものとする。

なお、当該補装具貸与台帳は、協会と情報共有することとし、協会は調査の目的のみに使用することとする。

第１８条 その他

本要綱に定めるもののほか、必要な事項は本市区が別に定める。

附 則

（実施期日）

本事業は、平成２７年度厚生労働省障害者総合福祉推進事業から補助を受けた協会が事業主体となって実施するものであり、この要綱は、平成２７年１０月１日から実施し、平成２８年２月２９日をもって終了する。

（個人情報の保護）

本事業は補装具支給制度における貸与方式導入に向けた体制のあり方を検証するための試行事業であり、本事業により補装具貸与の申請を行う場合には、協会又は市区担当者等から個人情報の取り扱いについての説明を行い、もって「補装具貸与の利用効果の検証に関する調査協力同意書」を得ることとする。

別表 1 補装具貸与品目（参考例）

種目	製造事業者	型番・名称	要件	貸与費
義肢	個別の機器は指定せず、参考機種を例示することとする。 従って貸与を希望する商品や部品を選定しても、最寄りの事業者では取り扱っていない場合もあることに留意すること。		「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく補装具費の支給対象者であり、かつ貸与をすることで、 <u>補装具判定の処方・適合の精度向上に資するものである場合。</u>	1 ヶ月 20,000 円
装具			「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく補装具費の支給対象者であり、かつ貸与をすることで、 <u>進行性の疾患や成長期の児童の補装具の適宜利用に資するものである場合。</u>	1 ヶ月 11,000 円
起立保持具				1 ヶ月 15,000 円
意思伝達装置				1 ヶ月 12,000 円 3 ヶ月 20,000 円

補装具貸与申請書

申請日 平成 年 月 日

(あて先)●●市区長

下記のとおり補装具貸与申請をいたします。

利用 者	住所					
	フリガナ 氏 名					
	生年月日	年 月 日	性別		電話	
フリガナ					生年月日	年 月 日
補装具等を利用 する児童の氏名					申請者との続 柄	
身体障害者手帳の 交付の状況 該当する部分に○を付 け、必要部分を記入し てください。		・ 有 等 級 () 級 障 害 名 () ・ 申請中 等級 () 級 ・ 無				
疾患名						

申請に係る補装具等について

補装具等の種目	義肢・装具・起立保持具・意思伝達装置	
貸与を予定して いる商品の名称 (メーカー・型 式等)	1 品目	
	2 品目	
	3 品目	
希望する補装具 貸与事業者	名称	
	所在地	
	電話	
貸与希望期間	1 か月 ・ 3 か月	

申請者署名欄

氏 名	印	代筆者 ()
-----	---	---------

※本人が署名した場合には、押印の必要はありません。

※本事業では印鑑は不要とする。

※申請者記入不要

支給番号		-			
------	--	---	--	--	--

【添付書類】

- 補装具貸与に係る意見書（様式 2）
- 補装具貸与の利用効果の検証に関する調査協力同意書（別紙）
- 身体障害者手帳を申請中の場合
 - ・身体障害者手帳申請時の診断書の写し
- 難病等の方
 - ・特定疾患医療受給者証の写し、または、難病患者等であることを証する医師の診断書等（既存のものの写しで差し支えありません。）

平成 年 月 日

補装具貸与に係る意見書

利用者の氏名		生年月日 年 月 日	
補装具貸与の目的及び理由			
貸与の対象となる商品の名称（メーカー・型式等）	1 品目		
	2 品目		
	3 品目		
望ましい貸与対象期間（どちらかに○）		1 か月 ・ 3 か月	
医師	氏名	印	
	勤務先・所属		
	住所		
	電話		
保健・医療・福祉関連の職種	氏名	印	
	勤務先・所属		
	住所		
	電話		
貸与事業者	氏名	印	
	勤務先・所属		
	住所		
	電話		

※本事業では印鑑を不要する。

※意見書は、医師又は保健・医療・福祉関連の職種、貸与事業者のうち、職種の異なる2名以上が記載する。

平成 年 月 日

様

●●市区長

補装具貸与決定通知書

先に申請のありました補装具貸与について、下記のとおり支給を決定しましたので通知します。

利用者	住 所										
	フリガナ 氏 名										
	生年月日	年 月 日			性別		電話				
支給番号			—				支給決定日		年 月 日		
補装具の種目											
助成の対象となる商品の名称（メーカー・型式等）		1 品目									
		2 品目									
		3 品目									
業補 者装 具具 貸貸 与与 事事	名称										
	所在地										
	電話										
貸与対象期間		平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 ※本事業は平成27年度の単年度事業であり、貸与期間の最終期日は、平成28年2月29日までとする。									
基準額		見積額			利用者負担額			公費負担額			
円		— 円			— 円			円			
月額負担上限額											
— 円											

- ・介護保険法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の他の制度等により、助成を行う補装具等と同等の福祉用具の貸与、給付等を受ける可能性がある場合は、貸与、給付等の手続きを行ってください。
- ・貸与対象期間内において、利用者または貸与決定に係る難病患者等の氏名、居住地等に変更があったときや、他の制度等による福祉用具の貸与、給付等を受けることになったときは、速やかに届出してください。
- ・支給番号は、アンケート調査に必要となります。この決定通知は大切に保管してください。

問い合わせ先：

「支給番号」の付番ルール

様式 3

平成 年 月 日

様

●●市区長

補装具貸与決定通知書

先に申請のありました補装具貸与について、下記のとおり支給を決定しましたので通知します。

利用 者	住所						
	フリガナ 氏 名						
	生年月日	年	月	日	性別	電話	
支給番号			-			支給決定日	年 月 日
補装具の種目							
助成の対象となる商 品の名称（メーカー・ 型式等）		1 品目					
		2 品目					
		3 品目					

S : 世田谷区
Y : 横浜市
C : 千葉市

A : 義肢
B : 装具
C : 起立保持具
D : 意思伝達装置

AからDまで、それぞれ
01～順に割当

支給番号は、貸与費の請求やアンケート調査時に使用する重要な番号となります。
大切に保管してください。

文書記号 第 号
平成 年 月 日

様

●●市区長

補装具貸与却下決定通知書

年 月 日に申請された補装具貸与申請については、下記の理由により却下することに決定しましたので通知します。

記

1 申請事項

2 却下の理由

問い合わせ先：

補装具等貸与明細書

貸与の決定を受けた内容

利用者氏名	生年月日 年 月 日
補装具等の種目	
支給番号	
貸与対象期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

貸与の明細

貸与した商品の名称（メーカー・型式等）	1 品目	
	2 品目	
	3 品目	
貸与対象期間のうち、貸与した期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 ※本事業は平成27年度の単年度事業であり、貸与期間の最終期日は、平成28年2月29日までとする	
貸与費用	円	

上記のとおり、貸与を行いました。

利用者（保護者）	氏名 代筆者（ ）	印
補装具貸与事業者	住所 氏名	印

◆補装具貸与費の振込先口座◆

金融機関名	銀行 支店
預金種別	
銀行等取引 口座名義等	(フリガナ)
	口座名義：
	口座番号：

注）本事業における補装具貸与費の支給については、本市区から協会に対して貸与決定に関する情報提供を行い、もって協会から当該補装具貸与事業者へ直接支払います。

申請内容変更届出書

あて先 ●● 市区長

平成 年 月 日

次のとおり変更がありましたので届け出ます。

フリガナ 利用者 (保護者) 氏名		生年 月日	明治 大正 昭和 平成 年 月 日
居 住 地	〒 電話番号		
フリガナ 補装具等を利用 する児童の氏名		続柄 生年 月日	昭和・平成 年 月 日
支給番号			

変更事項 (該当に○ をして下さ い。)		利用者に関するこ と	①氏名 ②居住地 ③連絡先
		利用者である児童 に関すること	①氏名 ②居住地 ③連絡先 ④保護者
		他法等により、同等の福祉用具の貸与、給付等を受けることとなった。 貸与、給付を受けた日 年 月 日	
		その他 ()	
変更内容	変 更 前		
	変 更 後		

※変更した内容を証する書類を添付すること。

受給者署名 (保護者名) :

文書記号 第 号
平成 年 月 日

様

●●市区長

補装具貸与決定取り消し通知書

平成 年 月 日付第 号をもって貸与決定通知のあった補装具貸与について、下記の理由により貸与決定取り消しをすることに決定しましたので通知します。

取り消しの理由	
---------	--

問い合わせ先：

補装具等貸与台帳

様式 8

1	支給番号	—					(フリガナ) 利用者 (保護者)		判定の可否	□ 可	□ 否	
	振込先	金融機関名：						(フリガナ) 口座名義：				
		預貯金種別：						口座番号：				
	補装具貸与事業者											
	貸与期間	平成		年	月	日	～	平成	年	月	日	貸与費用 円

2	支給番号	—					(フリガナ) 利用者 (保護者)		判定の可否	□ 可	□ 否	
	振込先	金融機関名：						(フリガナ) 口座名義：				
		預貯金種別：						口座番号：				
	補装具貸与事業者											
	貸与期間	平成		年	月	日	～	平成	年	月	日	貸与費用 円

3	支給番号	—					(フリガナ) 利用者 (保護者)		判定の可否	□ 可	□ 否	
	振込先	金融機関名：						(フリガナ) 口座名義：				
		預貯金種別：						口座番号：				
	補装具貸与事業者											
	貸与期間	平成		年	月	日	～	平成	年	月	日	貸与費用 円

※貸与決定した場合、「様式 1 ～ 3」及び「本管理台帳（様式 8）」をテクノエイド協会及びインタースタッフ総研に送付する。
判定却下となった場合、「様式 1、2、4」及び「本管理台帳（様式 8）」をテクノエイド協会及びインタースタッフ総研に送付する。

資料 2 補装具貸与費支給モデル事業 個人情報保護方針

補装具貸与費支給モデル事業 個人情報保護方針

補装具貸与費支給モデル事業の実施に伴う個人情報保護方針について、公益財団法人テクノエイド協会（以下「協会」。）は、個人情報を適切に管理することは社会的な責務であるとの認識のもと、個人情報保護に関する方針を次のとおり定め、役員、職員及び関係スタッフに周知徹底を図り、個人情報の保護に努めます。

1. 個人情報の管理

協会は、個人情報を保護、管理する体制を確立し、個人情報の適正な取得、利用および提供に関する規程を定め、これを遵守します。

2. 個人情報の取得および利用

協会は、個人情報を取得および利用する場合には、利用目的を明確にし、特定された利用目的の達成に必要な範囲内で、適正に個人情報を取扱います。

3. 個人情報の提供

協会は、個人情報について、あらかじめご本人から同意をいただいた提供先以外の第三者に提供、開示等は一切いたしません。

4. 個人情報の外部委託

取得した個人情報は、アンケートの発送や情報処理等の目的で外部に取扱いを委託することがあります。外部への委託に際しては、個人情報の管理水準が、協会が設定する安全対策基準を満たす企業等を選定し、適切な管理、監督を行います。

5. 個人情報の安全対策

個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざんおよび漏洩などに関する予防措置を講ずることにより、個人情報の安全性、正確性の確保を図ります。また、万が一、問題が発生した場合には、被害の拡大防止に努め、速やかに是正措置を実施します。

6. 個人情報の苦情・相談への対応

個人情報の取扱いに関するご本人からの苦情及び相談について対応窓口を設置し、対応します。

7. 個人情報の取扱いに関する法令、国が定める指針、その他の規範の遵守

個人情報の取扱いに関する法令、国が定める指針、その他規範を遵守します。

8. 個人情報保護マネジメントシステムの継続的改善

個人情報保護を適切に維持するために、個人情報保護マネジメントシステムを確立し、運用状況について定期的に監査を実施し、継続的な改善に努めます。

補装具貸与費支給モデル事業における個人情報の取り扱いについて

本調査で得られる個人情報の取り扱いについては、下記のとおり適切に管理いたしますので、本調査に同意いただけるようでしたら、別紙の「補装具貸与の利用効果の検証に関する調査協力同意書」に署名の上、当協会あてご提出くださいますようお願い致します。

1. 個人情報の取扱いに関する当協会の基本姿勢	調査で得られる個人情報は、当協会が定める「個人情報保護方針」に則り、適切な保護措置を講じ、厳重に管理いたします。
2. 調査で得られる個人情報の利用目的	調査で得られる個人情報は以下の目的のために利用させていただきます。下記以外の目的で個人情報を利用する場合は、改めて目的をお知らせし、同意を得るものといたします。 ①調査員により、補装具貸与の利用効果・満足度等について把握します。 ②上記①の結果に基づき補装具貸与サービスの有効性について分析します。
3. 調査で得られる個人情報の提供 提供：テクノエイド協会が自ら保有する個人情報を協会以外の者が利用できるようにすることをいう。（委託を除く。）	調査で得られる個人情報については、提供する予定はありません。提供の要請があった場合は、ご利用者・ご家族の同意を頂いて、その提供の可否を検討させていただきます。
4. 調査で得られる個人情報の委託 委託：テクノエイド協会が利用目的達成に必要な範囲内において、個人情報の取扱いの全部又は一部を協会以外の者に預けることをいう。	調査結果の分析作業は、公益財団法人テクノエイド協会及び委託先である株式会社インターリスク総研が実施する予定です。
5. 調査で得られる個人情報の利用終了後の措置（個人情報の保管期間）	調査で得られる個人情報は、公益財団法人テクノエイド協会が責任をもって平成29年3月末日まで保管いたします。上記の保管期間経過後は、公益財団法人テクノエイド協会が責任を持って廃棄いたします。
6. 調査で得られる個人情報をテクノエイド協会に与えることの任意性及び当該情報を与えなかった場合にご利用者・ご家族に生じる結果について	ご利用者・ご家族が、本調査にご協力いただかなくても、現在、検討している補装具費の支給申請に何ら不利益は生じません。
7. 個人情報に関するご連絡先	①個人情報保護管理者： 公益財団法人テクノエイド協会 事務局長 長田信一 ・電話番号 03-3266-6880 ・電子メールアドレス osada@techno-aids.or.jp ②苦情・相談窓口： 公益財団法人テクノエイド協会 企画部長 五島清国 ・電話番号 03-3266-6883 ・電子メールアドレス goshima@techno-aids.or.jp ③調査委託先： 株式会社インターリスク総研 主任コンサルタント 齋藤顕是 ・電話番号 03-5296-8918 ・電子メールアドレス saito.knj@ms-ad-hd.com

補装具貸与費支給モデル事業の概要

1. 事業の背景・目的

障害者総合支援法に基づく補装具費支給制度については、いわゆる貸与方式を導入すべきではないかとするご意見が各方面から寄せられております。

こうした背景を踏まえ、「補装具貸与費支給モデル事業（以下「本事業」）」では、一部の利用者及び市区、更生相談所、補装具製作事業者、リハビリテーションセンター等にご協力をいただき、実際の補装具費支給制度の中で特定の補装具の貸与を行い、もってその効果の検証や運用にあたっての具体的な課題等を把握するものです。

本事業は、厚生労働省から公益財団法人テクノエイド協会が補助を受けて実施するものですが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力賜りますようお願いいたします。

2. 主な調査の内容

（１）アンケート調査（すべての方）

- ・ 申請から貸与品が届くまでの日数
- ・ 補装具貸与の満足度
- ・ 貸与の良かった点・改善点や課題 等

（２）ヒアリング調査（一部の方）

- ・ 貸与期間中の使用状況、目的の達成度
- ・ 補装具の選定や判定、決定に与えた影響とその効果
- ・ 補装具貸与のメリット、デメリット 等

3. 調査対象

補装具貸与費支給モデル事業により補装具の貸与を受けた方

4. 調査期間

貸与決定日～平成28年3月10日

5. 調査に関する問い合わせ先

（事務局）

公益財団法人テクノエイド協会 企画部長 五島清国・谷田良平

電話番号 03-3266-6883

電子メールアドレス goshima@techno-aids.or.jp

（調査委託先）

株式会社インターリスク総研 主任コンサルタント 齋藤顕是

電話番号 03-5296-8918

電子メールアドレス saito.knj@ms-ad-hd.com

資料 3 補装具貸与の利用効果の検証に関する調査協力同意書

補装具貸与の利用効果の検証に関する調査協力同意書

(調査主体)

公益財団法人テクノエイド協会 殿

(調査委託先)

株式会社インターリスク総研 殿

私は、「補装具貸与費支給モデル事業の概要」及び「本事業における個人情報の取り扱いについて」の説明を受け、趣旨内容を理解しましたので 以下の点に 協力することに同意します。

記

調査名	補装具貸与費支給モデル事業の実施に伴う利用効果の検証に関する調査
調査期間	貸与決定日から平成28年3月
調査事項	必要に応じてアンケート及びヒアリング調査を実施させていただきます。

平成 年 月 日

氏名 : _____

住所 : _____

電話番号 : _____

資料 4 貸与機器一覧

本事業において貸与された機器は下表の4機種であった。

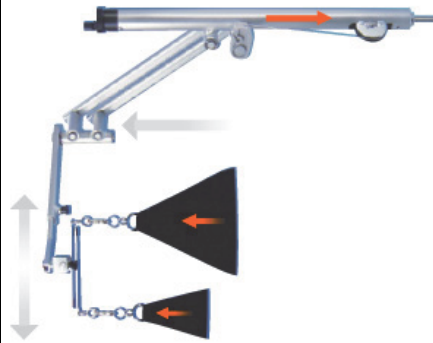
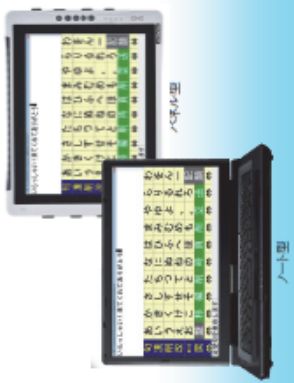
写真	該当製品 (メーカー名・製品名・型番)	価格	特長	備考
	有限会社ハニー・インターナショナル P S B	152,000 円	●スプリングの張力を利用することにより腕の重さを限りなくゼロに近づけ、わずかな力でも自身の腕を動かすことのできる装置 ●補助力（腕を支える力）は内蔵スプリングの張力を調整することにより、使用者の症状等に応じて自由に増減することが可能 ●使いやすい設計で調整も簡単 ●補助力（腕を支える力）はポールの上部のツマミを回すことで自由に調整することが可能 ●ベアシック機ながら充分な機能	●1週間の無料貸し出し実施 https://www.hny.co.jp/hp3/psb/function.html
	パシフィックサプライ株式会社 ゲイトソリユーション G S D R 1-L	完成用部 品価格 66,000 円 (足継手) 15,900 円 (あぶみ)	●油圧調整範囲：抵抗がない状態から半固定まで無段階に調整可能 ●底屈制動範囲：初期角度から底屈方向に18度 ●初期設定角度：パーツ交換により0度と5度の2種類選択可能 ●制動力調整範囲：2 N m ~ 20 N m まで無段階調整 ●制限体重：90 kg（ゲイトソリユーションデザインR1）	●ゲイトソリユーションは100名以上の片麻痺者の歩行分析の結果に基づいて開発 ●歩行中の下肢の動きをコントロールして、より自然に歩くことを目的に誕生した新しい概念の装置 https://www.p-supply.co.jp/products/375

写真	該当製品 (メーカー名・製品名・型番)	価格	特長	備考
	株式会社日立ケーイー システムズ 伝の心	-	●文字を入力してあなたの意思を伝えることが可能 ●日常的に使う文章を選択することで、スピーディーに意思伝達することが可能 ●遠くにいる人に文章が送れるメール機能 ●学習リモコンでさまざまな機器を操作	http://www.hke.jp/products/dennosin/denindex.htm
	企業組合 S. R. D 話想	450,000 円 (標準価格)	●タッチパネルで操作可能 ●ひとつの画面で文字入力・リモコン操作・メール送信 ●様々なカスタマイズが可能 ●スイッチで操作できる簡単操作のマウス ●機能：インターネット・メール機能、呼出メール機能、エアコン・テレビ・照明などのリモコン機能	http://www.maroon.dti.ne.jp/hanasou/

補装具貸与費支給モデル事業におけるアンケート調査ご協力のお願い

● 調査目的

障害者総合支援法に基づく補装具費支給制度については、いわゆる貸与方式を導入すべきではないかとするご意見が各方面から寄せられているところであります。

こうした中、「補装具貸与費支給モデル事業（以下「本事業」）」は、一部の利用者（保護者を含む。）及び市区、更生相談所、補装具製作事業者、リハビリテーションセンター等の方々にご協力をいただき、実際の補装具費支給制度の中で特定の補装具の貸与を行う、もってその効果の検証や運用にあたっての具体的な課題等を把握するために行うものです。

本事業は、厚生労働省から公益財団法人テクノエイド協会が補助を受けて実施するものですが、本事業の趣旨をご理解いただき、本調査にご協力賜りますよう、よろしくお願いします。

● 調査対象

補装具貸与を利用した全ての「利用者（保護者）」及び「補装具製作事業者」を対象とします。

※利用者アンケートの実施及び回収は、可能な限り補装具事業者をお願いします。

● 調査票の提出方法 ※以下の2通りあります。できるだけメールによる回答にご協力ください。

①「郵送」又は「メール」で送信する

郵送の場合は、同封の返信封筒をご利用ください。

本調査票は、テクノエイド協会のホームページからダウンロードして入力することも可能です。

<http://www.techno-aids.or.jp/>

メールの場合は、下記のアドレス宛まで送信ください。

メール送付先：

interrisk_bcm@ms-ad-hd.com

②「FAX」で送信する

本調査票に直接記入の上、下記まで送付ください。

FAX送付先：03-5296-8941

● 提出期限

貸与終了後、1週間以内に調査票を送付してください。

※平成27年度の調査研究事業となりますので、提出期限は厳守でお願いいたします。

● 本調査に関する問い合わせ先

（調査委託先・アンケート調査送付先）

株式会社インターリスク総研 事業リスクマネジメント部 事業継続マネジメントグループ 齋藤顕是

電話番号 03-5296-8918

電子メールアドレス saito.knj@ms-ad-hd.com

（アンケート調査に対するご質問）

公益財団法人テクノエイド協会 企画部 五島清国・谷田良平・山下なつみ

電話番号 03-3266-6883

電子メールアドレス goshima@techno-aids.or.jp

本アンケート調査結果は、本研究の目的及び厚生労働省による補装具費支給制度の在り方検討のみに使用することとし、記載された内容の秘密の保護には厳重に注意いたします。

公益財団法人テクノエイド協会

利用者用：補装具貸与費支給モデル事業アンケート

メール提出の場合：interrisk_bcm@ms-ad-hd.com

FAX：03-5296-8941

利用者（保護者を踏む）・補装具製作事業者が記入の上、
貸与終了後、1週間以内に提出してください。

事務局：株式会社インターリスク総研

齋藤・谷澤 宛

支給番号		—			
------	--	---	--	--	--

Q1.申請日から貸与品が届くまでの期間は何日でしたか？（概ねの日数でも結構です。）

	日
--	---

Q2.貸与を希望した補装具を貸与することができましたか？

1.できた 2.できなかった 3.わからない（いずれか一つを選択してください。）

理由	
----	--

Q3.補装具の貸与によって、自分に必要な補装具が明確になりましたか？

1.明確になった 2.おおむね明確になった 3.どちらでもない 4.あまり明確にならなかった 5.明確にならなかった
（いずれか一つを選択してください。）

理由	
----	--

Q4.補装具を貸与した目的は達成できましたか？

1.達成できた 2.おおむね達成できた 3.どちらでもない 4.あまり達成できなかった 5.達成できなかった
（いずれか一つを選択してください。）

どういった目的で 補装具を利用しましたか	
-------------------------	--

Q5.貸与期間（義肢、装具、起立保持具は1か月、意思伝達装置は1か月又は3か月）は適正でしたか？

1.適正であった 2.おおむね適正であった 3.どちらでもない 4.あまり適正ではない 5.適正では無い
（いずれか一つを選択してください。）

理由	
----	--

Q6.補装具貸与の良かった点、又は、改善点や課題があればお聞かせください。

--

Q7.その他の要望やご意見があればお聞かせください。

--

ご協力ありがとうございました。

補装具製作事業者用：補装具貸与費支給モデル事業アンケート

メール提出の場合：interrisk_bcm@ms-ad-hd.com

FAX：03-5296-8941

以下にご記入ください。貸与終了後、1週間以内に提出してください。

事務局：株式会社インターリスク総研
齋藤・谷澤 宛

支給番号		—			
------	--	---	--	--	--

Q1.補装具を貸与することにより、利用者に補装具が届く日数に変化はありましたか？

- 1.早くなった 2.遅くなった 3.状況による（いずれか一つを選択してください。）

	日程度	理由	
--	-----	----	--

Q2.補装具の貸与によって、利用者に必要な補装具が明確になりましたか？

- 1.明確になった 2.おおむね明確になった 3.どちらでもない 4.あまり明確にならなかった 5.明確にならなかった
（いずれか一つを選択してください。）

理由	
----	--

Q3.補装具を貸与した目的は達成できましたか？（いずれか一つを選択してください。）

- 1.達成できた 2.おおむね達成できた 3.どちらでもない 4.あまり達成できなかった 5.達成できなかった
（いずれか一つを選択してください。）

理由	
----	--

Q4.貸与期間（義肢：1か月、装具・起立保持具・意思伝達装置は1か月又は3か月）は適正でしたか？

- 1.適正であった 2.おおむね適正であった 3.どちらでもない 4.あまり適正ではない 5.適正では無い
（いずれか一つを選択してください。）

理由	
----	--

Q5.貸与を実施することの業務負担についてお聞かせください。

- 1.負担でなかった 2.あまり負担ではなかった 3.どちらでもない 4.やや負担があった 5.負担があった
（いずれか一つを選択してください。）

理由	
----	--

Q6.補装具貸与に関して、良かった点、又は、改善点や課題があればお聞かせください。

--

Q7.その他、制度化に向けての課題、要望やご意見等があればお聞かせください。

--

ご協力ありがとうございました。

資料 6 補装具貸与モデル事業アンケート結果

●利用者アンケート回答結果

Q 1. 申請日から貸与品が届くまでの期間は何日でしたか？（概ねの日数でも結構です。）

支給番号	回答
S-B 0 1	4 5 日
S-D 0 1	7 日
S-D 0 3	1 か月
Y-D 0 1	1 4 日
C-D 0 1	モデル事業以前から貸出実施
C-D 0 2	2 1 日

Q 2. 貸与を希望した補装具を貸与することができましたか？

支給番号	選択肢	理由
S-B 0 1	1. できた	(未記入)
S-D 0 1	(未記入)	(未記入)
S-D 0 3	1. できた	(未記入)
Y-D 0 1	1. できた	(未記入)
C-D 0 1	1. できた	(未記入)
C-D 0 2	1. できた	使い方なども教えて貰うこともでき、とても助かった

Q 3. 補装具の貸与によって、自分に必要な補装具が明確になりましたか？

支給番号	選択肢	理由
S-B 0 1	1. 明確になった	(未記入)
S-D 0 1	2. おおむね明確になった	いろいろなセンサーの使用やメールの一発送信設定が貸与ではできないのが残念。でもほぼ機能確認。
S-D 0 3	1. 明確になった	機器操作方法を覚えることができた。
Y-D 0 1	1. 明確になった	(未記入)
C-D 0 1	2. おおむね明確になった	ピアゾセンサー・めがねにつける光ファイバースイッチ等色々試して、動く左手首の返しを使っのスイッチの訓練中。実用できるかまだきまっていない。
C-D 0 2	2. おおむね明確になった	意思を伝えること。

Q 4. 補装具を貸与した目的は達成できましたか？

支給番号	選択肢	理由
S-B 0 1	1. 達成できた	(未記入)
S-D 0 1	2. おおむね達成できた	父が自分で練習して、文書が作成できるところまでは確認でき、購入しようと安心して判断できた。
S-D 0 3	2. おおむね達成できた	コミュニケーション手段。インターネット、メール。
Y-D 0 1	2. おおむね達成できた	伝の心が本人にどれくらい使えるスキルがあるか、それにより購入を考えたいという目的。
C-D 0 1	3. どちらでもない	スイッチが決まらず、実用には達しませんが、伝の心の内容は一応理解できました。
C-D 0 2	1. 達成できた	言語障害があるので会話をすることも、意思を伝えることも出来ない為利用した。

Q 5. 貸与期間（義肢、装具、起立保持具は1か月、意思伝達装置は1か月又は3か月）は適正でしたか？

支給番号	選択肢	理由
S-B 0 1	5. 適正では無い	貸与後すぐ新しい装具に替えたいが、申請に時間がかかるため、そのずれがどのくらいあるか心配。
S-D 0 1	1. 適正であった	今後、購入するかどうかの判断をするのに十分だった。
S-D 0 3	2. おおむね適正であった	できればもう少し長く貸してもらいたい。
Y-D 0 1	2. おおむね適正であった	(未記入)
C-D 0 1	5. あまり適正では無い	重度障害者にとって筋力がつくのは長い時間が必要。この3か月では期間が短く感じます。
C-D 0 2	3. どちらでもない	病状の進行が速いので、貸与期間は短くても差支えなく、早めの購入をして自分用に使用開始できた方がより良いと感じた。

Q 6. 補装具貸与の良かった点、又は、改善点や課題があればお聞かせください。

支給番号	理由
S-B 0 1	自費で貸与申込をしても試し履きをしてみたかったので助かった。
S-D 0 1	意思伝達装置として「伝の心」が最適なのか、機能や価格を他と比較する間がなく、勧められる物を選んだ。パンフレットだけでも世の中にどんなものがあるか、商品名とメーカーリストがあると有り難い。
S-D 0 3	長期間借りられたので、じっくり操作練習ができた。スイッチ適合もじっくりできて良かった。
Y-D 0 1	大人ではないので慣れるという意味では3ヶ月を最低期間として借りられるとより良いように思いました。
C-D 0 1	貸与して、相談センターの方にも立ち会ってもらえ、色々な試みことができました。操作のスイッチをクリアすれば伝の心を使って世界が広がることを期待できました。
C-D 0 2	インターネットにつなげたり、メール等のやりとりが出来なかったので、不便さを感じた。貸与の時は、なるべく、初期化してから使用出来た方が良いと思う。自分に必要な定型文を登録するにも、残っている分を削除して登録しなければならず、手間がかかった。

Q 7. その他の要望やご意見があればお聞かせください。

支給番号	理由
S-B 0 1	貸与された装具の練習をしてくれるトレーナーor セラピストが付いてくれば最高。
S-D 0 1	必要となったら待った無しの状態。貸与の制度と装置、サポート会社を事前に情報を入手しておけばよかった。平日窓口に行かずに郵送かネット申込できるとさらに Better。
S-D 0 3	業者の立場から：長期間のデモ機貸与は、手持ちのデモ機台数も少ないので、もし、複数件数が重なると対応がかなり困難になるかもしれません。
Y-D 0 1	大人ではないので、S T等の指導もあるとより良いと思った。
C-D 0 1	伝の心の貸与企画を継続して頂きたい。 伝の心以外の利用できる装置など情報が欲しいです。
C-D 0 2	病状の進行が速いため、何事も時間がかからず、早くして頂けるともっと良かったと思う。時間がかかりすぎる。申請時からの症状が日に日に変わってしまっているのであまり時間がかかると、使用出来る部位も変わってしまう。

●事業者アンケート回答結果

Q 1. 補装具を貸与することにより、利用者に補装具が届く日数に変化はありましたか？

支給番号	選択肢	日数	理由
S-B 0 1	1. 早くなった	60 日	判定がないため。
S-D 0 1	2. 遅くなった	30 日	利用者本人の必要性の認識が明確、家族（娘さん 2 人）の必要時連絡が確立され、こちらからの要望で同席可能、一次サポートとも連絡が取れる。
S-D 0 2	2. 遅くなった	1 ヶ月	貸与期間が長いので、機器の準備に時間を要した。
Y-B 0 1	1. 早くなった	14 日	専門職の適正な判断により、導入のタイミングが良かった。

Q 2. 補装具の貸与によって、利用者に必要な補装具が明確になりましたか？

支給番号	選択肢	理由
S-B 0 1	2. おおむね明確になった	貸与中に評価ができたため。
S-D 0 1	2. おおむね明確になった	最初にお会いした時に、今後必要とされるコミュニケーション手段について、ケアマネと訪問リハビリから質問があり、「伝の心」文書の中の一発送信の利用を提案しました。その時点での家族の理解については何とも言えませんが、その後のインターネット接続のやり取りの中で、必要性の認識が出来たと思います。
S-D 0 2	1. 明確になった	（未記入）
Y-B 0 1	3. どちらでもない	使用者の生活環境と弊社の製品の特性上、迷う選択肢はないため。

Q 3. 補装具を貸与した目的は達成できましたか？

支給番号	選択肢	理由
S-B 0 1	1. 達成できた	適応装具が無い期間を低減できました。
S-D 0 1	3. どちらでもない	貸与しなくても給付出来たと思います。
S-D 0 2	2. おおむね達成できた	（未記入）
Y-B 0 1	1. 達成できた	実際の自宅での生活の中で製品を使えるか、Q O L の向上が確認できたから。

Q 4. 貸与期間（義肢：1 か月、装具・起立保持具・意思伝達装置は1 か月又は3 か月）は適正でしたか？

支給番号	選択肢	理由
S-B 0 1	4. あまり適正ではない	障害者手帳の制度での申請から納品の期間（約2 か月間）をカバーできるとよい。
S-D 0 1	4. あまり適正ではない	貸与期間中にインターネット接続をしないといけなくなった。貸出機ではインターネット接続をした場合、セキュリティソフトインストール等、費用負担が業者に掛かってくる。インターネットの話が出たら、給付に切り替えてもらいたい。
S-D 0 2	2. おおむね適正であった	ユーザーからすれば長く貸してもらえると嬉しい。業者の立場から言うと、労力が大。今回は2 ヶ月だったが、3 ヶ月となるときつい。
Y-B 0 1	4. あまり適正ではない	1 ヶ月の予定を延長し、2 ヶ月の貸与期間になった。給付決定までに時間が掛かるため。

Q 5. 貸与を実施することの業務負担についてお聞かせください。

支給番号	選択肢	理由
S-B 0 1	4. やや負担があった	社内での業務フローが未完成のため。
S-D 0 1	4. やや負担があった	訪問回数は2 回で終わりました。後は電話でのやり取りでしたが、通常より少なかったです。偏にご家族と介助者の努力の結果と考えます。
S-D 0 2	4. やや負担があった	①訪問回数が増えた ②危機の貸出期間が長く、機器準備に苦労した。
Y-B 0 1	4. やや負担があった	これまで、短期間の無償デモ機の貸出を行ってきているが基本的には宅配便での送付だが、横浜の場合は訪問が基本のため。

Q 6. 補装具貸与に関して、良かった点、又は、改善点や課題があればお聞かせください。

支給番号	理由
S-B 0 1	事業として赤字になってしまう。装具の適合、リハビリ（装具使用方法）のフォロー体制。
S-D 0 1	利用者にとって、貸出費用が掛からないのはいいと思います。今回貸出しの内容は、「伝の心」、接点式入力装置、固定台と言う内容でした。3 ヶ月2 万円と言う内容は、貸出内容を反映しておりません。貸出内容に即した金額であって欲しいと思います。セットアップするために、また、関係者に簡単な説明をするとして、3 時間の訪問作業費が発生しましたが、車で移動するにも費用が発生します。請求先が明確でない。業者にとっては負担が多いと思います。
S-D 0 2	複数の種類の機器を試せて良かった。
Y-B 0 1	弊社は独自のサービスとして有償のレンタルを行ってきている。これを制度として自治体が負担することは、個人の負担が減ることになるので良いと思う。貸与期間を1 ヶ月に設定するのであればその間に給付決定まで進められるのが望ましい。人的移動に一番コストが掛かるため貸与が終わり回収に行くタイミングで支給品と交換がベスト。

Q 7. その他、制度化に向けての課題、要望やご意見等があればお聞かせください。

支給番号	理由
S-B 0 1	(未記入)
S-D 0 1	15年間、意思伝達装置に係ってまいりましたが、平均して給付まで行くのは二人に一人の割合です。利用者本人は使いたいと思い能力もあるが、家族の協力が得られない。もしくは、家族は導入を願っているが、本人の状況が許さない、もしくは、使いたいと思わない。
S-D 0 2	「貸与」が制度化したら、対応可能な業者が更に減るのではないのでしょうか。と、なると困るのは利用者さんです。せめて貸与期間は1ヶ月以内にとどめて欲しい。
Y-B 0 1	制度化されるのであれば、メーカーの在庫リスクを軽減するために貸与から正式な支給決定までの期間の短縮化が必要だと思われる。 貸与期間1ヶ月で固定されれば、製品の入れ替え（貸与品と支給品）をせずに貸与のときから新品を渡すことも可能。そうすれば訪問の回数が減らせるため、コストが下げられると考える。

資料 7 補装具貸与モデル事業ヒアリング調査票

利用者向けヒアリングシート

1. ヒアリング概要

日時	
場所	
先方	
連絡先	

2. ヒアリング項目

項目	ヒアリング結果
1. 貸与期間中の使用状況、目的の達成度	
2. 補装具製作（利用）に与えた影響とその効果	
3. 補装具貸与のメリット、デメリット	
4. 市区や更生相談所、事業者等へのご意見、要望等	
5. その他、制度化に向けての課題、要望等	

ご協力、有難うございました。

補装具事業者向けヒアリングシート

1.ヒアリング概要

日時	
場所	
事業者名	
担当者名	
連絡先	

2.ヒアリング項目

項目	ヒアリング結果
1.・貸与期間中の使用状況、目的の達成度	
2.補装具の製作に与えた影響とその効果	
3.補装具貸与のメリット、デメリット	
4.市区や更生相談所、事業者等へのご意見、要望等	
5.その他、制度化に向けての課題、要望等	

ご協力、有難うございました。

市町村向けヒアリングシート

1. ヒアリング概要

日時	
場所	
市町村名	
担当者名	
連絡先	

2. ヒアリング項目

項目	ヒアリング結果
1. 貸与期間中の使用状況、目的の達成度	
2. 補装具の決定に与えた影響とその効果	
3. 補装具貸与のメリット、デメリット	
4. 市区や更生相談所、事業者等へのご意見、要望等	
5. その他、制度化に向けての課題、要望等	

ご協力、有難うございました。

更生相談所向けヒアリングシート

1. ヒアリング概要

日時	
場所	
更生相談所名	
担当者名	
連絡先	

2. ヒアリング項目

項目	ヒアリング結果
1. 貸与期間中の使用状況、目的の達成度	
2. 補装具の判定に与えた影響とその効果	
3. 補装具貸与のメリット、デメリット	
4. 市区や更生相談所、事業者等へのご意見、要望等	
5. その他、制度化に向けての課題、要望等	

ご協力、有難うございました。

資料 8 補装具貸与モデル事業ヒアリング調査結果

(1) 利用者

ヒアリング対象

実施日時	平成28年2月8日(水) 9時00分～10時00分
利用者 ID	Y-B01、Y-B02 (同品目を1人が2回貸与利用)
貸与補装具	ポータブルスプリングバランサー (ハニー・インターナショナル)

ヒアリング結果

項 目	ヒアリング結果
1. 申請に至る経緯	・以前は歩いてお風呂に行くこともできたが、今は立つこともできなくなり、車いすで生活している。書き物もできなくなった。 ・半年程前から徐々に腕が上がらなくなってきたところ、病院がPSBを紹介してくれた。ケアマネに相談し、横浜市総合リハビリテーションセンターを紹介してくれた。PSBのデモ機を持ってきて、リハセンターのセラピストが設定。頭部保持具も持ってきてくれた。その後、機器を入れ替えてレンタルを開始。
2. 貸与期間中の使用状況、目的の達成度	・使用状況：デモ機を借りた時点ですぐ使うことが出来た。使い勝手はいい。食卓に設置してあり、食事をする時に必ず使用する。PSBを使わないと腕が上がらないため食事が不便。 ・週に2回通所介護に行っているが、PSBが無いと食事が大変。通所ではおにぎりを作って貰い、左手(健側)で食事している。 ・食器もプラスチック製の軽いものを使っている。指がばね指で曲がってしまっているため、うまく箸も持てないため、自助具やストローで対応している。 ・目的(意見書記載内容)：上肢の筋力低下を認めADLの自立度向上のためPSBが必要かつ有効。症状の変動有、長期間の試用評価が有効である。
3. 補装具の利用に与えた影響とその効果	・PSBの装着は一人でできないので、ご主人に着けてもらっている。一人暮らしだと装着が難しいかもしれない。 ・使い勝手が良かったため、本補装具の申請をした。
4. 補装具貸与のメリット、デメリット	・手続きはケアマネが対応してくれたため負担はなかった。 ・食事が助かっていることがメリット。 ・特段デメリットは感じない
5. 市区や更生相談所、事業者等へのご意見、要望	・機器があること自体が有難い。特段要望は無い。 ・今後また状態が変化すると思うので、その際にお問い合わせすることが出ると思う。 ・機器が15万円と高いので、制度を活用しないと購入するのは難しい。
6. その他、制度化に向けての課題、要望等	・一回貸与で使ってみるのは良いと感じる。

ヒアリング対象

実施日時	平成28年2月5日（金） 14時30分～15時30分
利用者 ID	C-D01
貸与補装具	伝の心

ヒアリング結果

項 目	ヒアリング結果
1. 申請に至る経緯	・平成27年3月頃事故に遭われて頸損に。見舞いの方も来ていただくが、何とかコミュニケーションが取りたいと感じている。 ・9月に手帳を取得。友人がマイトビーを紹介してくれて、9月頃市町村窓口で相談。マイトビーは150万円で特例補装具のため、まずは伝の心の利用を進められて事業者へ連絡。本人はもともとPCを使っていたため、PCへの拒否感はない。 ・最初は額のしわで動かすセンサーを使っていたが、すぐに疲れてしまうため、1か月程で別なセンサーに変更。友人に相談して、メガネにつける瞬きセンサーを1か月程使うも、うまくいかなかった。 ・11月にモデル事業の申請をして、相談センターの方に来ていただくと、手が回内・回外することが分かったため、手で触れると音になるスイッチを導入。 ・今は文字盤を使ってコミュニケーションをとっている。
2. 貸与期間中の使用状況、目的の達成度	・使用状況：手でセンサーを鳴らす練習を週2回程度、1回10分程度実施している。（伝の心本体はあまり稼働させていない。） ・目的（意見書記載内容）：脊椎損傷。人工呼吸器装着。肘屈曲は可能。スイッチの選定及び操作能力の確認のため。 ・達成度：スイッチをいくつか試したりすることが出来ているため、目的は達成しつつあると感じている。
3. 補装具貸与のメリット、デメリット	・どのような機器が本人に合っているか分からなかったため、レンタルが出来るとは非常にありがたい。
4. 市区や更生相談所、事業者等へのご意見、要望	・事故後は、利用者は目しか動かせないという先入観があったが、相談センターの方に来ていただいて手が動かせることが初めて分かった。今まで分からないことが多かったので、経験から来るアドバイスはありがたい。 ・各種支援制度の存在について、広く周知いただきたい。

ヒアリング対象

実施日時	平成28年2月12日（金） 13時30分～14時00分
利用者 ID	S-B01
貸与補装具	伝の心

ヒアリング結果

項 目	ヒアリング結果
1. 申請に至る経緯	・今まで文字盤でコミュニケーションを取っていた。だんだん指をさすことができなくなって、STから伝の心を勧めて頂いた。 ・レンタルが出来ることをSTかケアマネが教えてくれた。（8月か9月頃）他の機種があるかどうかは良くわからず、とりあえず伝の心をレンタルしてみることにした。 ・事業者もSTからの紹介。 ・申請が通り、すぐに持ってきてもらったが、メール設定などで3回設定に来て頂いた。 ・スイッチは左手の親指で押すタイプ。ボタンを押すこと自体は出来たが、押すタイミングに慣れるのに時間がかかった。1週間ほどで概ね入力できるようになった。
2. 貸与期間中の使用状況、目的の達成度	・1日3回程度使っている模様。1回30分を超えると疲れてしまう。 ・テレビ・エアコンなども操作できるようになった。 ・機器の使用方法を完全にマスターしたわけではないが、使い勝手は良さそうに見える。メールを入力して送信する手順には未だ慣れていないが、画面上に要望を打つことは出来る（A4用紙1枚分程）。 ・年賀状のコメントも5種類打つことができた。 ・普通のパソコンメールと比べると操作量が多い分、慣れるまでに時間がかかっている。 ・センサーを今後換える必要が出てくるため、色々試していないとと感じている。 ・貸与を通じて購入の意思決定が出来たため本補装具を申請して、1月後半に本補装具が届いた。
3. 補装具製作（利用）に与えた影響とその効果	・意思伝達装置の導入で、長い文章で言いたいことを書き溜めておくことができるようになった。
4. 補装具貸与のメリット、デメリット	・利用方法が理解できるか、ボタンが押せるかと導入にあたっての不安があった。貸与期間があつてそれらを確認できることは非常に有難い。 ・貸与の場合、設定の制約が一部あった（プリンタの設定や個人設定は本補装具でないとできないなど）。
5. 市区や更生相談所、事業者等へのご意見、要望	・遠方に家族が住んでおり、土日や郵送で手続きが出来なかったのが、休みを取る必要があった。手続きが郵送やネットで手続きが出来ると有難い。

ヒアリング対象

実施日時	平成28年2月10日（金） 16時00分～17時00分
利用者 ID	S-D02、S-D03
貸与補装具	伝の心、話想

ヒアリング結果

項 目	ヒアリング結果
1. 申請に至る経緯	・ 利用者の状態は、目の前の人とは口の動きで概ねコミュニケーションが取れる状況。メールでコミュニケーションをとりたかったため、平成19年に意思伝達装置（パソパルマルチ）の交付を受けた。 ・ 当時はデモ機を1日程度使用し、伝の心とパソパルマルチを比較。バックスペースキーがあるパソパルマルチにした。 ・ 機器設定後、インターネットに接続すると不具合が発生。電話で相談等はしたが、結果的に使うことが出来ないまま数年たち、事業者も撤退してしまった。 ・ 買い換えようと思い立ってから1年ほど経つが、スイッチの選定で時間がかかった。スイッチを借りることが出来ず悩んでいた。 ・ 区のケースワーカーから貸与事業を勧められて、貸与をすることになった。事業者は区のケースワーカーと一緒に探して頂いた。事業所との連絡は、最初は区がしてくれた。その後は直接利用者と事業者で連絡を取るようにした。 ・ OTから他の選択肢（機種）も検討した方が良いことを区のケースワーカーに打診してもらって、複数選択する形で進めることになった。
2. 貸与期間中の使用状況、目的の達成度	・ 意思伝達装置の使い方自体は前機種を使って慣れていた。 ・ 伝の心のレンタルは1月8日～2月8日まで。話想が入れ替わりで導入されたところ。以前に見た機種よりも大分機能が変わっていて驚いた。 ・ 暫く使ってみて、使い勝手をじっくりみたい。 ・ 長い日は20分程使えるが、体調によっては全く使えない日もある。 ・ スイッチを使い、安定して入力できないと困る。前は顎をつかっていたが、今は指が動くので練習中。エアスイッチがよいかと考えている。 ・ スイッチの練習のためだけの期間があると有難い。 ・ 先に本体を決めて、あとからスイッチを検討するかもしれない。
3. 補装具貸与のメリット、デメリット	・ 前は短期間で機器を選んでうまく使えなかったのが、一定期間貸与をしたうえで機器の選定ができることはメリット。 ・ スイッチ単独でレンタルできないところがデメリットとしてある。
4. 市区や更生相談所、事業者等へのご意見、要望	・ 区のケースワーカー、総合福祉センターのOT、訪問リハのスタッフ、通所先のOT等と連携している。上手く連携頂いている。 ・ 機器のセッティングの時もOT、ケースワーカーに同席頂いた。 ・ 自分一人だと情報を集めることがなかなか難しいため、専門職やケースワーカーに頼る所が大きく、非常に有難い。 ・ 意思伝達装置を貸してくれる業者が少なく、中々見つからなかった。
5. その他、制度化に向けての課題、要望等	・ 最近はどんどん機種が進化していつている。ものによってはバージョンアップに対応してない場合もあると聞く。機種のバージョンアップを想定した長期レンタルの制度があると良いのでは。 ・ 修理の時は数週間使えなくなるので、レンタルできると有難い。

ヒアリング対象

実施日時	平成28年3月4日（金） 11時00分～11時30分
利用者 ID	Y-D01
貸与補装具	伝の心

ヒアリング結果

項 目	ヒアリング結果
1. 申請に至る経緯	・以前より横浜リハビリテーションセンターに福祉用具の相談をしており、貸与制度を教えて頂いた。現在レッツチャットとトビーを使っているが、漢字が入力できる伝の心を使いたいと以前から話しており、貸与することにした。
2. 貸与期間中の使用状況、目的の達成度	（目的）発声不能な状態にあり、四肢体幹の筋力低下も顕著なため、コミュニケーションの代替手段として重障害者用意思伝達装置が必要。症状の変動があり、長期間の試用評価が必要。 ・伝の心が来たのは1月末。約1か月間貸与した。初めて伝の心に触れたが、想像していたよりも大きい機種であった。 ・使っているスイッチはバネが曲がるスイッチ。伝の心だとスイッチを使う回数が多くて疲れが出やすいため、タッチスイッチに変更。足の指で触るスイッチに変更して使い勝手がよくなった。 ・機械の使い方は、レッツチャットで慣れていたもので問題なかった。 ・1日の使用時間は30～60分程度。主に学校や友達などとのコミュニケーションで使用。家族とは意思伝達装置がなくても一定コミュニケーションが可能。 ・事業者が来訪したのは納品時と撤去時の2回。 ・本人が小学校6年生なので、難しい漢字まで使うことができない。 ・結果として、本人の漢字力と機器のサイズの問題で本補装具の申請は見送った。これは貸与期間が1か月と長かったからこそ分かった。
3. 補装具貸与のメリット、デメリット	・メリットは購入しないと分からなかったことが分かったこと。メーカーやリハセンの方も関与いただける。成長段階でいつ必要になるのかが分かった。 ・デメリットは学校の先生に関与して頂いたが、夏休みだった場合や先生に関与が得られなかったときの想定。メーカーは使い方、ワーカーは環境整備としての関与のため、先生のアプローチも重要と考える。
4. 市区や更生相談所、事業者等へのご意見、要望	・手続きは困らなかった。 ・冬休みに入ったので、3か月の猶予が欲しかった。 ・他の制度と比べて早く動いて頂いてよかった。

(2) 貸与事業者

ヒアリング対象

実施日時	平成28年2月3日(水) 11時00分～12時00分
実施機関	補装具製作事業者

ヒアリング結果

項 目	ヒアリング結果
1. 利用者の貸与実施経緯	・利用者は※※※※病院に入院。2015年1月に治療用の装具(タマラックのAFO)を製作済み。状態の変化が想定される利用者。 ・補装具は病院のセラピストは硬性の短下肢装具がよいと考えていた。ご自身は退院後のQOL向上のため足関節の自由度が高いゲイトソリューションデザインを希望。利用者がインターネットで貸与モデル事業があることを見つけて、12月11日に川村義肢宛メール。 ・ゲイトソリューションは、既に病院でも一度評価をして「保留」の結果だった旨を聞き、もう一度病院に相談してほしいと利用者に掛け合った。結果、病院も了承されて貸与申請につながった(12月28日)。更生相談所とは特段の相談は実施しなかった。 ・川村義肢としても、利用者がどこまで装具を利用できるか不安があったため、1月6日に病院で、医師・セラピスト・川村義肢とが揃ってフィッティングを実施。(当時入院中。退院日不明。)
2. 貸与期間中の使用状況、目的の達成度	・使用状況：日中は殆ど装着しているとのこと。退院時は電動車いすを製作(自費か補装具費かは不明)したが、ゲイトソリューションのおかげで歩く場面が多くなったと喜んでいました。 ・目的(意見書記載内容)：現在、医療で支給されているタマラック装具よりもゲイトソリューションの方が本人の下肢状態にあっていると考えられる。病院での短時間装着だけでなく、より長期的に利用し、有用性を確かめたい。 ・達成度：貸与の目的は概ね達成できていたと思われる。 ・本人からは合う装具がないため、なるべく早く送ってほしいと言われていた。貸与により装具が無い期間を埋めることができた。 ・一方、本補装具が届くまでの間、装具が無い期間ができることを懸念。 ・1月31日に川村義肢主催のイベントに来所。そこで歩行の状態を見る機械(ゲイトジャッジ)で状態を計測したが、歩行が上手になっていた。うまく活用できていたため、今後はこの補装具で申請を予定。
3. 補装具の利用・製作に与えた影響とその効果	・貸与がなければゲイトソリューション(製作費約12万円)ではなく、別な硬性の補装具(製作費約4～6万円)になっていた可能性がある。 ・硬性の短下肢装具で関節を固定すると歩行スピードが低下し、長時間歩くことは難しくなる。一方でゲイトソリューションのデメリットは自由度が高い分、悪い動きを止められない。(例：つま先が引っかかってしまう、安定性が悪くなる)。 ・退院後に利用者の状態が良くなることもあるが、病院の回復期リハの期間では把握しきれないことがある。その場合、オーバーストレイスで止める場合がある。今回貸与をすることで、長期間日常生活で活用ができてうまくいったケースと考える。

項 目	ヒアリング結果
4. 補装具貸与のメリット・デメリット	・退院後は、本人が自由意志で装具を使うため、転倒のリスクが考えられた。そのため、フィッティングは病院と一緒にいき、説明も十分に行った。転んでしまった場合の責任にも配慮した。貸与期間中に発生した事故に関する責任の所在は貸与のデメリットと言える。 ・手帳を持っていたとしてもトレーニングで改善するケースはある。一方、本人の希望ベースだけで進めることも怖さがある。 ・今回、電動車いすも一緒に製作されたようだが、ゲイトソリューションで歩けるようになることで、例えば電動車いすを一時レンタルして、歩けるようになったら返却するといったこともできたかもしれない。
5. 市区や更生相談所、他事業者等へのご意見・要望	・回復期リハの退院の時に、退院後の装具の計画を提示いただけると、その後に関与する方々が方向性を持って取り組みを進めやすいと感じる。 ・退院後も利用者と関わりがあるドクターは少ないと思われる。そのため、事業者等からドクターへ情報のフィードバックが必要。それらの情報があればドクターも一定判断ができると思われる。そのためにも、装具ノート（お薬手帳のようなもの）を提案しているところで、導入されれば利用状況が分かるようになって考えている。
6. 貸与の必要性の判断と評価の基準・方法、活用	・装具の処方には明確な判断基準がなく、病院や地域によって違いがあるのが現状。判定にあたって、ずっと付き添ってきた医療職の方が意見を言う機会を設けていただけるとありがたい。 ・装具をどう使っていくかはフォローできると思われる。 ・ゲイトジャッジは筋電、角度、力を測定する装置。筋電のパターンを見て歩き方を評価するなどが可能。 ・FIMなどの指標の変化や、補装具の日中利用時間なども評価指標として使える可能性。 ・社会参加の状況进行评估するのは難しい。
7. 貸与することがふさわしい対象者の要件	・本補装具の申請中で補装具が無い方。 ・修理期間中（現状はパットレンタルを使い、実費で実施している）。 ・退院後、状態が変化する場合（その場合、医学的な意見が必要と想定）。 ・装具は、ずっと同じ装具の方がほとんどだが、少し変えることにも抵抗がある一方で、何らかの改善できる要素が無いのか常に考えている。
8. どこが貸与物品を保有することが望ましいか	・事業者が自前で保有している物品を貸与する場合、メンテナンスが出来ることが前提となる。最低限レンタル事業者としての要件が必要。
9. 製品安全と利用安全の確保	・もともと川村義肢でも見本品を持っていたが、消毒やメンテナンスをしていない為、見本品としての利用に留まっている。実際に貸与する場合、消毒・殺菌・メンテナンス・不具合対応をする必要がある。 ・今回貸与をした装具の消毒・メンテナンスはすべてパシフィックサプライが実施。
10. その他、制度化に向けての課題、要望	・パットレンタルではゲイトソリューションが3か月1.4万円。その金額でパシフィックサプライからレンタルしたものを利用者に提供した。実質2か月間無駄になって、そもそも赤字案件。金額面での配慮はお願いしたい。

ヒアリング対象

実施日時	平成28年2月5日（水） 13時00分～14時00分
実施機関	補装具製作事業者

ヒアリング結果

項 目	ヒアリング結果
1. 貸与期間中の使用状況、目的の達成度	<利用者：S-D01> ・目的（意見書記載内容）：上肢の筋力低下を認めADLの自立度向上の為PSBが必要かつ有効。症状の変動有、長期間の試用評価が有効である。 ・達成度：初訪の段階で意思伝達装置を使用できることが確認できたため、貸与をして判断する必要性がさほどなかった。結果として、本補装具の給付が遅くなるケースだったと思われる。LANやメールの設定があり、トータル3回訪問。本補装具の支給券が途中でためたため、意思伝達装置が無い期間は発生しなかった。 <利用者：Y-D01> ・目的（意見書記載内容）：脊椎損傷。人工呼吸器装着。肘屈曲は可能。スイッチの選定及び操作能力の確認のため。 ・達成度：ご家族が利用者と会う機会は週に1、2回のため、ご家族と利用者がコミュニケーションをとる機会がそもそも多くない。利用者が色々とスイッチを買ってきてすぐ取り替えてしまうため、長期的な訓練ができず悩ましさを感じている。前提として、アイコンタクトやベルを鳴らすなどでほとんどのコミュニケーションが取れるため、そちらのアプローチが先決と考えている。
2. 補装具の判定や製作に与えた影響とその効果	・意思伝達装置の必要性や利用の意義を、事前にご家族に理解いただく必要がある。機械があれば何でも出来るわけではないことは誰にでもいつも伝えている。意思伝達装置を使うと決めた場合、利用者ご家族と一緒に作り上げることが重要で、家族も相槌をうつなどの対応が必要。パソコンを使ったことがない方でも、必要性や意義があれば意思伝達装置を使うことができる。 ・事業者としては、コミュニケーション機器を扱うので、利用者やご家族との関係性構築が必要。
3. 補装具貸与のメリット、デメリット	・意思伝達装置の利用までに時間をかける必要がある人がいるので、意思を固めるためにも2～3か月間の貸与期間は必要。 ・意思伝達装置を使わないと納得するための期間としても貸与は有効。利用者の状況をみて、事業者が早々に機器を引き上げると「人間性を否定された」と利用者も感じ、大きなクレームになる可能性がある。納得度の観点から、時間をかける意義はあると感じる。
4. 市区や更生相談所、事業者等へのご意見、要望	・千葉市の方は同行頂けるため、意見交換が出来るようになった。このように関係性が出来ることが望ましい。 ・業者の意見も聞いたうえで、別な判断を更生相談所・市区がすることは問題ない。 ・ケアマネは意思伝達装置そのものを知っている人多くは無い。 ・訪問リハ・訪問看護は、知識はあるが経験数が少ない。知識も経験も要求するのは酷とは感じているが、質問を頂ければ答えるようにしている。 ・療養病棟をもっている病院は、指導員が経験をしていることが多い。

項 目	ヒアリング結果
5. 貸与の必要性の判断と評価の基準・方法、活用	・最初の目的を達成した後に次の目的をたてている方は、有効な利用に繋がっているのでは。一方で呼ばれる頻度もある。よく呼ばれる方が結果的にうまくいくケースが多い。
6. 貸与することがふさわしい対象者の要件	・貸与がふさわしい対象者は、意思伝達装置を使えるようになるまで時間がかかりそうな方や、自分でどの機器が適しているか分からない方。 ・すぐに機器を使える方は貸与する必要性が薄いと感じる。
7. どこが貸与物品を保有することが望ましいか	・今回は自社の在庫を利用。在庫は10台程保有している。中古のPCを買ってインストールしたり、利用者から使わなくなったものを譲り受けることもある。 ・責任の範囲が明確になるので、事業者が保有していた方が良いが、全ての品目でそれを求めるのは酷かもしれない。結果として貸与用の機器を複数保有している特定の事業所に話がいくことになる為、最初から事業者を選定しておいた方が良いのではないかと。 ・更生相談所が保有することもあり得るが、結局設定は事業者の責任。
8. 製品安全と利用安全の確保	・事業者としても保険を掛ける必要性を感じている。現状のデモ機対応はボランティアの延長なので過大な責任は発生しないと認識しているが、貸与制度となると保険の必要性を感じる。 ・消毒は、現状のデモ機はアルコールで拭いて消毒している程度。
9. その他、制度化に向けての課題、要望等	・ヨーロッパのデンマークの方式。患者にずっとつきそっていく仕組みがあれば、貸与は成り立つと感じる。エリアが広いとそれは成り立たないため、狭いエリアで相談できる仕組みがあればよい。 ・本人は意思伝達装置を使いたいが、環境によっては有効活用に至らないこともある。

ヒアリング対象

実施日時	平成28年3月2日（水） 15時00分～15時30分
実施機関	補装具製作事業者

ヒアリング結果

項 目	ヒアリング結果
1. 貸与にかかる負担	・導入初期は都度設定が必要なため、月2回程度の訪問となる。半年以上たてば月1回程度の訪問で済むと思われる。1回の訪問で、移動時間含め2時間程度かかるため、1万円強の費用が発生している。 ・事業所のコスト負担（訪問にかかる人件費）が見えないので、貸与費とのバランスが課題。
2. 補装具貸与のメリット、デメリット	・メリットは導入がしやすくなること。 ・利用者にデメリットは少ないが、事業者は手続き面での負担もある。
3. 貸与することがふさわしい対象者の要件	・この人なら貸与が使える、という人は思いつかない。
4. どこが貸与物品を保有することが望ましいか	・事業者保有のものを使用した。貸与品を事業者が複数保有することは難しいのではないか。 ・介護保険の様にどこか卸事業者が貸与品を保有していることが良いのではないか。
5. その他、制度化に向けての課題、要望等	・専門職との関わりを密にする必要がある。 ・貸与自体は利用者が喜んでいて。

ヒアリング対象

実施日時	平成28年3月8日（火） 9時30分～10時00分
実施機関	補装具製作事業者

ヒアリング結果

項 目	ヒアリング結果
1. 貸与期間中の使用状況、目的の達成度	（目的）発声不能な状態にあり、四肢体幹の筋力低下も顕著なため、コミュニケーションの代替手段として重障害者用意思伝達装置が必要。症状の変動があり、長期間の試用評価が必要。 ・以前にレッツチャットを販売実績あり。横浜リハからの依頼。 ・手続きは想像よりは負担が無かった。新たに作る書類は無く、意思伝達装置を持って行って持って帰るだけだった。普通であれば何回か訪問するが、横リハさんの関与もあった。ネット接続などの設定もしなかった。通常のデモ貸出と同じ対応で済んだ。 ・通常のデモは無料で1週間。メールやネットの接続まではしていない。そこまでのレンタルであれば負担がある。3か月レンタルだった場合、対応が多くなると想定される為、負担はあると感じる。デモ貸出は年間100件程度。1週間で使用出来るかは8～9割程度分かる。たまに2週間～1か月レンタルすることもある。
2. 補装具の判定や製作に与えた影響とその効果	・結果として導入は見送りになった。未成年で、将来的に漢字変換やメール使用を考えていたが、漢字の理解度が未熟なため、授業で漢字を覚えてから伝の心を導入した方が良いとの学校の先生の助言もあり、少し時期を後倒しにすることとした。
3. 補装具貸与のメリット、デメリット	・普段貸し出しをしていて、1週間では足りないと言われることがある。1か月程度のレンタルがあることは有効。一方で必須と言われると難しい。
4. 市区や更生相談所、事業者等へのご意見、要望	・世田谷区からの案件はデモ機が無かったため断った。デモ機は10台保有しているが、タイミング的に合わなかった点と、ネット等の接続をご要望されていたため、手間も考慮した。 ・貸与貸出機は、発売のものと同等のものを貸し出す必要があると言われた。自社保有のデモ機は、若干バージョンが古いものがある。全く同じものと言われるのは厳しいので、配慮頂きたい。
5. 貸与の必要性の判断と評価の基準・方法、活用	・普段からデモ機を貸与しているため、貸与制度が無くても運用は出来ている。 ・更生相談所の判定では、名前を打てるか等をチェックしている。同種のことが出来るかどうかの評価の基準になる。 ・本人・家族・関係者含め生活上必要かどうかも重要なポイント。
6. どこが貸与物品を保有することが望ましいか	・運用は自社なので、物品の補助も含めて制度に入れ込む考え方もある。 ・すぐに貸せる状態にあるのであれば、更生相談所などが持っても良い。
7. その他、制度化に向けての課題、要望等	・1時間5千円でサポート費用を計算している。訪問回数を踏まえると月3万円は欲しい。機種代固定費+サポート1回当たりの費用もあり得る。

資料 9 補装具貸与費支給モデル事業におけるヒアリング調査シート

補装具貸与費支給モデル事業におけるヒアリング調査シート

1. ヒアリング概要

日 時	
場 所	
機関名	
参加者	

2. ヒアリング内容

(1) 貸与目的の達成度、判定・製作に与えた影響等について
(2) モデル事業を終えて、今回の実施方法に関する課題 ※先日頂きました主な課題の深掘り
(3) 貸与の必要性の判断基準と貸与効果の活用方策について
(4) 貸与システム導入に向けたご意見、ご要望等について
(5) その他

ご協力ありがとうございました。

資料１０ 実施機関ヒアリング結果

ヒアリング対象

実施日時	平成２８年３月２日（水） ９時３０分～１０時３０分
機関名	東京都心身障害者福祉センター

ヒアリング結果

項 目	ヒアリング結果
１．貸与目的の達成度、判定・製作に与えた影響等	<Ｓ－Ｂ０１／５３才男性／脳出血／ゲイトソリューション> ・まだ判定には来ていない。（福祉センターの判定は不要） ・ゲイトソリューションは適用範囲が狭い。断る事態になった場合、区福祉センターは書面の作成に関し難色を示すことが多い。区福祉センターからは直接判定をしてもらえるかとの相談あり。 <Ｓ－Ｄ０１／８５才男性／ＡＬＳ／伝の心／１か月> ・書類判定時に確認ができたため、スムーズに判定できた。１１月～２月でレンタル、１２月に判定に来ていたため、本補装具が支給されるまで貸与品を使用することができたのが非常によかった。業者からの貸与は長くて１週間なので、通常であれば本補装具が来るまで意思伝達装置を使うことができない。 ・基準内の意思伝達装置は、書類でも来所でも判定可。特例の場合は出張判定が殆ど。書類の場合、写真をつけて貰うようにしている。判定の業務量自体には貸与モデル事業を使った場合と使っていない場合で変化はない。
２．モデル事業を終えて、今回の実施方法に関する課題 ※先日頂きました主な課題の深掘り	・完成用部品は１か月も使用することはないのではないか。 ・今回かかわっている件数が少ないため、その他のコメントは難しい。 ・仮に貸与件数が増えた場合、実施機関がどこまでできるかが懸念。義足のイメージなど一定の知見がないと受付ができないため、定期的に研修なども実施している。関係する医療スタッフ・業者等との調整・コミュニケーションは実施機関が行ため、十分な調整が必要となる。
３．貸与システム導入に向けたご意見、ご要望等	・貸与品の保有が更生相談所となった場合、管理の業務量をどの程度見込めばよいのか不安もある。いきなり全ての種目を貸与するよりは、少しずつ種目を増やしてはどうか。 ・全国の更生相談所会議等では、地方では「特例の電動車いすも見る機会がない」といった意見を聞くこともある。地方では資源も情報も少ないと史料。 ・意思伝達装置、ＰＳＢは貸与に向くと考える。 ・管理責任等を踏まえても、義肢は業者にパーツも含めて用意してもらうのがよいのではないか。

項 目	ヒアリング結果
4. その他	・ A L S の方の医療からの連携。判定に来る人は在宅の人が多い。病院に行く場合もある。A L S の方は症状の要因もあり、対応できる病院も少ない。入院する場合は国立の療養所等限られた機関に集中する。 ・ 福祉センターでは、装具関係、P S B、基準内の意思伝達装置は都の予算で購入して保有している。義足は事故が起こった場合などの責任問題の関係から、組み換えなどは福祉センターでは実施していない。福祉センターの義肢装具士は、補装具の状態をみると、適合をみることをしている。座位保持装置はオーダーメイド性が高いので保有していない。車いす、電動車いすは、基準内のものは保有している。特例はバラエティが多いのでデモ機を用意していただく形にしている。 ・ 業者からは、自社で保有することの負担についてのコメントがあった。

実施日時	平成28年3月8日（火） 16時00分～17時00分
機関名	横浜市総合リハビリテーションセンター、横浜市、横浜市更生相談所

ヒアリング結果

項 目	ヒアリング結果
1. 貸与目的の達成度、判定・製作に与えた影響等	・最初は訪問してセッティングしたうえで適用があると思われる方に医師の訪問を依頼する。処方に関与するのは、OTが評価し、区役所の担当者にてできる限り同席いただき、リハセンの福祉士、医師、利用者、ご家族の関係者が確認している。 ・通常はパンフレットで紹介したり、家族がネットで検索して機種は知っている。本人の機能と機種とのマッチングはうまくいっていない部分がある。意思伝達装置も様々な機能があり、段々ニーズが広がってくる。家族の管理等に時間や手間がかかるため、メリットとデメリットや覚悟とのバランスをとるための期間として貸与は有効と想定される。 <Y-B01/75才女性/ALS/PSB/1か月×2回> ・PSBは処方しても、設置に手間がかかるなど使う機会が少ないケースがみられる。今回1か月間貸与することで、生活状況をみたくて本補装具製作にいたったため、必要な方に補装具を提供できた。期間が長ければ、症状の進行の中の一時的な利用につながったかもしれない。更に3か月延長といった柔軟な対応があるとよい。 ・ALSでPSBを使用する方は、症状の変化に合わせて一定期間の使用にとどまると想定される。実用的には3か月程度しか使用できない方もいた。貸与によって使いやすいと思う。一方で、医師に訪問してもらうための日程調整で時期が後倒しになることが課題とも考える。 <Y-D01/12才女性/四肢体幹機能障害/伝の心> ・モデル事業があったため、伝の心を使ってみることとした。意思伝達装置を使う方はセッティングに時間を要する方が多い。 ・市販のスイッチでは難しかったため、仮のスイッチをリハセンターのスタッフが製作した。スタンドもアレンジして利用した。重篤な方は必ずしも市販のものが利用できるわけではなく、調整が必要。 ・スイッチ類は、介入が早い時期は市販のものが使用できる。進行すると固定方法など、工夫をしなければいけない。ALSの方もコミュニケーション機器を使い始めるタイミングも様々であり、個別の対応が必要。 ・もともとレッツチャットを使っていたため、一定症状が進行している。モデル事業の実施にあたっては5～6回訪問した。楽しんでいるか、スイッチの使い方、今後の伸びしろ、学習用具としての有効性の確認などを確認した。4月から中等部になって先生も変わること、語学の習得の関係等から導入は見送った。

項 目	ヒアリング結果
2. モデル事業を終えて、今回の実施方法に関する課題 ※先日頂きました主な課題の深掘り	・今回はモデル事業だったため、モデル事業の適用の判断、延長の判断＋本支給の判断で医師が2回訪問。延長は本支給までのつなぎとしての判断であった。最終責任を考えると、医師の判断を前提とすることとした。制度に組み込まれた際は、初回の訪問の段階で、実績があれば本支給に移ることができる制度にしたほうが良いと思われる。 ・評価ができる仕組みにする必要がある。貸与開始の時点で、目的等をはっきりさせておくことが重要。念のために確認する、とりあえず貸与してみるなどの方向性もある。
3. 貸与の必要性の判断基準と貸与効果の活用方策	・横浜の場合は、在宅リハの段階で、ある程度この機種で行けそうだとの判断をしている。横浜は本支給までの隙間を埋めるまでの貸与もあり得る。本支給と貸与に同時申請して、本支給までそのままつながるのは理想的。判断も含めた貸与期間を考えると、他の自治体のケースを調べる必要がある。 ・貸与する仕組みはそれで重要だが、使えるかどうかの専門職による指導が同時に供給されないと活用に至らないと思われる。指導・検証する仕組みがあると望ましい。
4. 貸与システム導入に向けたご意見、ご要望等	・貸与の目的には、判定と適宜利用の2つがあるが、どちらが良いかを考えてきた。制度に組み込まれる場合は、その点が明確になっていると使いやすいと感じる。 ・横浜ではリハセンターが強力に関与いただいているので、他の自治体でもできるかどうかは懸念。 ・適宜利用であれば、意思伝達装置・歩行器・起立保持具が想定される。横浜では訓練主体であった場合、補装具としては処方しないため、歩行器の処方が少ない可能性が高い。他に処方が出ている自治体の意見も聞きたい。また、高額になるので懸念を感じている。 ・歩行器は基準外のものが複数含まれる。学校の移動に毎時間使っている場合は歩行器を処方するが、問い合わせは多いものの、横浜市では年に1件処方があるかどうか。大阪などは起立保持具が複数出ていると聞くので、その状況は聞きたい。 ・意思伝達装置のマイトビーは視線入力装置を使用するため、利用者が機器と接触しない分貸与に向く可能性がある。結果として支給が増えて単価が下がれば望ましい。 ・本支給につながる方式もありつつ、貸与だけで完結する方式も検討頂けると有難い。
5. その他	・貸与事業者にとっては、貸与額の理由によって、事業者が対応できないケースがある。 ・義足の貸与がなかったのは、パーツの多様性などが一因としてある。PSBのように機種が少ないものは対応しやすいが、多様な部品在庫を抱えることが難しい。 ・安全面、衛生面に関しても事業者にとってはハードルになっていると感じる。

ヒアリング対象

実施日時	平成28年3月9日（水） 10時00分～11時30分
機関名	世田谷区
場所	北沢保健福祉センター 第一会議室（世田谷区松原 6-3-5）

ヒアリング結果

項 目	ヒアリング結果
1. 貸与目的の達成度、判定・製作に与えた影響等	<S-B01/63才男性/左下肢機能障害全廃/ゲイトソリューション/1か月> ・これまで治療用装具の軟式を使用していた。 ・ゲイトソリューションは既製品の為適合、不適合が分かれ、医療保険の下肢装具を利用していたが合ってなかった。 ・本補装具前に※※※※病院のドクターより福祉でとのアドバイスを受け、支給決定まで面接は5回。 ・病院では1回につき2時間程度の試着が1～2回しかなかった為レンタルの制度は良かったし有りがたかった。 <S-D02・D03/28才男性/四肢体幹機能・言語障害/伝の心及び話想/3か月> ・従前よりパソパルマルチを使っていたが、合うスイッチがないまま、事業者撤退。本体が壊れていないため再申請ができなかった。現状は口の小さな動き等でコミュニケーションをとっている。 ・事業者が中々みつからず、年末に2事業者が決まった。事業者には、どちらかはお断りする旨を伝えて貸与を開始した。 ・貸与期間は6か月程度必要。 ・目的と機種の適合を見ることができたためよかった。本体は、メールができるため話想にした。まだスイッチが決まっていない。デモをしてもらえる先が見つからない。総福・通所先・往診・リハ・医師などと関与いただいた。 ・スイッチはピエゾンになったが、フィッティングが難しかった。様々試した挙句、OTが自作。その後、同種の既製品があることがやっとわかった。プログレスプリントを検討中。 <S-D01/84才男性/ALS/伝の心/3か月> ・ALSの診断は昨年。84歳で遅い診断だが進行が速い。 ・今まで意思伝達装置は使っていなかった。 ・訪問医師・看護師・PT・OT・STが関与していたが、何らかの形で貸与モデル事業を知っていた。 ・しっかりした方で、自宅で生活することを決めていた。貸与を始めてすぐリハ関係者が関わり、コミュニケーション手段として活用。 ・スイッチは特殊なものではなかったが、ST・OTがフィッティングに頻繁に来ていたと認識している。 ・貸与後に本支給につながったが、本支給までの期間に貸与を継続できたためよかった。

項 目	ヒアリング結果
2. モデル事業を終えて、今回の実施方法に関する課題 ※先日頂きました主な課題の深掘り	< S - B 0 1 > ・期間が短かった。 < S - D 0 2 ・ D 0 3 > ・実質2か月では短く、期間は足りなかった。 ・最低でも半年は必要で、想定の倍の期間が必要と考える。 ・ご家族にしたら探すのが困難な為、医師や病院も事業所まで教えてくれればベストである。 ～総括～ ・メーカーより、業者に入るお金が少なすぎるし、少ない中で管理、安全性の確保等割が合わない為、国から言われてもやらないとのこと。 ・世田谷には総合福祉センターがあり、各支所の専属のセラピスト、OT、PTに相談や判定が出来るメリットがあるが、その反面、本補装具申請は都センターに行かなければならないのは当事者にしたら大変であった。 ・スイッチ本体のレンタルがないと、どうにもならない。スイッチと本体は別々にレンタルをしていただきたい。 ・どの事業者がどの機種を貸与できるかのリストがほしい。
3. 貸与の必要性の判断基準と貸与効果の活用方策	・本支給前提でレンタルはしていた。 ・モデル事業を実施した中で、本人に本当に必要かの判断、効果測定はしていない。 ・医師やリハ職の意向をうけるも、機種選定・判定・支給決定の流れを踏まえて区が貸与決定をした。 ・意思伝達装置は貸与して使えるかを確認しているが、装具は事業全体の円滑性を踏まえての貸与に近い。 ・支給後のフォローはだれがするかが問題。意見書を書いた療育センターの医師からのフィードバックがあるのは一番ありがたい。 ・子供も大人と同じように、医療機関等から適合報告を出させる仕組みとした方が望ましい。
4. 貸与システム導入に向けたご意見、ご要望等	・国が言うなら、国又は全国の何か所又は都の何処かで集めてもらって、そこに行けば借りられるシステムが良いと考える。 ・2年で1～2件だった。機械が人を選んでいるのが実状。 ・補聴器は、イヤーマールド以外は既製品。補聴器は使いこなせていない人が多いと聞く。視覚障害でも、店ではよいと思ったが、生活環境においては使いにくかったケースを聞く。補聴器や視覚障害者への貸与も可能性がある。 ・制度を広げるときにプロセスを厳しくしすぎると、活用につながないと懸念される。反面、簡素すぎるのも困ってしまう。

項 目	ヒアリング結果
5. その他	・ 児童については、親的に学校用、家用、外用の3台欲しいと言われるが、歩行器は医師の意見書通りで、我々は何も言えない。 ・ 確かにフォローする人を出して欲しいし、もっと言うと、報告書を出す義務化、機能があればいいと思う。 ・ 児童の起立保持具は2件（小学校にあがる方）相談があった。レンタルする事業所がなく、1人は購入に。児童の場合、レンタルの意味合いがわからないと言われた。もう1人は機種を悩んでいる状況。

ヒアリング対象

実施日時	平成28年3月10日（水） 9時00分～10時30分
機関名	千葉市、千葉市更生相談所

ヒアリング結果

項 目	ヒアリング結果
1. 貸与目的の達成度、判定・製作に与えた影響等	<C-D01/76才男性/事故/伝の心/3か月> ・ 平成27年3月に階段から転落してC3頸損。一定期間後療養型の病院に移ったため、リハができていなかった。知り合いの方で意思伝達装置に詳しい方がいて、周りから動かされた形。更生相談所から話をするも、周りの影響もありうまく纏まらなかった。事業者保有のスイッチをいくつか試したが、うまくいかなかった。麻痺のレベルから、上肢が動く想定されたため、別なスイッチを試した。更生相談所が関与してスイッチを決めていくことはレアケース。環境が自宅だったり、訪問リハを受ける環境にあれば違ったが、入院中でリハを受け入れられなかったため、チームでの関与が難しかった。 ・ モデル事業の実施前からコミュニケーション機器に関して区の窓口で相談あり。 ・ 市の手法は、申請から支給までは早くするようにしているため、事前に貸与などを依頼していた。リハビリを全く受けていない状況だったため、意思伝達装置の利用以前の関与が必要だった。 ・ ご家族には今後の方向性が見えた。難しいからすぐにやめるのは難しいため、その期間として有用だった。意思伝達装置ではなく、文字盤などの利用にたどり着いた。 ・ 訪問回数は計6回。 ・ 本体は殆ど使わず、スイッチの練習が多かった。 <C-D02/48歳男性/ALS/伝の心/3か月> ・ 平成26年から筋力低下。平成27年3月に障害者手帳取得。有料老人ホームで独居。まだ歩くことはできるが腕が動かない、声が出ない。足でスイッチを動かすことができる状況。 ・ かかっていた病院のOTが意思伝達装置についての説明を実施したと思われる。 ・ 施設に独居のため、誰とどのようにコミュニケーションをとるかの目的でモデル事業を実施。

項 目	ヒアリング結果
	・事業者が本体・フットスイッチを設置。利用もできていたため、すぐに申請して納品。 ・デモ機の場合インターネット設定や環境設定の変更ができない。能力が高い利用者だったため、すぐに本申請をすればよかったと感じている。 ・年末に本申請とモデル事業の申請を同時に実施。2月17日に判定。支給決定日が2月24日。モデル事業の貸与期間が2月29日に終了し、3月3日に本補装具納品。
2. モデル事業を終えて、今回の実施方法に関する課題 ※先日頂きました主な課題の深掘り	・千葉県では、医師とのコミュニケーションは口頭で状況を説明し、指示をいただく形。来所判定に来られない方が多いため、意見書で対応している。日常的にかかわっている医療機関等との連携が望ましい。 ・障害は医療保険に分類されるため、訪問看護になる。一方で訪問看護にはレベルのばらつきがあり、児童は受けてくれないところも多い。全国の訪問看護の事業者は対応が難しいのではないか。報酬等各種制度の対応が必要ではないか。 ・意思伝達装置の場合は本体とスイッチで1品目としていた。スイッチの変更があった場合、業者にも負担となるため配慮が望ましいのではないか。 ・スイッチは高額でないものも多いが、決めるまでに手間がかかる。スイッチの貸与ニーズはあるのではないか。 ・殆どの利用者は市に相談があるため、ヒアリングの方法次第によっては、より適切な関与ができるかもしれない。
3. 貸与の必要性の判断基準と貸与効果の活用方策	・区が何に基づいて決定するか基準がなかったため、利用者から市に申請書を受取り更生相談所が市に助言書を提出、助言書に基づき市が貸与決定をすることとした。 ・購入したあとのフォローアップにより、予後が違ふ。フォローアップに関する費用面での配慮などがあると望ましい。
4. 貸与システム導入に向けたご意見、ご要望等	・技術進歩があるものを市が保有して貸与する場合、毎年更新する必要があり、市町村の負担となる。地域生活支援事業の枠組みの中でスイッチ等の備品の整備ができるようにするのはいかがか。市の単独事業は実施が難しいため、国の補助がある前提だと事業運営がしやすい。 ・デモ機を市町村等で保有する場合、購入よりも管理の方が課題。 ・今までは業者を紹介しただけだったことが、貸与があることによって福祉につながることはメリットといえる。 ・機能が良い段階で意思伝達装置を導入したほうが、予後が良いと思われる。1件保留になっているが、本人が導入までの気持ちに至っていない。そのような方に貸与することで、導入へのハードルを下げることは一案としてありえる。 ・直接判定をする補装具や慣れている病院であれば医師のサインがもらえるが、申請の段階で医師のサインが貰えるかはわからない。判定を受けたあと、意見書にサインいただく形になる可能性がある。判定時に必要性があれば貸与になると思われる。 ・治療用の義肢の場合、高額な部品が使われているものがあるため、

項 目	ヒアリング結果
	判定時に更生相談所側から安価な部品を試すための貸与ができるとよい。 ・ 児童は病院がイニシアティブをもっているケースが殆ど。医師の意見が絶対に近い部分がある一方で、病院と義肢装具士との連携状況や、医師・セラピストの考え方も様々。 ・ 座位保持装置の完成用部品は判定に苦慮する部分があるため、貸与ができるとよい。3日間程度しか試用できないため、支給後に痛くて座れなかったなどのケースでは1～2年以内に再判定する場合もある。
5. その他	・ 千葉市は年間6～7件の意思伝達装置支給。 ・ 意思伝達装置は事業者が有料で貸与しているため、利用者は貸与のメリットがある。

資料 1 1 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（抜粋）

第十三章 福祉用具貸与

第一節 基本方針

（基本方針）

第百九十三条

指定居宅サービスに該当する福祉用具貸与（以下「指定福祉用具貸与」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具（法第八条第十二項の規定により厚生労働大臣が定める福祉用具をいう。以下この章において同じ。）の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

（福祉用具専門相談員の員数）

第百九十四条

指定福祉用具貸与の事業を行う者（以下「指定福祉用具貸与事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定福祉用具貸与事業所」という。）ごとに置くべき福祉用具専門相談員（介護保険法施行令第四条第一項に規定する福祉用具専門相談員をいう。以下同じ。）の員数は、常勤換算方法で、二以上とする。

2 指定福祉用具貸与事業者が次の各号に掲げる事業者の指定を併せて受ける場合であって、当該指定に係る事業と指定福祉用具貸与の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる規定に基づく人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

- 一 指定介護予防福祉用具貸与事業者（指定介護予防サービス等基準第二百六十六条第一項に規定する指定介護予防福祉用具貸与事業者をいう。以下同じ。） 指定介護予防サービス等基準第二百六十六条第一項
- 二 指定特定介護予防福祉用具販売事業者（指定介護予防サービス等基準第二百八十二条第一項に規定する指定特定介護予防福祉用具販売事業者をいう。以下同じ。） 指定介護予防サービス等基準第二百八十二条第一項
- 三 指定特定福祉用具販売事業者 第二百八条第一項

（管理者）

第百九十五条

指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定福祉用具貸与事業所の管理上支障がない場合は、当該指定福祉用具貸与事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第三節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第百九十六条

指定福祉用具貸与事業者は、福祉用具の保管及び消毒のために必要な設備及び器材並びに事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するほか、指定福祉用具貸与の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、第二百三条第三項の規定に基づき福祉用具の保管又は消毒を他の事業者に行わせる場合にあっては、福祉用具の保管又は消毒のために必要な設備又は器材を有しないことができるものとする。

2 前項の設備及び器材の基準は、次のとおりとする。

一 福祉用具の保管のために必要な設備

イ 清潔であること。

ロ 既に消毒又は補修がなされている福祉用具とそれ以外の福祉用具を区分することが可能であること。

二 福祉用具の消毒のために必要な器材当該指定福祉用具貸与事業者が取り扱う福祉用具の種類及び材質等からみて適切な消毒効果を有するものであること。

3 指定福祉用具貸与事業者が指定介護予防福祉用具貸与事業者の指定を併せて受け、かつ、指定福祉用具貸与の事業と指定介護予防福祉用具貸与（指定介護予防サービス等基準第二百六十五条 に規定する指定介護予防福祉用具貸与をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第二百六十八条第一項 及び第二項 に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第四節 運営に関する基準

(利用料等の受領)

第百九十七条

指定福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定福祉用具貸与を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定福祉用具貸与に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定福祉用具貸与事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定福祉用具貸与に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定福祉用具貸与事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

一 通常の事業の実施地域以外の地域において指定福祉用具貸与を行う場合の交通費

二 福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用

4 指定福祉用具貸与事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

5 指定福祉用具貸与事業者は、あらかじめ定めた期日までに利用者から利用料又はその一

部の支払がなく、その後の請求にもかかわらず、正当な理由なく支払に応じない場合は、当該指定福祉用具貸与に係る福祉用具を回収すること等により、当該指定福祉用具貸与の提供を中止することができる。

（指定福祉用具貸与の基本取扱方針）

第百九十八条

指定福祉用具貸与は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止並びに利用者を介護する者の負担の軽減に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならない。

2 指定福祉用具貸与事業者は、常に、清潔かつ安全で正常な機能を有する福祉用具を貸与しなければならない。

3 指定福祉用具貸与事業者は、自らその提供する指定福祉用具貸与の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（指定福祉用具貸与の具体的取扱方針）

第百九十九条

福祉用具専門相談員の行う指定福祉用具貸与の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- 一 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、次条第一項に規定する福祉用具貸与計画に基づき、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得るものとする。
- 二 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行う。
- 三 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者の身体の状態等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行う。
- 四 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行う。
- 五 居宅サービス計画に指定福祉用具貸与が位置づけられる場合には、当該計画に指定福祉用具貸与が必要な理由が記載されるとともに、当該利用者に係る介護支援専門員により、必要に応じて随時その必要性が検討された上で、継続が必要な場合にはその理由が居宅サービス計画に記載されるように必要な措置を講じるものとする。

（福祉用具貸与計画の作成）

第百九十九条の二

福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した福祉用具貸与計画を作成しなければならない。この場合において、指定特定福祉用具販売の利用があるときは、第二百十四条の二第一項に規定する特定福祉用具販売計画と一体のものとして作成されなければならない。

2 福祉用具貸与計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

3 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

4 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画を作成した際には、当該福祉用具貸与計画を利用者に交付しなければならない。

5 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、当該福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行うものとする。

6 第一項から第四項までの規定は、前項に規定する福祉用具貸与計画の変更について準用する。

（運営規程）

第二百条

指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定福祉用具貸与の提供方法、取り扱う種目及び利用料その他の費用の額
- 五 通常の事業の実施地域
- 六 その他運営に関する重要事項

（適切な研修の機会の確保並びに福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上等）

第二百一条

指定福祉用具貸与事業者は、福祉用具専門相談員の資質の向上のために、福祉用具に関する適切な研修の機会を確保しなければならない。

2 福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽に励み、指定福祉用具貸与の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

（福祉用具の取扱種目）

第二百二条

指定福祉用具貸与事業者は、利用者の身体の状態の多様性、変化等に対応することができるよう、できる限り多くの種類の福祉用具を取り扱うようにしなければならない。

（衛生管理等）

第二百三条

指定福祉用具貸与事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 指定福祉用具貸与事業者は、回収した福祉用具を、その種類、材質等からみて適切な消毒効果を有する方法により速やかに消毒するとともに、既に消毒が行われた福祉用具と消毒

が行われていない福祉用具とを区分して保管しなければならない。

３ 指定福祉用具貸与事業者は、前項の規定にかかわらず、福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせることができる。この場合において、当該指定福祉用具貸与事業者は、当該委託等の契約の内容において保管又は消毒が適切な方法により行われることを担保しなければならない。

４ 指定福祉用具貸与事業者は、前項の規定により福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

５ 指定福祉用具貸与事業者は、事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。

（掲示及び目録の備え付け）

第二百四条

指定福祉用具貸与事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

２ 指定福祉用具貸与事業者は、利用者の福祉用具の選択に資するため、指定福祉用具貸与事業所に、その取り扱う福祉用具の品名及び品名ごとの利用料その他の必要事項が記載された目録等を備え付けなければならない。

（記録の整備）

第二百四条の二

指定福祉用具貸与事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

２ 指定福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定福祉用具貸与の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

- 一 福祉用具貸与計画
- 二 次条において準用する第十九条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- 三 第二百三条第四項に規定する結果等の記録
- 四 次条において準用する第二十六条に規定する市町村への通知に係る記録
- 五 次条において準用する第三十六条第二項に規定する苦情の内容等の記録
- 六 次条において準用する第三十七条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（準用）

第二百五条

（略）



42 消毒方法一覧表

＜表-1＞貸与福祉用具の消毒方法とその作用条件・使用方法一覧表

分類記号：貸与福祉用具を消毒するための方法を示すために便宜上設けた記号

消毒方法	作用条件・使用法		分類記号
高温空気消毒	100℃で30分以上さらすまたは120℃で20分以上さらす		1
煮沸消毒	沸騰した湯の中で2分以上煮沸する		2
蒸気消毒	80℃以上で10分以上さらす		3
紫外線消毒	85マイクロワット/cm ² 以上で20分以上		4
アルコール消毒	76.9～81.4%のエタノールで	10分以上浸す	5A
		ガーゼ・脱脂綿に含ませて拭く	5B
	50～70%のイソプロパノールで	10分以上浸す	6A
		ガーゼ・脱脂綿に含ませて拭く	6B
クロルヘキシジン消毒	5%製剤の1%液で	10分以上浸す	7A
		ガーゼ・脱脂綿に含ませて拭く	7B
逆性石けん消毒	10%製剤の1%液で	10分以上浸す	8A
		ガーゼ・脱脂綿に含ませて拭く	8B
両性界面活性剤消毒	10%または15%製剤の1%液で	10分以上浸す	9A
		ガーゼ・脱脂綿に含ませて拭く	9B
ハロゲン系薬剤消毒	塩素系	有効塩素量100～500ppmの水溶液に10分以上浸す	10
	ヨウ素系	有効ヨウ素量44～175ppmの水溶液に10分以上浸す	11
ガス消毒	ガス殺菌装置を使用する		
	ホルムアルデヒドガス	仕様書に従う	12
	エチレンオキシドガス	仕様書に従う	13
	オゾンガス	仕様書に従う	14
	MRガス	仕様書に従う	15
電解生成水消毒	電解生成水製造装置を使用し、仕様書に従う		16
オゾン水消毒	オゾン水製造装置を使用し、仕様書に従う		17
☆その他、消毒効果に関し科学的裏付けのある方法			

＜表-2＞貸与福祉用具と適応消毒方法例一覧表

左ページの分類記号によって消毒方法を示した。

貸与福祉用具	適応消毒方法例（＜表-1＞の分類記号により記載）	
	適応可能なものの例	材質によって適応可能なものの例
車いす	7B 8B 9B 15 17	3
車いす付属品 （クッション類） （電動補助装置等）	3 12 13 14 15 5B 7B 8B 9B 15	1 10 6B 14
特殊寝台	12 13 14 15 5B 6B 7B 8B 9B	
特殊寝台付属品 （介助用ベルトを含む）	12 13 14 15 7B 8B 9B	1 2 3 4 10 16 17
（マットレス）	12 14 15	1 3
床ずれ防止用具	7A 7B 8A 8B 9A 9B 10 14 15 16 17	
体位変換器	7A 7B 8A 8B 9A 9B 10 14 15 16 17	5B 6B
手すり	5B 6B 7A 7B 8A 8B 9A 9B 12 13 14 15 16 17	1 2 3 10 11
スロープ	1 3 4 12 13 14 15 17	11 16
歩行器	5B 6B 7B 8B 9B 12 13 14 15 17	3 16
歩行補助つえ	5B 6B 7B 8B 9B 12 13 14 15 17	
認知症老人徘徊感知機器	7B 8B 9B	
移動用リフト	1 3 7A 7B 8A 8B 9A 9B	12 13 14 16 17
自動排泄処理装置（本体）	12 13 14 15 7B 8B 9B	5B 6B 10

35 消毒する福祉用具の保管方法は？

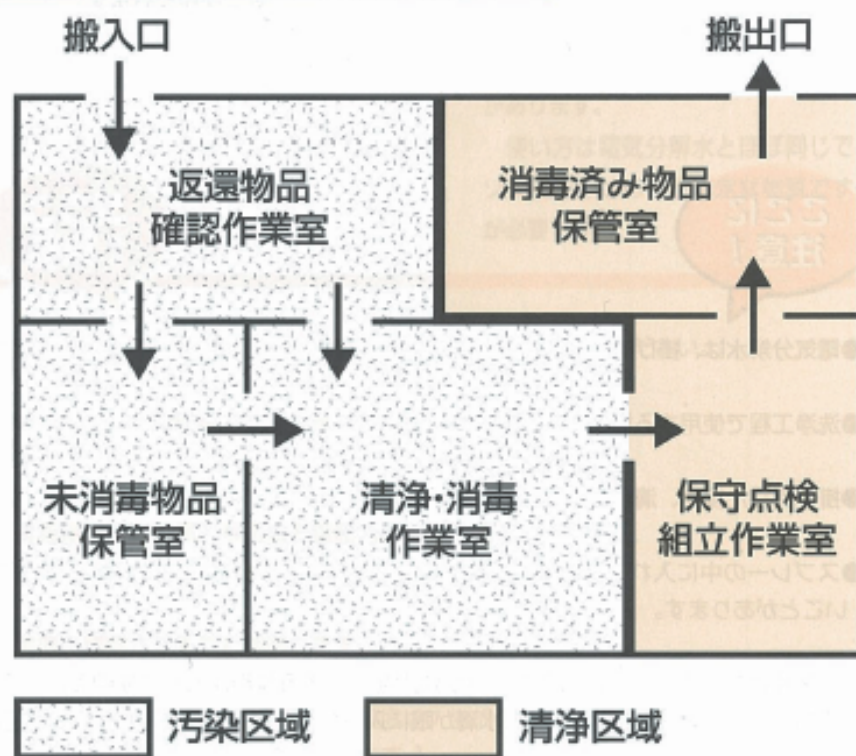
（使用済み福祉用具と消毒済み福祉用具は区別して、別々に保管しなければなりません。）

利用者から返還された福祉用具は、汚染されているものと考えなければなりません。そのため返還された用具はできるだけ速やかに消毒することが大切です。やむをえず一時保管する場合には、専用の保管場所を確保し、汚染区域として管理する必要があります。消毒作業は常に

定められた作業場で行うようにし、消毒前の物品を扱う区域（汚染区域）と消毒後の物品を扱う区域（清浄区域）をきちんと区別することが大切です。

関係者以外の立ち入りを制限することもあります。

作業場の区分化と物品の流れ（例）



ここに
注意！

- 作業区域内では常に消毒する物品の流れが一定方向になるように工夫し、**消毒済み物品と未消毒の物品が作業中に交差したり、混ざり合ったりすることがないように注意**しましょう。
- 作業者の動線にも工夫をし、汚染区域と清浄区域との往来はできるだけ少なくしましょう。汚染区域の作業者と清浄区域の作業者を業務分けし、それぞれが専従で作業を行うのが最も理想的です。
- 各区域に専従作業者を置けない場合でも、**汚染区域から清浄区域に立ち入る時には、手指の消毒、更衣（作業衣を替える）、履き物の交換を徹底**しましょう。
- 返還用具の回収の際に、明らかに血液や膿などの付着している用具があった場合は、ビニールシートなどで全体を覆うか密閉するなどして、他の用具と区別して輸送しましょう。一時保管する場合も同様の注意が必要です。
- 回収した使用済み福祉用具と、納品する未使用の福祉用具を混載して輸送する場合は、荷台を区別したり密閉するなどして、物品が接触しないよう**注意**しましょう。
- 作業場はその日の作業終了後に清掃を行い、**常に清潔に保つ**ことを心がけましょう。
- 各作業区域は、ハードな隔壁で区分するのが原則です。諸般の事情からビニールカーテン等で区画することもあります。いずれは改修する努力が必要です。

資料 1 3 児童用歩行器の種類と特徴（参考例）

写真	該当製品 (メーカー名・製品名・型番)	価格	特徴	備考
	(株)ハートウォーカー ジャパン	不明	●両手が自由に使える、正しい立位姿勢を可能にする歩行器。	・英国医療技術者 David Hart 氏が発明。 ・現在ハートウォーカーは脳性麻痺以外で歩行障害を伴う様々な症例にも利用されている。 ・(株)ハートウォーカージャパンが日本で最初にを導入。 ・日本での普及活動が認められた唯一の会社。 ・2003年に製造・販売・管理のライセンスを取得し国産化も実現。 http://www.hart-walker.co.jp/products/phw.html
	ハートウォーカー Hart Walker			
	—			
	(株)有蘭製作所 STRIDER 〔ストライダー〕	S サイズ／ 160,000 円 M サイズ／ 175,000 円 L サイズ／ 190,000 円	●これ1台で機能とサイズの変化に対応！エコで機能的！ ●フレームの共通化により実現できたモジュール型歩行器。 ●工具なしで各パーツの調節・交換ができ、ひとりひとりの身体機能とサイズに合わせて様々な歩行能力に対応できる。 ●オプションパーツは歩行器用だけでなく前傾姿勢の椅子用もありさらなる可能性をもった歩行器。	・ストライダー：アメンボ(water strider) の様なフレームと元氣よく大またで歩く (stride) の二つのイメージから元氣よくスイスイ歩くようにという想いを込めた名称。 ＜適応身長＞ - S サイズ：95cm ～ 120cm 程度 - M サイズ：110cm ～ 135cm 程度 - L サイズ：130cm ～ 155cm 程度 ・共同開発：北九州市立総合療育センター http://www.arizono.co.jp/top/seihin/hoku00.html
	サドル付き 体幹サポートウォーカー			

写真	該当製品 (メーカー名・製品名・型番)	価格	特徴	備考
	(株)有菌製作所	Sサイズ／ 138,000 円 Mサイズ／ 153,000 円 Lサイズ／ 168,000 円	●これ 1 台で機能とサイズの変化に対応！エコで機能的！ ●フレームの共通化により実現できたモジュール型歩行器。 ●工具なしで各パーツの調節・交換ができ、ひとりひとりの身体機能とサイズに合わせ様々な歩行能力に対応できる。 ●オプションパーツは歩行器用だけでなく前傾姿勢の椅子用もありさらなる可能性をもった歩行器。	・ストライダー：アメンボ(water strider) の様なフレームと元氣よく大まかで歩く(stride) の二つのイメージから元氣よくスイスイ歩くようにという想いを込めた名称。 ・＜適応身長＞ Sサイズ：95 cm～ 120 cm程度 Mサイズ：110 cm～ 135 cm程度 Lサイズ：130 cm～ 155 cm程度 ・実用新案取得済。 ・共同開発：北九州市立総合療育センター http://www.arizono.co.jp/top/seihin/houkou00.html
	STRIDER 〔ストライダー〕			
	前腕サポート付き 体幹サポートウォークー			
	(株)有菌製作所	Sサイズ／ 80,600 円 Mサイズ／ 95,600 円 Lサイズ／ 110,600 円	●これ 1 台で機能とサイズの変化に対応！エコで機能的！ ●フレームの共通化により実現できたモジュール型歩行器。 ●工具なしで各パーツの調節・交換ができ、ひとりひとりの身体機能とサイズに合わせ様々な歩行能力に対応できる。 ●オプションパーツは歩行器用だけでなく前傾姿勢の椅子用もありさらなる可能性をもった歩行器。	・ストライダー：アメンボ(water strider) の様なフレームと元氣よく大まかで歩く(stride) の二つのイメージから元氣よくスイスイ歩くようにという想いを込めた名称。 ・＜適応身長＞ Sサイズ：95 cm～ 120 cm程度 Mサイズ：110 cm～ 135 cm程度 Lサイズ：130 cm～ 155 cm程度 ・実用新案取得済。 ・共同開発：北九州市立総合療育センター http://www.arizono.co.jp/top/seihin/houkou00.html
	STRIDER 〔ストライダー〕			
	上肢サポートウォークー			

写真	該当製品 (メーカー名・製品 名・型番)	価格	特徴	備考
	昭和貿易 (株)	95,000 円	●優れた機能性とデザイン性を合わせ持つデザインマークからやってきた後方支持型歩行器!! ●歩行能力に合わせた様々なオプション。 ●成長対応が出来る調節機能。子供から大人まで対応できるサイズ展開。 ●ハンドル間の幅を調節することができ、より安定した歩行が可能。 ●新たにサイズ3が加わって最大適応身長が180cm、耐荷重が80kgまでになった。	http://www.showa-boeki.co.jp/business/healthcare/handicapsupport/index.html
	CROCODILE (クロコダイル)			
	サイズ1 <86801>			
	昭和貿易 (株)	99,000 円	●優れた機能性とデザイン性を合わせ持つデザインマークからやってきた後方支持型歩行器!! ●歩行能力に合わせた様々なオプション。 ●成長対応が出来る調節機能。子供から大人まで対応できるサイズ展開。 ●ハンドル間の幅を調節することができ、より安定した歩行が可能。 ●新たにサイズ3が加わって最大適応身長が180cm、耐荷重が80kgまでになった。	http://www.showa-boeki.co.jp/business/healthcare/handicapsupport/index.html
	CROCODILE (クロコダイル)			
	サイズ2 <86802>			

写真	該当製品 (メーカー名・製品 名・型番)	価格	特徴	備考
	昭和貿易(株)	102,000 円	●優れた機能性とデザイン性を合わせ持つデザインからやってきた後方支持型歩行器!! ●歩行能力に合わせた様々なオプション。 ●成長対応が出来る調節機能。 子供から大人まで対応できるサイズ展開。 ●ハンドル間の幅を調節することができ、より安定した歩行が可能。 ●新たにサイズ3が加わって最大適応身長が180cm、耐荷重が80kgまでになった。	http://www.showa-boeki.co.jp/business/healthcare/handicapsupport/index.html
	CROCODILE (クロコダイル)			
	サイズ3 <86803>			
	昭和貿易(株)	W1/2BRX/ 55,000 円 W1BRX/ 56,000 円 W2BRX/ 57,000 円 W3BRX/ 58,000 円 W4BRX/ 60,500 円	●3種類(2輪・4輪・前輪スイング輪)の本体と5サイズ(1/2・1・2・3・4)と様々なオプションによって構成されている。 ●歩行エネルギーを効率よく使い、一歩ずつ体重移動しながら自然な歩行運動を促進。 ●姿勢アライメントが改善され、体幹の前傾や下肢の屈曲を防ぎ、歩行リズムが良くなり歩幅が広がる。 ●後輪のバックストッパーにより、体重を後方に傾けても逆行せず直立姿勢が保ちやすい。	http://www.showa-boeki.co.jp/business/healthcare/handicapsupport/index.html
	姿勢制御歩行器 P.C.W. (ポスチャークン トロールウォーカー ー)			
	W1/2~4BRX(4輪タイプ)			

写真	該当製品 (メーカー名・製品 名・型番)	価格	特徴	備考
	昭和貿易(株) 姿勢制御歩行器 P.C.W. (ポスチャークン トロールウォーカー ー)	W1/2BSX/ 59,000 円 W1BSX/ 60,000 円 W2BSX/ 60,500 円 W3BSX/ 60,500 円 W4BSX/ 64,000 円	●3種類(2輪・4輪・前輪スイング輪)の本体と5サイズ(1/2・1・2・3・4)と様々なオプションによって構成されている。 ●歩行エネルギーを効率よく使い、一歩ずつ体重移動しながら自然な歩行運動を促進。 ●姿勢アライメントが改善され、体幹の前傾や下肢の屈曲を防ぎ、歩行リズムが良くなり歩幅が広がる。 ●後輪のバックストッパーにより、体重を後方に傾けても逆行せず直立姿勢が保ちやすい。	・BRXタイプとBSXタイプの後輪はバックストッパーが内蔵された5インチのキャスター。 http://www.showa-boeki.co.jp/business/healthcare/handicapsupport/index.html
	W1/2～4BS X (前輪スイング4 輪タイプ)			
	昭和貿易(株) 姿勢制御歩行器 P.C.W. (ポスチャークン トロールウォーカー ー)	W1/2B/49,000 円 W1B/49,000 円 W2B/53,000 円 W3B/53,000 円 W4B/56,000 円	●3種類(2輪・4輪・前輪スイング輪)の本体と5サイズ(1/2・1・2・3・4)と様々なオプションによって構成されている。 ●歩行エネルギーを効率よく使い、一歩ずつ体重移動しながら自然な歩行運動を促進。 ●姿勢アライメントが改善され、体幹の前傾や下肢の屈曲を防ぎ、歩行リズムが良くなり歩幅が広がる。	http://www.showa-boeki.co.jp/business/healthcare/handicapsupport/index.html
	W1/2～4B (2輪タイプ)			

写真	該当製品 (メーカー名・製品名・型番)	価格	特徴	備考
	(株)共に生きるために	S S / 109,000 円	●股関節への加重が調節できるため自然に近い歩行を促す。 ●安全性に優れ、なおかつ適切なサポートの量を各自に合わせて調節できる。 ●使用者が一番歩きやすい位置に高さ・角度の調整ができる。 ●大腿サポートで足の内転、外転をコントロール。 ●補助を全て取り外して移動が可能。折りたためて車にも楽に積める。 ●MOVEプログラムに基づき開発された公認機器。	・MOVEプログラムとは？ Mobility Opportunities Via Education (教育を通して動く機会を)の略称。MOVE プログラムは、アメリカ、カリフォルニア州カーン郡教育委員会で1986年に開発された重度重複障害児・者の自立を支援する教育プログラムとして、欧米を中心に各国で高い評価を得ている。 http://www.livetoge.com/s-01pesa.html
	ペーサーゲートト レーナー	S / 149,000 円 M / 190,000 円		
	K 5 0 9 S S K 5 0 1 S K 5 0 2 M K 5 0 3 L K 5 0 4 X L	L / 246,000 円 X L / 375,000 円		
	(株)有蘭製作所	S S / 96,000 円	●自力で移動する手段を持たない重度障害児の歩行を助ける。 ●自発的な移動を促すことにより生活や学習に対する意欲を高め精神的、身体的に好影響を与える。 ●胸部から腋窩部にかけて半円筒状に成形した胸パッドと、臀部の曲面に合わせ成形したサドルは、それぞれ任意の位置と角度で調節できる。 ●テールは視界を良くするため透明プラスチック板を用い、又歩行の安定化のためグリップをつけている。	・オプションでSRCウオーカーのフレームを塗装することもできる。カラーは 白・黒・青・黄・ピンク。 http://www.arizono.co.jp/top/seihin/hokou00.html
	SRCウオーカー	S / 100,000 円 L / 102,000 円		
	SRCウオーカー -SS SRCウオーカー -S SRCウオーカー -L SRCウオーカー -LL	L L / 107,000 円		

写真	該当製品 (メーカー名・製品名・型番)	価格	特徴	備考
	(株)有菌製作所	68, 000 円	●SRCウオーカー対象の方よりも小さい方のためのウオーカー。 ●遊具感覚で自立移動への動機づけになる。	・体幹角度 0 ～ 4 5 ° 。 http://www.arizono.co.jp/top/seihin/hokou00.html
	ポニーウオーカー			
	—			
	(株)有菌製作所	98, 000 円	●体幹パッドと臀部ベルトが、身体をやさしく支える。 ●内側のサポート部分が独立しているためフレームをロックしたままでもその場で動く（回転する）ことが出来る。 ●4 輪すべてに自在輪をしようしているので、どの方向にも簡単に進むことが出来る。 ●4 輪全てがトータルロック機能付のため、フレームをその場で完全にロックすることが出来る。	・オプションでフレームを塗装することもできる。カラーは 白・黒・青・黄・ピンク 。 http://www.arizono.co.jp/top/seihin/hokou00.html
	UFOウオーカー			
	—			

写真	該当製品 (メーカー名・製品 名・型番)	価格	特徴	備考
	オットーボック・ジ ヤパン(株)	不明	●キッドウォークは、ただ立って移動することを目的にするのではなく、お子様のよりよい生活や発達のために、適切な歩行によって移動し、積極的な社会参加を実現するための歩行器。 ●両手を、自分の体重を支えるためではなく、目的を達成するための道具として活用することで、お子様自身がリラックして歩行をおこない、自ら動くことの楽しさを感じられるようになっていく。 ●ハンズフリーになることにより、日常生活の中で多くの社会参加の機会を生み出す。 ●重心移動をサポートすることにより、自由にダイナミックな動きを引き出す。	・移動用機器 ・サイズ展開はサイズ1、サイズ2の二型。 ・適応年齢＜ - サイズ1：1～7才位 - サイズ2：5～12才位 http://www.ms.ottobock.jp/kids/kidwalk.html
	キッドウォーク			
	—			
	オットーボック・ジ ヤパン(株)	不明	●フレーム前方がオープンになったユニークな形状により、立位時および歩行時に直立姿勢を促進するように設計された歩行器。 ●フレームのたわみが少なく、車輪の動きがスムーズなため、歩行訓練を始めたばかりの子どもでも最小限の力で歩行器を動かすことができる。 ●成長に合わせて、ハンドルの高さなど各部を調整することができる。 ●フレームは3つのサイズから選択可。 ●持ち運び時や収納時に便利な折りたたみ式歩行器。	・訓練用機器/歩行器：子ども用姿勢保持用具(姿勢制御歩行器) ・フレームカラーは3色から選択できる。 - カラー：ピンク(新色)、グラニースミス、サターンブルー http://www.ms.ottobock.jp/kids/nurmi.html
	ヌルミネオ			
	—			

写真	該当製品 (メーカー名・製品 名・型番)	価格	特徴	備考
	きさく工房(株)	不明	●姿勢保持機能付き折りたたみ式歩行器。 ●自動車などへの積み込みやすさを考慮して、折りたたみ機構と支持部脱着機構を搭載。 ●30度の角度をつけた前後脚フレームにより、高さ調節と同時に支持基底部も広がっていくトラスフレーム構造。 ●テイルト機構による支持部全体の角度設定と、また独立してサドルの角度調節が可能。 ●体幹支持部の高さ調節、また体幹サポートパッドの内幅、高さ、そして骨盤支持部（サドル）の高さなど、各部調節機構。 ●上肢支持部は、前腕部、上腕部のそれぞれで角度調節が可能。 ●グリップ（オプション）は高さと前後の調節が可能。	・サイズ展開はS、M、Lの3サイズ。 ・シート標準色（レッド、ブラック） ・フレーム標準色（アイボリー） http://www7a.biglobe.ne.jp/~kisaku/wholesaler/prostar.html
	プロスター PROSTAR			
	—			

資料 1 4 社会保障審議会障害者部会報告書（抜粋）

障害者総合支援法施行 3 年後の見直しについて ～社会保障審議会障害者部会報告書～ 平成 2 7 年 1 2 月 1 4 日

10. その他の障害福祉サービスの在り方等について

(1) 現状・課題

（障害者総合支援法の「障害者」の範囲）

- 障害者総合支援法については、平成 25 年 4 月に、制度の対象として難病等が追加され、順次、対象となる疾病の拡大が図られており、本年 7 月には 151 疾病から 332 疾病に拡大されている。また、障害者総合支援法における「障害者」の定義を、障害者基本法における「障害者」の定義に合わせるべきではないか、小児慢性特定疾病における対象疾病も含め、支援を必要とする疾病を幅広く対象とすべきではないか等の意見がある。

（障害福祉サービス等の質の確保・向上）

- 障害福祉サービスの利用者が多様化するとともに、サービスを提供する事業所数も大幅に増加している中、利用者が個々のニーズに応じた良質なサービスを選択できるような仕組みや、事業者が提供するサービスの質の確保・向上を図る取組が重要となる。特に、サービスの質の確保に当たっては、情報の透明性の確保や適正な執行の確保が重要な課題となっている。例えば、実地指導について、施設は 2 年に 1 度、その他のサービス事業所は 3 年に 1 度行うこととされているが、自治体間で実施率に開きがあり、実施率の向上が課題となっている。
- 都道府県と市町村では、障害福祉サービス等の提供体制の確保に向け、必要なサービス等の見込量等を記載した障害福祉計画を作成することとしている。第 4 期障害福祉計画（平成 27 年度～29 年度）に係る基本指針では、PDCA サイクルを導入しているが、各自治体において、実効性ある取組を推進していく必要がある。

（障害福祉サービス等の持続可能性の確保）

- 政府は、国・地方の基礎的財政収支（プライマリーバランス）について、2020 年度（平成 32 年度）までに黒字化を目指すとの財政健全化目標を掲げており、社会保障関係費については、平成 32 年度に向けて、その伸びを、高齢化による増加分と消費税率引上げと併せて行う充実等に相当する水準におさめることを目指すこととされている。財政制度等審議会では、障害者総合支援法の見直しに当たっては、サービス提供の在り方や財源・利用者負担の在り方等について幅広く検討を行い、制度の持続可能性の確保を図るべきと建議されている。
- 障害福祉サービスについては、義務的経費化を行うことで、支援を必要とする障害者等に対し、安定的にサービスを提供することができるようになった。一方で、障害福祉サービス関係予算額が 10 年間で 2 倍以上に増加しており、国・地方自治体の財政状況にも配慮する必要がある。

- 社会保障関係費全体について制度の持続可能性の確保が求められている中、障害福祉サービスについても、障害者に対して必要な支援を確実に保障するため、サービス提供を可能な限り効率的なものとする等により、制度を持続可能なものとしていく必要がある。今回の制度見直しを含め、障害者のニーズを踏まえたサービスの充実においては、既存の障害福祉サービスの重点化・効率化を始めとする制度の見直しや負担の在り方の見直し等と併せて、財源を確保しつつ実施していく必要がある。

（障害福祉サービス等の利用者負担）

- 障害者の利用者負担については、厚生労働省と障害者自立支援法違憲訴訟原告団・弁護団との基本合意（平成 22 年 1 月）や「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」（平成 23 年 8 月）等も経て、順次軽減され、現在低所得者等（93.3%）の利用者負担は無料となっており、給付全体に占める利用者負担の割合は 0.26%となっている。また、障害者自立支援法の創設時に、激変緩和措置として経過措置（食事提供体制加算、障害児サービスにおける補足給付の特例、医療型個別減免の特例）が設けられており、これらは平成 30 年 3 月 31 日までの措置となっている。
- 自立支援医療の経過的特例措置は、平成 18 年度の自立支援医療制度創設時に、若年世帯が多い育成医療の中間所得層及び一定所得以上の「重度かつ継続」対象者の医療費負担が家計に与える影響等を考慮し、激変を緩和するという観点から負担上限が設定されており、これらは平成 30 年 3 月 31 日までの措置となっている。
- 利用者負担については、負担能力のある人には必要な負担を求めるべきであり必ずしもサービスの利用抑制につながらないのではないか、所得水準に応じたきめ細かな階層区分があってもよいのではないか、といった意見や、利用者負担を引き上げた場合にはサービスの利用抑制や医療の受診抑制につながるのではないか、家計に影響を及ぼすのではないかと、といった意見がある。また、障害者の生活実態等の調査・検証が必要なのではないかと、就労系サービスは ILO 条約との関係にも留意して検討する必要があるのではないかと、との意見もある。

（障害福祉サービス等の制度・運用）

- 地域生活支援事業については、地域の実情に応じた取組が行われており、その事業ニーズが増大している。裁量的経費であり、予算額の伸びには一定の制約がある中で、地方公共団体や当事者団体から予算の確保を強く要望されている。一方で、任意事業で実施率が低く、必要性が低下したと考えられる事業については廃止するなど、従来から見直しが行われており、引き続き見直しを行っていく必要がある。
- その他、障害福祉サービス等の制度・運用面については、補装具・日常生活用具の適切な支給等に向けた取組、障害福祉サービス等を担う人材の確保や資質向上、障害福祉サービス等における報酬の支払い（昼夜分離と報酬の日払い方式の考え方）、女性の障害者に対する配慮等の課題が指摘されている。

(2) 今後の取組

(基本的な考え方)

- 障害福祉サービス等の利用者が多様化するとともに、サービスを提供する事業所数も大幅に増加するなど、障害者総合支援法の施行状況が変化する中で、障害福祉サービス等の質の向上・確保や制度の持続性の確保に向けて、以下のような取組を進めるべきである。

(障害者総合支援法の「障害者」の範囲)

- 障害者総合支援法はサービス給付法という性質を有するため、制度の対象となる者の範囲を客観的に明確にしておく必要があるが、障害福祉サービスを真に必要とする者がサービスを受けることができるよう、引き続き検討を行うとともに、指定難病に関する検討状況も踏まえつつ、対象疾病の見直しを検討していくべきである。

(障害福祉サービス等の質の確保・向上)

- 利用者が、個々のニーズに応じた良質なサービスを選択できるよう、介護保険や子ども・子育て支援制度を参考としつつ、サービス事業所の情報（例えば、事業所の事業内容、職員体制、第三者評価の状況等）を公表する仕組みを設けるべきである。
- 事業所が提供するサービスの質の確保・向上に向け、自治体が実施する事業所等への指導事務を効果的・効率的に実施できるよう、介護保険制度における指定事務受託法人制度を参考としつつ、当該事務を適切に実施することができると認められる民間法人への委託を可能とすべきである。
- 市町村による給付費の審査をより効果的・効率的に実施できるよう、現在支払事務を委託している国民健康保険団体連合会について、審査を支援する機能を強化すべきである。また、制度に対する理解促進や不正請求の防止等の観点から、市町村から利用者に対し、サービス内容や金額を通知するなどの取組を推進すべきである。
- 障害福祉計画の実効性を高めていくため、例えば、PDCA サイクルを効果的に活用している好事例を自治体間で共有するとともに、都道府県ごとの目標・実績等の公表・分析や、障害福祉サービスの利用状況等に関するデータ分析に資する取組などを推進すべきである。

(障害福祉サービス等の利用者負担)

- 障害福祉サービス等の利用者負担については、障害者総合支援法の趣旨やこれまでの利用者負担の見直しの経緯、障害者等の家計の負担能力、他制度の利用者負担とのバランス等を踏まえ、制度の持続可能性を確保する観点や、障害福祉制度に対する国民の理解や納得を得られるかどうかという点、利用抑制や家計への影響といった懸念にも留意しつつ、引き続き検討すべきである。

- 利用者負担に関する経過措置（食事提供体制加算等）の見直しについては、時限的な措置であること、施行後 10 年を経過すること、平成 22 年度より障害福祉サービスの低所得者の利用者負担が無料となっていること、他制度とのバランスや公平性等を踏まえ、検討すべきである。

（障害福祉サービス等の制度・運用）

- 地域生活支援事業の在り方については、必要な事業を効果的・効率的に実施することができるよう、自治体における執行状況やニーズ等を踏まえて事業内容を精査するとともに、障害福祉サービスの個別給付の在り方を見直す中で、財源を確保しつつ、引き続き検討すべきである。
- 補装具については、効果的・効率的な支給に向け、実態の把握を行うとともに、購入を基本とする原則を堅持しつつ、成長に伴って短期間で取り替えなければならない障害児の場合など、個々の状態に応じて、貸与の活用も可能とすることや、医療とも連携した相談支援の体制整備等を進めるべきである。また、日常生活用具給付等事業については、効果的・効率的に実施することができるよう、執行状況やニーズ等を踏まえ、検討すべきである。
- 障害福祉サービス等の提供を担う人材の確保や資質向上に向けて、職員の資質向上やキャリア形成を図ることができる職場環境の整備、熟練した従業者による実地研修の実施等を促進すべきである。
- その他の障害福祉サービス等の制度・運用面に関する課題・指摘については、今後とも、障害福祉サービス等の質の確保・向上に向けた取組を検討する中で考慮していく必要がある。

補装具費支給制度における貸与方式導入に向けた
体制のあり方の検証等に関する研究事業報告書

平成 28 年 3 月	発行
発 行 者	公益財団法人テクノエイド協会
〒162-0823	
東京都新宿区神楽河岸 1 番 1 号	セントラルプラザ 4 階
TEL 03-3266-6880	FAX 03-3266-6885

この事業は、平成 27 年度障害者総合福祉推進事業の一環として厚生労働省から補助金の交付を受けて実施したものです。